

○職員の給与に関する条例

昭和二十六年三月二十七日

福島県条例第九号

改正 昭和二六年六月一二日条例第四六号

昭和二六年九月一〇日条例第六一号

昭和二六年一二月二二日条例第九〇号

昭和二七年三月三〇日条例第一一号

昭和二七年六月一九日条例第五七号

昭和二七年八月二七日条例第六六号

昭和二七年八月三〇日条例第七八号

昭和二七年一二月二五日条例第一〇〇号

昭和二八年三月一七日条例第一号

昭和二八年一〇月一二日条例第三六号

昭和二八年一二月三〇日条例第四八号

昭和二八年一二月三〇日条例第四九号

昭和二九年四月一日条例第三〇号

昭和二九年七月一日条例第六四号

昭和二九年一〇月一五日条例第八四号

昭和三十一年三月三十一日条例第一三号

昭和三十一年四月一日条例第二六号

昭和三十一年一二月二五日条例第六八号

昭和三二年一月一〇日条例第一号

昭和三二年一〇月一六日条例第四六号

昭和三二年一二月二四日条例第六一号

昭和三十三年八月一日条例第五三号

昭和三十三年一〇月二八日条例第七三号

昭和三四年一月六日条例第一号

昭和三四年六月一三日条例第一五号

昭和三四年一〇月一七日条例第二六号

昭和三五年六月一四日条例第二三号

昭和三五年一〇月一〇日条例第三一号

昭和三五年一二月二六日条例第五一号
 昭和三六年三月三十一日条例第三号
 昭和三六年七月二五日条例第二二号
 昭和三六年一〇月六日条例第三四号
昭和三六年一二月二五日条例第四二号
 昭和三八年一月一〇日条例第一号
 昭和三八年三月一五日条例第五号
昭和三八年一〇月二五日条例第三六号
昭和三八年一二月二五日条例第四三号
昭和三九年八月二五日条例第一〇八号
昭和三九年一二月二五日条例第一二三号
昭和三〇年一二月二八日条例第八一号
昭和三一年一二月二二日条例第八〇号
昭和三二年一二月二二日条例第四三号
昭和三三年一二月二〇日条例第四五号
 昭和三四年三月二〇日条例第三号
昭和三四年一二月一〇日条例第六一号
 昭和三五年七月一五日条例第三九号
昭和三五年一二月二二日条例第五六号
 昭和三六年三月二〇日条例第三号
昭和三六年一二月二〇日条例第六一号
 昭和三七年七月二一日条例第三四号
昭和三七年一二月二五日条例第五六号
 昭和三八年四月二六日条例第三九号
 昭和三八年七月二〇日条例第四五号
昭和三八年一〇月一八日条例第五五号
 昭和三九年三月三〇日条例第四三号
 昭和三九年六月一七日条例第四八号
 昭和三九年七月二五日条例第五二号
昭和三九年一二月二四日条例第七七号
 昭和三〇年三月三十一日条例第三一号

昭和五〇年七月一五日条例第三四号
昭和五一年一月六日条例第一号
昭和五一年七月二三日条例第四七号
昭和五一年一月二四日条例第六〇号
昭和五二年一月二二日条例第五〇号
昭和五三年三月三〇日条例第八号
昭和五三年七月一四日条例第四四号
昭和五三年一月二三日条例第六二号
昭和五四年一月二四日条例第四八号
昭和五五年一月二三日条例第五一号
昭和五六年三月一六日条例第一号
昭和五六年一〇月一三日条例第四二号
昭和五六年一月二一日条例第四九号
昭和五七年六月一日条例第四二号
昭和五七年七月一三日条例第四五号
昭和五八年一月二三日条例第四三号
昭和五九年一月二五日条例第五八号
昭和六〇年一月二五日条例第五二号
昭和六一年三月二五日条例第六号
昭和六一年七月二五日条例第四〇号
昭和六一年一月二三日条例第六八号
昭和六二年一月二二日条例第六四号
昭和六三年三月二二日条例第五号
昭和六三年一月二〇日条例第五六号
平成元年三月三〇日条例第九号
平成元年一月二六日条例第八二号
平成二年一月二一日条例第四八号
平成三年一月二五日条例第七一号
平成四年三月二四日条例第八号
平成四年七月七日条例第七一号
平成四年一月二二日条例第九一号

平成五年三月二三日条例第四号
平成五年一二月二四日条例第五八号
平成六年一二月二二日条例第八二号
平成七年三月一七日条例第二号
平成七年七月一一日条例第五〇号
平成七年一二月二二日条例第六九号
平成八年一二月二四日条例第三六号
平成九年三月二五日条例第三号
平成九年一〇月一七日条例第六二号
平成九年一二月二四日条例第七三号
平成一〇年一二月二二日条例第五九号
平成一一年一二月二四日条例第五一号
平成一二年一二月二二日条例第一九二号
平成一三年三月二七日条例第一号
平成一三年一二月二五日条例第七三号
平成一四年三月二六日条例第二号
平成一四年一〇月一八日条例第八五号
平成一四年一二月二四日条例第一〇二号
平成一五年一二月二八日条例第八二号
平成一五年一二月二六日条例第九八号
平成一六年三月二六日条例第七号
平成一六年一〇月七日条例第六五号
平成一六年一二月二四日条例第八二号
平成一七年三月二五日条例第八号
平成一七年一二月二九日条例第一二八号
平成一八年三月二二日条例第五九号
平成一八年一二月三〇日条例第一〇一号
平成一九年三月二〇日条例第七号
平成一九年一〇月一六日条例第七〇号
平成二〇年三月一一日条例第二号
平成二〇年一二月二七日条例第七六号

平成二〇年一月二四日条例第八一号
平成二一年三月二四日条例第一〇号
平成二一年五月二九日条例第六二号
平成二一年一月二七日条例第九五号
平成二一年一月二五日条例第一〇四号
平成二二年三月二三日条例第三号
平成二二年七月六日条例第四一号
平成二二年一月三〇日条例第五八号
平成二三年三月一八日条例第六号
平成二三年七月一二日条例第七〇号
平成二三年一月二八日条例第九一号
平成二五年三月二六日条例第八号
平成二五年七月九日条例第五四号
平成二五年一月二〇日条例第七三号
平成二六年一月二四日条例第一一三号
平成二七年三月二四日条例第一一号
平成二七年一月二八日条例第一一〇号
平成二八年三月一一日条例第二号
平成二八年一月二六日条例第八五号
平成二九年三月二四日条例第六号
平成二九年一月二六日条例第一三二号
平成三〇年七月一三日条例第五八号
平成三〇年一月二五日条例第九八号
令和元年一月八日条例第二三号
令和元年一月八日条例第二五号
令和元年一月二七日条例第六八号
令和二年一月三〇日条例第五七号
令和三年三月二三日条例第五号
令和三年一月三〇日条例第八六号
令和四年三月二五日条例第一号
令和四年一月二三日条例第五三号

(一部未施行)

職員の給与に関する条例を県議会の議決を経て次のように定める。

職員の給与に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)

第二十四条第五項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(昭二七条例一一・平二三条例九一・平二八条例二・一部改正)

(給料)

第二条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。)第八条の二に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(第十一条の三の規定による手当を含む。第十六条及び第十八条の七において同じ。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)を除いたものとする。

2 宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合(職務の遂行上その必要があるものとして支給される場合を除く。)においては、別に条例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。

(昭二七条例一一・昭二七条例一〇〇・昭三一条例六八・昭三二条例四六・昭三三条例五三・昭三五条例三一・昭三六条例二二・昭三八条例五・昭三八条例三六・昭三九条例一〇八・昭三九条例一二三・昭四二条例四三・昭四五条例五六・昭五〇条例三四・平元条例八二・平三条例七一・平六条例八二・平七条例二・平一〇条例五九・平一一条例五一・平一七条例八・平一八条例五九・平二五条例五四・一部改正)

(給料表)

第三条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 行政職給料表(別表第一)
- 二 公安職給料表(別表第二)
- 三 教育職給料表(別表第三)
- 四 研究職給料表(別表第四)

五 医療職給料表（別表第五）

ア 医療職給料表（一）

イ 医療職給料表（二）

ウ 医療職給料表（三）

- 2 行政職給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、附則第三項に規定する職員を除く。
- 3 公安職給料表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 4 教育職給料表は、県立高等学校及び県立特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員である職員並びに県立中学校に勤務する副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び寄宿舎指導員のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた職員並びにその他の職員で人事委員会規則で定めるもの（第十八条の二において「教育職員」という。）に適用する。
- 5 研究職給料表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究の業務に専ら従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 6 医療職給料表（一）は、保健福祉事務所等に勤務する医師及び歯科医師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 7 医療職給料表（二）は、保健福祉事務所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士である職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 8 医療職給料表（三）は、保健福祉事務所等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（昭三二条例四六・全改、昭三五条例三一・昭三八条例三六・昭三九条例一二三・昭四三条例四五・昭四九条例五二・昭五〇条例三四・昭五三条例六二・平二条例四八・平五条例四・平六条例八二・平一三条例七三・平一四条例二・平一五条例九八・平一八条例五九・平一九条例七・平二七条例一一・平二九条例一三二・平三〇条例九八・令元条例二五・一部改正）

（職務の級）

第三条の二 職員の職務は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づいて前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類され

るものとする。

- 一 行政職給料表等級別基準職務表（別表第六）
 - 二 公安職給料表等級別基準職務表（別表第七）
 - 三 教育職給料表等級別基準職務表（別表第八）
 - 四 研究職給料表等級別基準職務表（別表第九）
 - 五 医療職給料表（一）等級別基準職務表（別表第十）
 - 六 医療職給料表（二）等級別基準職務表（別表第十一）
 - 七 医療職給料表（三）等級別基準職務表（別表第十二）
- 2 人事委員会は、県の組織に関する法令、条例、規則及び県の機関の定める規程の趣旨に従い、並びに前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。
- 3 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、第一項に規定する等級別基準職務表及び人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

（昭三二条例四六・追加・昭三五条例五一・昭三六条例四二・昭三九条例一二三・昭六〇条例五二・平五条例四・平一八条例五九・平二八条例二・一部改正）

（初任給及び昇給等の基準）

第四条 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移つた場合における号給は、人事委員会規則の定めるところにより決定する。
- 3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第二十九条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 4 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を四号給（行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が七級以上の職員で人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員のうちこれに相当する職

員として当該給料表につき人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給) とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

- 5 五十五歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員に関する第三項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第三項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 9 前各項の規定にかかわらず、法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(昭二六条例九〇・昭二七条例一〇〇・昭二八条例四九・昭二九条例三〇・昭三二条例四六・昭三五条例三一・昭三五条例五一・昭三九条例一二三・昭六〇条例五二・昭六一条例六八・平一二条例一九二・平一三条例一・平一八条例五九・平二七条例一一・平二九条例六・一部改正)

(給料の調整)

第四条の二 前条に定める場合のほか、職員の号給が他の職員の号給との権衡を失すると認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(昭三五条例三一・追加、平一八条例五九・一部改正)

第四条の三 削除

(平一八条例五九)

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第四条の四 再任用職員のうち、法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第四条第九項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定め

られたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(平一三条例一・追加、平二〇条例二・一部改正)

(給料の支給方法)

第五条 給料は、月の初日から末日までの期間につき、給料の月額を支給する。

2 給料の支給日は、月の十六日以後の日のうちにおいて人事委員会規則で定める日とする。

(昭二七条例一〇〇・全改、昭三二条例四六・一部改正)

第六条 新たに職員となつた者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、死亡したときは、その月分全額を支給する。

3 前二項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき及び月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第四条、第五条及び第八条第二項の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

4 前条及び前三項に定めるものを除くほか、給料の支給方法に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(昭三五条例五一・平七条例二・平一九条例七・一部改正)

(給料の調整額)

第七条 人事委員会は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比べて著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額について適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の百分の二十五を超えてはならない。

(昭三二条例四六・全改、昭六〇条例五二・一部改正)

(給料の特別調整額)

第七条の二 任命権者は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち人事委員会規則で指定するものについて、その特殊性に基づき、給料月額につき、人事委員会の承認を得て、人事委員会規則で定める基準に基づき、適正な特別調整額を定めることができる。

2 前項の人事委員会規則で定める基準による給料月額の特別調整額は、同項に規定する職

を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を百分の二十五を超えてはならない。

(昭二七条例一〇〇・追加、昭三二条例四六・平一九条例七・一部改正)

(初任給調整手当)

第七条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内の期間、採用の日（第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万四千八百円

二 前号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四万円

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(昭三六条例二二・追加、昭三六条例四二・昭三九条例一二三・昭四一条例八〇・昭四二条例四三・昭四三条例四五・昭四四条例六一・昭四五条例五六・昭四六条例六一・昭四七条例五六・昭四八条例五五・昭四九条例七七・昭五一条例一・昭五一条例六〇・昭五二条例五〇・昭五三条例六二・昭五四条例四八・昭五五条例五一・昭五六条例四九・昭五八条例四三・昭五九条例五八・昭六〇条例五二・昭六一条例六八・昭六二条例六四・昭六三条例五六・平元条例八二・平二条例四八・平三条例七一・平四条例九一・平五条例五八・平六条例八二・平七条例六九・平八条例三六・平九条例七三・平一〇条例五九・平一四条例一〇二・平一五条例八二・平一七条例一二八・平一八条例五九・平二一条例一〇・平二三条例六・平二六条例一一三・平二八条例二・平二八条例八五・平二九条例一三二・平三〇条例九八・令三条例五・一部改正)

(扶養手当)

第八条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職九級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- 二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子
- 三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫
- 四 六十歳以上の父母及び祖父母
- 五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹
- 六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（昭四一条例八〇・昭四四条例六一・昭四六条例六一・昭四七条例五六・昭四八条例五五・昭四九条例七七・昭五一条例一・昭五一条例六〇・昭五二条例五〇・昭五三条例六二・昭五四条例四八・昭五五条例五一・昭五六条例四九・昭五七条例四五・昭五八条例四三・昭五九条例五八・昭六〇条例五二・昭六一条例六八・昭六三条例五六・平三条例七一・平四条例九一・平五条例五八・平六条例八二・平七条例六九・平八条例三六・平九条例七三・平一〇条例五九・平一二条例一九二・平一四条例一〇二・平一五条例八二・平一七条例一二八・平一九条例七・平二〇条例二・平二八

条例八五・一部改正)

第九条 新たに職員となつた者に扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合（行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）

二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となつた日、行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職九級以上職員等以外の職員から行政職九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級以上職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した

日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行政職九級以上職員等が行政職九級以上職員等以外の職員となつた場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行政職八級職員等が行政職八級職員等及び行政職九級以上職員等以外の職員となつた場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職九級以上職員等以外のものが行政職九級以上職員等となつた場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行政職八級職員等及び行政職九級以上職員等以外のものが行政職八級職員等となつた場合

七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

（昭四〇条例八一・昭四四条例六一・昭四九条例七七・平五条例五八・平九条例七三・平二〇条例二・平二八条例八五・一部改正）

（地域手当）

第九条の二 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、前項の人事委員会規則で定める地域に応じて、百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。

（昭四二条例四三・追加、昭四五条例五六・昭五六条例四九・昭六〇条例五二・平四条例九一・平一八条例五九・平二七条例一一・一部改正）

第九條の三 医療職給料表（一）の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に百分の十六を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

（昭四五条例五六・全改、昭五六条例四九・昭六〇条例五二・平四条例九一・平一八条例五九・平二七条例一一・一部改正）

第九條の四 削除

（平一〇条例五九）

（住居手当）

第九條の五 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額九千五百円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（公舎（職員を居住させるために設置される居住用の家屋をいう。次号において同じ。）に居住している職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）
 - 二 第十條の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額九千五百円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- 一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額二万五百円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から九千五百円を控除した額
 - イ 月額二万五百円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万五百円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万七千円を超えるときは、一万七千円）を一万千円に加算した額
 - 二 前項第二号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(昭四九条例七七・全改、昭五一条例一・昭五一条例六〇・昭五二条例五〇・昭五四条例四八・昭五五条例五一・昭五六条例四九・昭五八条例四三・昭五九条例五八・昭六〇条例五二・昭六二条例六四・昭六三条例五六・平二条例四八・平三条例七一・平四条例九一・平五条例五八・平七条例六九・平九条例七三・平一〇条例五九・平一五条例八二・平二一条例九五・令元条例六八・一部改正)

(通勤手当)

第十条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）
 - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）及び人事委員会規則で定めるところにより算出したその者（人事委員会規則で定める者に限る。）の支給単位期間の通勤に要する特別料金等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものの利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）の合計

額。ただし、運賃等相当額及び特別料金等相当額の合計額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額等の額」という。）が六万四千円を超えるときは、支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額等の額と六万四千円との差額の二分の一を六万四千円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額及び特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額等の額の合計額が六万四千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額等の額と六万四千円との差額の二分の一を六万四千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第二号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、六万七千円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離又は自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額等の額及び前号に定める額の合計額が六万四千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と六万四千円との差額の二分の一を六万四千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（昭三三条例五三・全改、昭三六条例四二・昭三八条例四三・昭三九条例一二三・

昭四〇条例八一・昭四一条例八〇・昭四三条例四五・昭四四条例六一・昭四五条例五六・昭四七条例三四・昭四七条例五六・昭四八条例五五・昭四九条例七七・昭五一条例一・昭五一条例六〇・昭五二条例五〇・昭五三条例六二・昭五四条例四八・昭五五条例五一・昭五六条例四九・昭五八条例四二・昭五九条例五八・昭六〇条例五二・昭六二条例六四・平元条例八二・平三条例七一・平七条例六九・平九条例七三・平一二条例一九二・平一三条例一・平一六条例七・平一八条例五九・平一九条例七・平二〇条例二・平二一条例一〇・平二二条例三・平二二条例五八・平二三条例九一・平二五条例七三・平二七条例一一・平二八条例二・平二八条例八五・平二九条例一三二・平三〇条例九八・令元条例六八・令三条例五・令四条例一・一部改正)

(単身赴任手当)

第十条の二 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額、三万円(人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、七万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額)とする。

3 国又は他の地方公共団体の職員から引き続いて新たに職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該移転の直前の住居から新たに職員となつた日の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(平元条例八二・追加、平五条例五八・平一〇条例五九・平二七条例一一・一部改正)

(特殊勤務手当)

第十一条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に条例で定める。

(特地勤務手当等)

第十一条の二 山間地その他の生活が著しく不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるもの(以下「特地公署」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で人事委員会規則で定める。

(昭四五条例五六・全改)

第十一条の三 職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特地公署又は人事委員会が指定するこれらに準ずる公署(以下「準特地公署」という。)に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は公署の移転の日から三年以内の期間(当該異動又は公署の移転の日から起算して三年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の六を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、人事委員会規則で定めるところにより、前項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(昭四五条例五六・追加、平一一条例五一・一部改正)

(給与の減額)

第十二条 職員が勤務をしないときは、勤務時間条例第八条の三第一項に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第十条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員に

あつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第九条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第十条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定による承認を除く。)のあつた場合を除き、その勤務しない全時間について一時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(昭四九条例七七・平四条例八・平六条例八二・平七条例二・平一八条例五九・平一九条例七〇・平二二条例三・一部改正)

(超過勤務手当)

第十三条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

3 第一項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第五条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項又は第四条の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間(この項から第五項までにおいて「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間

に対して勤務一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 再任用短時間勤務職員が勤務時間条例第五条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、超過勤務手当は、支給しない。

5 次の各号に掲げる時間の合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定める勤務を除く。）の時間 百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）

二 第三項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間（前項に規定する三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間を除く。） 百分の五十

6 勤務時間条例第八条の三第一項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

一 前項第一号に規定する時間 百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合

二 前項第二号に規定する時間 百分の五十から第三項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合

7 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項

の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第一項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

(平五条例五八・平七条例二・平一三条例一・平二二条例三・平二二条例四一・一部改正)

(休日給)

第十四条 祝日法による休日等(勤務時間条例第三条第一項又は第四条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第四条及び第五条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

(平七条例二・全改)

(夜勤手当)

第十五条 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

(端数計算)

第十五条の二 第十二条の規定により勤務しない一時間につき減額する額の算定する場合において、当該額に、一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第十三条から前条までの規定により勤務一時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(昭三六条例四二・追加、平五条例五八・平七条例二・一部改正)

第十五条の三 第十二条から第十五条までに規定する全時間に一時間未満の端数を生じた場合の取扱いについては、人事委員会規則で定める。

(昭四九条例七七・追加)

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十六条 勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び次に掲げる手当の月額(地域手当

及び特勤手当の月額については、給料の月額に対する地域手当及び特勤手当の月額とする。)の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから七時間四十五分(再任用短時間勤務職員にあつては、七時間四十五分に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に十八を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

一 初任給調整手当

二 地域手当

三 特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)

四 特勤手当

五 寒冷地手当

六 農林漁業普及指導手当

(昭三二条例四六・昭四二条例四三・平元条例九・平六条例八二・平一三条例一・平一七条例八・平一八条例五九・平二〇条例二・平二二条例三・令元条例六八・一部改正)

(宿日直手当)

第十六条の二 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、五千五百円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては二万千円、人事委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務にあつては七千四百円)を超えない範囲内において任命権者が人事委員会の承認を得て定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、その額は、八千二百五十円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては三万千五百円、人事委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務にあつては一万千円)を超えない範囲内において任命権者が人事委員会の承認を得て定める額とする。

2 前項の勤務は、第十三条から第十五条までの勤務には含まれないものとする。

(昭二七条例一〇〇・追加、昭三九条例一二三・昭四二条例四三・昭四五条例五六・昭四七条例五六・昭四八条例五五・昭四九条例七七・昭五一条例六〇・昭五二条例五〇・昭五三条例六二・昭五四条例四八・昭五五条例五一・昭五六条例四九・昭五八条例四三・昭五九条例五八・昭六〇条例五二・昭六一条例六八・昭六二条例六四・

平元条例八二・平二条例四八・平三条例七一・平四条例七一・平四条例九一・平五条例五八・平六条例八二・平七条例二・平七条例六九・平八条例三六・平九条例七三・平一〇条例五九・平一一条例五一・平三〇条例九八・令元条例六八・令四条例五三・一部改正)

(管理職員特別勤務手当)

第十六条の三 第七条の二第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第一項、第四条、第五条及び第八条第二項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務したときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 第一項に規定する場合 同項に規定する勤務一回につき一万二千円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)
 - 二 前項に規定する場合 同項に規定する勤務一回につき、六千円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
- 4 前三項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(平三条例七一・追加、平五条例四・平七条例二・平一八条例五九・平二七条例一一・一部改正)

(特定の職員についての適用除外)

第十六条の四 第十三条から第十五条までの規定は、管理職員には適用しない。

- 2 第七条の三から第九条まで、第九条の三、第十一条の二、第十一条の三及び第十八条の規定は、再任用職員には適用しない。

(昭二七条例一〇〇・追加、昭三五条例五一・昭三九条例一二三・昭四六条例六一・昭五三条例六二・平元条例八二・一部改正、平三条例七一・旧第十六条の三繰下・一部改正、平四条例八・平五条例四・平七条例二・平九条例六二・平一〇条例五九・

平一三条例一・平一七条例八・平一八条例五九・平二七条例一一・一部改正)

(超過勤務手当等の額の特例)

第十六条の五 職員が月額で定められている特殊勤務手当以外の特殊勤務手当(人事委員会の指定するものを除く。)の支給を受ける勤務をした場合において、その勤務が第十三条から第十五条までに規定する給与の支給対象となるものであるときは、これらの規定による給与の額に人事委員会規則で定める額を加えた額をそれぞれ超過勤務手当、休日給又は夜勤手当として支給する。

(昭三三条例七三・追加、平三条例七一・旧第十六条の四繰下、平六条例八二・平七条例二・一部改正)

(期末手当)

第十七条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条から第十七条の三まで及び附則第七項第三号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第十七条の三においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第十九条第八項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百十七・五を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第十七条の四及び附則第十一項において「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の九十七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十五」とする。

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第七項第三号において同じ。)において職員

が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が三級以上の職員で人事委員会規則で定めるもの、同表以外の各給料表の適用を受ける職員のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの並びにこれらの職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(昭二七条例一〇〇・全改、昭二八条例四九・昭三一条例一三・昭三一条例一・昭三二条例四六・昭三二条例六一・昭三四条例一・昭三四条例一五・昭三五条例二三・昭三五条例五一・昭三六条例四二・昭三八条例一・昭三八条例四三・昭三九条例一二三・昭四〇条例八一・昭四二条例四三・昭四三条例四五・昭四四条例六一・昭四五条例五六・昭四六条例六一・昭四九条例七七・昭五一条例六〇・昭五三条例六二・昭五八条例四三・平元条例八二・平二条例四八・平三条例七一・平五条例五八・平九条例六二・平九条例七三・平一〇条例五九・平一一条例五一・平一二条例一九二・平一三条例一・平一三条例七三・平一四条例一〇二・平一五条例八二・平一八条例五九・平一八条例一〇一・平二〇条例二・平二〇条例七六・平二一条例九五・平二二条例五八・平三〇条例九八・令元条例二三・令二条例五七・令三条例八六・一部改正)

第十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第二十九条第一項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第二十八条第四項の規定により失職した職員

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（平九条例六二・追加、令元条例二三・一部改正）

第十七条の三 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

- 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(平九条例六二・追加、平二七条例一一〇・令元条例二三・一部改正)

(勤勉手当)

第十七条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条及び附則第七項第四号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第七項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五（特定幹部職員にあつては、百分の百十五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第十七条第五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十七条の四第三項」と読み替えるものとする。
- 5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第十七条の二中「前条第一項」とあるのは「第十七条の四第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第十七条の四第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（昭二七条例一〇〇・追加、昭二八条例四九・昭三二条例四六・昭三八条例一・昭三八条例四三・昭三九条例一二三・昭四〇条例八一・昭四二条例四三・昭四三条例四五・昭四五条例五六・昭四六条例六一・昭四八条例五五・昭五一条例六〇・昭五八条例四三・平元条例八二・平二条例四八・一部改正、平九条例六二・旧第十七条の二繰下・一部改正、平一〇条例五九・平一二条例一九二・平一三条例一・平一四条例一〇二・平一七条例一二八・平一八条例五九・平二〇条例二・平二一条例九五・平二二条例五八・平二六条例一一三・平二八条例二・平二八条例八五・平二九条例六・平二九条例一三二・平三〇条例九八・令元条例二三・令元条例六八・一部改正）

（寒冷地手当）

第十八条 寒冷地手当は、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に対して支給する。

一 札幌市の地域に在勤する職員

二 前号に規定する地域以外の寒冷の地域で人事委員会規則で定める地域に在勤する職員

三 前二号に規定する地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して前号に規定する地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会規則で定めるものに在勤する職員であつて前二号に規定する地域又は人事委員会規則で定める区域に居住するもの

- 2 前項第一号及び第二号に係る支給対象職員の寒冷地手当の月額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

| 地域の区分 | 世帯等の区分 | | |
|----------|-----------|--------------|--------|
| | 世帯主である職員 | | その他の職員 |
| | 扶養親族のある職員 | その他の世帯主である職員 | |
| 前項第一号の地域 | 二三、三六〇円 | 一三、〇六〇円 | 八、八〇〇円 |
| 前項第二号の地域 | 一七、八〇〇円 | 一〇、二〇〇円 | 七、三六〇円 |

3 第一項第三号に係る支給対象職員の寒冷地手当の月額は、基準日における前項の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表前項第二号の地域の項に掲げる額とする。

4 前三項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(平一六条例八二・全改)

(義務教育等教員特別手当)

第十八条の二 義務教育諸学校(県立特別支援学校の小学部若しくは中学部又は県立中学校をいう。)に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3 高等学校等(県立高等学校又は県立特別支援学校の高等部若しくは幼稚部をいう。)に勤務する教育職員については、第一項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(昭五〇条例三四・全改、昭五一条例一・昭五三条例四四・昭五三条例六二・昭六〇条例五二・平二条例四八・平一〇条例五九・平一三条例一・平一九条例七・平二〇条例八一・平二一条例一〇四・平二二条例五八・一部改正)

(定時制通信教育手当)

第十八条の三 県立高等学校において定時制の課程又は通信教育に従事する職員に対しては、定時制通信教育手当を支給する。

2 定時制通信教育手当の月額は、二万四千円の範囲内で人事委員会規則で定める。

3 定時制通信教育手当の支給を受ける者の範囲は、人事委員会規則で定める。

(昭三五条例三一・追加、昭四六条例六一・平二〇条例二・一部改正)

(産業教育手当)

第十八条の四 県立高等学校において産業教育に従事する職員(給料の特別調整額を受けるものを除く。)に対しては、産業教育手当を支給する。

2 産業教育手当の月額、二万三千元(定時制通信教育手当を受ける者にあつては、一万四千元)の範囲内で人事委員会規則で定める。

3 産業教育手当の支給を受ける者の範囲は、人事委員会規則で定める。

(昭三五条例三一・追加、昭四五条例三九・平二〇条例二・一部改正)

(農林漁業普及指導手当)

第十八条の五 専ら次に掲げる職務に従事する職員(給料の特別調整額を受けるものを除く。)で、人事委員会規則で定めるものに対しては、農林漁業普及指導手当を支給する。

一 農業、林業又は水産業を行い、又はこれらに従事する者に接して、農業、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導する職務

二 市町村森林整備計画の作成及びその達成のため、市町村の求めに応じて行う協力のうち専門的な技術及び知識を必要とする職務

三 試験研究機関等と密接な連絡を保ち、農業、林業又は水産業に関する専門の事項について調査研究を行う職務

2 農林漁業普及指導手当の額は、給料月額の百分の八に相当する額の範囲内で人事委員会規則で定める。

(平一七条例八・全改、平二五条例七三・一部改正)

(災害派遣手当)

第十八条の六 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第三十二条第一項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第一百五十四条(同法第八十三条において準用する場合を含む。)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十四条又は大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第五十六条第一項に規定する職員が住所又は居所を離れて福島県の区域に滞在することを要する場合は、当該職員に対して、災害派遣手当を支給する。

2 災害派遣手当の額は、当該滞在する日一日について六千六百二十円の範囲内で人事委員会規則で定める。

(昭三八条例五・追加、昭三八条例三六・旧第十八条の五繰下・昭五一条例六〇・平七条例五〇・平一八条例五九・平二五条例五四・平二五条例七三・一部改正)

(給料の特別調整額等の支給方法)

第十八条の七 給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、特勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当及び災害派遣手当の支給方法に関して必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(昭三五条例五一・追加、昭三八条例五・旧第十八条の五繰下・一部改正、昭三八条例三六・旧第十八条の六繰下・一部改正、昭三九条例一〇八、昭四二条例四三・昭四五条例五六・平九条例三・平一〇条例五九・平一七条例八・平一八条例五九・一部改正)

(休職者の給与)

第十九条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。第六項において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの百分の八十を支給する。
- 3 職員が前二項以外の心身の故障により法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの百分の八十を支給する。
- 4 職員が法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの百分の六十以内で任命権者が定める額を支給する。
- 5 職員が、職員の分限に関する条例（昭和二十六年福島県条例第七十号。以下「分限条例」という。）第二条第一号若しくは第五号（次項に掲げる場合を除く。）又は第四条第四項ただし書に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの百分の七十以内で任命権者が定める額を支給する。
- 6 職員が分限条例第二条第五号に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、その原因が公務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給料、

扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの百分の百以内で任命権者が定める額を支給する。

- 7 法第二十八条第二項の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 第二項、第三項、第五項又は第六項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第十七条第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により人事委員会規則で定める日に、それぞれ第二項、第三項、第五項又は第六項の規定の例による額の期末手当を支給する。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第十七条の二及び第十七条の三の規定を準用する。この場合において、第十七条の二中「前条第一項」とあるのは、「第十九条第八項」と読み替えるものとする。

(昭二七条例一一・追加、昭二七条例六六・昭二七条例一〇〇・昭三一条例二六・昭三二条例四六・昭三五条例五一・昭三八条例四三・昭三九条例一〇八・昭四〇条例八一・昭四二条例四三・昭四五条例五六・昭四六条例三・昭五一条例四七・昭六三条例五・平二条例四八・平九条例六二・平一〇条例五九・平一四条例二・平一八条例五九・令元条例二三・一部改正)

(専従休職者の給与)

第十九条の二 法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(昭四三条例四五・追加)

第十九条の三 削除

(令元条例二五)

(会計年度任用職員の給与)

第十九条の四 法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

(令元条例二五・追加)

(給与の口座振込み)

第二十条 給与は、職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

(平三条例七一・追加)

(この条例の施行に関し必要な事項)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(昭二七条例一一・旧第十九条繰下、平三条例七一・旧第二十条繰下)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定により条例又は人事委員会規則で定める事項については、その条例又は人事委員会規則で定められるまでの間は、なお、従前の例による。
- 3 未帰還職員の給与の取扱については、この条例の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 4 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の施行後における未帰還職員の給与の取扱については、前項の規定にかかわらず、同法の規定により未帰還の国家公務員が受ける給与との権衡を考慮して知事が別に定める。
- 5 昭和五十四年三月三十一日に在職する職員(教育職給料表(二)の適用を受ける職員を除く。)に対する昭和五十四年七月一日以降における最初の第四条第四項又は第六項の規定の適用については、同条第四項中「十二月」とあるのは「十八月」と、同条第六項ただし書中「二十四月」とあるのは「三十月」と、「十八月」とあるのは「二十四月」とする。

(昭五三条例六二・追加、平七条例二・旧第十項繰上)

- 6 当分の間、第七条の三第一項中「三十五年以内」とあるのは「人事委員会規則で定める期間」と、「(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から」とあるのは「から(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から採用後三十五年を経過する日までの期間に限り)」と、同項第一号中「四十一万四千八百円」とあるのは「四十六万四千八百円」とする。

(平二〇条例二・追加、平二一条例一〇・平二六条例一一三・平二八条例二・平二八条例八五・平二九条例一三二・平三〇条例九八・一部改正)

- 7 職員(次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、令和二年三月三十一日までの間、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合

にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 給料月額 当該特定職員の給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項及び附則第九項から第十一項までにおいて「最低号給に達しない場合」という。))にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項、附則第九項及び第十項において「給料月額減額基礎額」という。))

二 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に百分の〇・九を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第十七条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。))にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の〇・九を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第十七条の四第四項において準用する第十七

条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。))にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第十一項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十七条の四第二項前段に規定する割合を乗じて得た額に百分の〇・九を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第四項において準用する第十七条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第十一項において「勤勉手当減額基礎額」という。))に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十七条の四第二項前段に規定する割合を乗じて得た額)

五 第十九条第一項から第六項まで又は第八項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第十九条第一項 前各号に定める額

イ 第十九条第二項又は第三項 第一号から第三号までに定める額に百分の八十を乗じて得た額

ウ 第十九条第四項 第一号及び第二号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第十九条第五項又は第六項 第一号から第三号までに定める額に、同条第五項又は第六項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第十九条第八項 第三号に定める額に百分の八十を乗じて得た額(同条第五項又は第六項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同条第五項又は第六項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

| 給料表 | 職務の級 |
|--------|------|
| 行政職給料表 | 六級 |
| 公安職給料表 | 七級 |

| | |
|-----------|----|
| 教育職給料表 | 四級 |
| 研究職給料表 | 五級 |
| 医療職給料表（二） | 六級 |
| 医療職給料表（三） | 六級 |

（平二二条例五八・全改、平二七条例一一・令元条例二三・一部改正）

- 8 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（平二二条例五八・全改）

- 9 附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第十二条の規定により減額される給与の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の〇・九を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

（平二二条例五八・追加）

- 10 附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について第十三条から第十五条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第十六条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから七時間四十五分に十八を乗じたものを減じたもので除して得た額に百分の〇・九を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから七時間四十五分に十八を乗じたものを減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

（平二二条例五八・追加）

- 11 附則第七項の規定が適用される間、第十七条の四第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・八三二五（特定幹部職員にあつては百分の一・〇一二五）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の九十二・五（特定幹部職員にあつては百分の

百十二・五) を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。

(平二二条例五八・追加・一部改正、平二六条例一一三・平二八条例二・平二八条例八五・平二九条例一三二・平三〇条例九八・一部改正)

- 12 福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)附則第十七項の規定により同条例の適用について平成二十三年三月十一日に死亡したものと推定された職員に対するこの条例の規定の適用については、同日に、当該職員は、死亡したものと推定する。

(平二三条例七〇・追加)

- 13 当分の間、国家公務員(警察官及び皇宮護衛官に限る。)又は給料表の適用を受けない地方公務員(警察官に限る。)であつた者が、福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例(平成二十三年福島県条例第百五号)の施行の日以後に引き続き給料表(公安職給料表に限る。)の適用を受ける職員となり、かつ、当該給料表の適用を受けることとなつた日(以下この項において「適用日」という。)の前日に一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の三から第十一条の七までの規定又は他の都道府県の条例の規定により地域手当の支給を受けていた場合(任用の事情、適用日の前日における地域手当の支給の状況等を考慮して人事委員会規則で定める場合に限る。)であつて、適用日に第九条の二第一項の人事委員会規則で定める地域以外の地域に在勤することとなつたときは、同条の規定にかかわらず、当該職員には、適用日から適用日以後二年を経過する日までの期間内であつて、人事委員会規則で定めるものにより、人事委員会規則で定めるところにより、地域手当を支給する。

(平二三条例九一・追加)

- 14 前項の規定により支給する地域手当の月額、給料、給料の特別調整及び扶養手当の月額合計額に、百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(平二三条例九一・追加、平二七条例一一・一部改正)

別表第1 (第3条関係)

(令4条例53・全改)

行政職給料表

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 職 員 の | 職 務 の | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
| | | | | | | | | | | | |

| 区 分 | 級 号給 | 給料月 | 給料月 | 給料月 | 給料月 | 給料月 | 給料月 | 給料月 | 給料月 | 給料月 | 給料月 |
|--|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 額 | 額 | 額 | 額 | 額 | 額 | 額 | 額 | 額 | 額 |
| 再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 153,30 | 202,70 | 238,30 | 270,90 | 296,30 | 326,40 | 371,50 | 418,30 | 470,00 | 535,00 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 2 | 154,40 | 204,50 | 239,90 | 272,90 | 298,60 | 328,70 | 374,20 | 420,80 | 473,10 | 538,10 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 3 | 155,60 | 206,30 | 241,50 | 274,40 | 300,80 | 331,00 | 376,80 | 423,30 | 476,20 | 541,30 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 4 | 156,70 | 207,90 | 243,10 | 276,10 | 303,00 | 333,30 | 379,50 | 425,90 | 479,30 | 544,40 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 5 | 157,90 | 209,50 | 244,60 | 277,90 | 304,90 | 335,50 | 381,60 | 427,80 | 482,30 | 547,70 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 6 | 159,10 | 211,30 | 246,10 | 279,90 | 307,20 | 337,60 | 384,20 | 430,10 | 485,40 | 550,00 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7 | 160,20 | 212,80 | 247,60 | 281,90 | 309,20 | 339,90 | 386,70 | 432,40 | 488,60 | 552,50 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 8 | 161,30 | 214,50 | 249,20 | 283,80 | 310,90 | 342,10 | 389,30 | 434,60 | 491,70 | 555,10 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 9 | 162,40 | 216,10 | 250,80 | 285,70 | 313,00 | 344,20 | 391,70 | 436,60 | 494,70 | 557,60 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 10 | 163,70 | 217,90 | 252,20 | 287,70 | 315,30 | 346,40 | 394,40 | 438,70 | 497,80 | 559,40 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 11 | 165,00 | 219,60 | 253,70 | 289,80 | 317,60 | 348,50 | 397,10 | 440,80 | 500,90 | 561,20 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 12 | 166,40 | 221,30 | 255,00 | 291,80 | 319,90 | 350,70 | 399,80 | 442,90 | 504,00 | 562,90 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 13 | 167,70 | 222,80 | 256,30 | 293,70 | 322,00 | 352,70 | 402,40 | 444,90 | 506,80 | 564,80 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 14 | 169,10 | 224,70 | 257,70 | 295,70 | 324,10 | 354,70 | 404,70 | 446,80 | 509,10 | 566,20 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 15 | 170,40 | 226,40 | 259,00 | 297,60 | 326,30 | 356,80 | 407,00 | 448,80 | 511,50 | 567,60 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 16 | 171,90 | 228,00 | 260,40 | 299,10 | 328,50 | 359,00 | 409,40 | 450,80 | 513,90 | 568,90 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 17 | 173,20 | 229,80 | 261,70 | 301,00 | 330,60 | 360,90 | 411,30 | 452,80 | 516,10 | 570,00 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 18 | 174,60 | 231,50 | 263,50 | 303,10 | 332,70 | 362,90 | 413,30 | 454,60 | 517,60 | 571,00 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 19 | 176,00 | 233,20 | 264,80 | 305,30 | 334,80 | 364,90 | 415,20 | 456,40 | 519,10 | 572,00 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20 | 177,40 | 234,70 | 266,30 | 307,40 | 336,90 | 366,90 | 417,10 | 458,20 | 520,50 | 572,90 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 21 | 178,90 | 236,20 | 267,80 | 309,30 | 338,90 | 368,70 | 419,00 | 460,00 | 521,90 | 573,90 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 22 | 181,40 | 237,80 | 269,60 | 311,40 | 341,00 | 370,70 | 420,80 | 461,50 | 523,30 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 23 | 184,00 | 239,30 | 271,40 | 313,50 | 343,10 | 372,60 | 422,70 | 463,00 | 524,80 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 24 | 186,60 | 240,80 | 273,10 | 315,60 | 345,20 | 374,60 | 424,60 | 464,50 | 526,20 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 25 | 189,50 | 242,30 | 274,80 | 317,40 | 346,80 | 376,60 | 426,50 | 466,00 | 527,50 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 26 | 191,10 | 243,80 | 276,50 | 319,50 | 348,80 | 378,60 | 428,00 | 467,30 | 528,60 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 27 | 192,90 | 245,20 | 278,40 | 321,60 | 350,80 | 380,60 | 429,60 | 468,60 | 529,70 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 28 | 194,60 | 246,30 | 280,20 | 323,70 | 352,80 | 382,70 | 431,20 | 469,70 | 530,90 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

| | | | | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 29 | 196,10 | 247,40 | 281,90 | 325,60 | 354,40 | 384,40 | 432,90 | 470,80 | 532,00 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 30 | 197,70 | 248,50 | 283,60 | 327,70 | 356,30 | 386,20 | 434,20 | 471,70 | 532,90 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 31 | 199,50 | 249,60 | 285,50 | 329,80 | 358,20 | 388,00 | 435,50 | 472,50 | 533,80 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 32 | 201,00 | 250,70 | 287,20 | 331,90 | 360,00 | 389,80 | 436,80 | 473,20 | 534,60 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 33 | 202,60 | 252,00 | 288,80 | 333,50 | 362,00 | 391,40 | 438,00 | 473,90 | 535,50 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 34 | 204,10 | 253,30 | 290,60 | 335,50 | 363,80 | 392,80 | 439,30 | 474,70 | 536,40 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 35 | 205,50 | 254,20 | 292,20 | 337,60 | 365,60 | 394,30 | 440,70 | 475,40 | 537,10 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 36 | 206,70 | 255,00 | 293,80 | 339,70 | 367,50 | 395,90 | 442,00 | 476,10 | 537,80 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 37 | 208,00 | 255,90 | 295,50 | 341,50 | 369,00 | 397,50 | 443,20 | 476,60 | 538,40 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 38 | 209,40 | 257,30 | 297,30 | 343,50 | 370,30 | 398,70 | 444,00 | 477,20 | 539,00 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 39 | 210,40 | 258,70 | 299,10 | 345,50 | 371,70 | 400,00 | 444,80 | 477,80 | 539,60 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 40 | 211,60 | 260,10 | 300,90 | 347,50 | 373,10 | 401,20 | 445,60 | 478,50 | 540,20 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 41 | 213,10 | 261,30 | 302,70 | 349,50 | 374,40 | 402,40 | 446,20 | 479,10 | 540,90 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 42 | 214,30 | 262,60 | 304,40 | 351,40 | 375,40 | 403,60 | 446,90 | 479,50 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 43 | 215,60 | 264,00 | 306,10 | 353,30 | 376,50 | 404,70 | 447,60 | 479,80 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

| | | | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 44 | 216,80 | 265,20 | 307,80 | 355,10 | 377,60 | 405,80 | 448,40 | 480,30 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 45 | 217,90 | 266,20 | 309,40 | 356,80 | 378,60 | 406,60 | 449,20 | 480,80 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 46 | 219,20 | 267,50 | 311,10 | 358,30 | 379,40 | 407,30 | 450,00 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 47 | 220,50 | 268,90 | 312,80 | 359,80 | 380,30 | 408,00 | 450,50 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 48 | 221,70 | 270,00 | 314,50 | 361,30 | 381,20 | 408,60 | 451,20 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 49 | 222,90 | 271,10 | 315,70 | 362,80 | 382,20 | 409,20 | 451,70 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 50 | 224,00 | 272,30 | 317,20 | 363,70 | 383,00 | 409,80 | 452,10 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 51 | 225,00 | 273,40 | 318,80 | 364,80 | 383,70 | 410,40 | 452,50 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 52 | 226,10 | 274,70 | 320,50 | 365,80 | 384,60 | 411,00 | 452,90 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 53 | 227,20 | 275,80 | 321,90 | 366,80 | 385,30 | 411,40 | 453,40 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 54 | 228,20 | 276,90 | 323,40 | 367,90 | 386,00 | 411,70 | 453,80 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 55 | 228,90 | 278,10 | 325,00 | 369,00 | 386,70 | 412,00 | 454,10 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 56 | 229,80 | 279,20 | 326,60 | 370,00 | 387,40 | 412,30 | 454,40 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 57 | 230,60 | 280,30 | 328,20 | 370,90 | 388,00 | 412,50 | 454,70 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 58 | 231,40 | 281,40 | 329,40 | 371,60 | 388,60 | 412,90 | 455,10 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--|--|
| 59 | 232,20 | 282,50 | 330,60 | 372,30 | 389,20 | 413,20 | 455,40 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 60 | 232,90 | 283,50 | 331,80 | 373,00 | 389,90 | 413,40 | 455,60 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 61 | 233,40 | 284,50 | 332,70 | 373,30 | 390,40 | 413,90 | 455,90 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 62 | 234,30 | 285,50 | 333,60 | 373,90 | 391,00 | 414,10 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 63 | 235,10 | 286,50 | 334,40 | 374,60 | 391,60 | 414,40 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 64 | 235,90 | 287,50 | 335,20 | 375,30 | 392,20 | 414,70 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 65 | 236,70 | 288,30 | 336,10 | 375,80 | 392,60 | 415,00 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 66 | 237,60 | 289,20 | 336,50 | 376,50 | 393,30 | 415,30 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 67 | 238,10 | 290,10 | 337,30 | 377,20 | 393,90 | 415,50 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 68 | 238,60 | 291,00 | 338,10 | 377,80 | 394,50 | 415,80 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 69 | 239,20 | 291,70 | 338,80 | 378,30 | 394,90 | 416,10 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 70 | 239,90 | 292,40 | 339,50 | 378,90 | 395,40 | 416,40 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 71 | 240,60 | 293,20 | 340,20 | 379,50 | 396,10 | 416,70 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 72 | 241,20 | 294,10 | 340,90 | 380,10 | 396,60 | 416,90 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 73 | 241,80 | 295,00 | 341,50 | 380,60 | 396,90 | 417,10 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--|--|--|
| 74 | 242,40 | 295,50 | 342,10 | 381,20 | 397,40 | 417,40 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 75 | 243,10 | 295,90 | 342,70 | 381,90 | 397,70 | 417,70 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 76 | 243,60 | 296,30 | 343,20 | 382,50 | 398,10 | 417,90 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 77 | 244,10 | 296,50 | 343,50 | 383,00 | 398,40 | 418,10 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 78 | 244,70 | 296,90 | 344,00 | 383,50 | 398,70 | 418,60 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 79 | 245,50 | 297,30 | 344,50 | 384,10 | 399,00 | 419,10 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 80 | 246,00 | 297,60 | 345,00 | 384,60 | 399,20 | 419,60 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 81 | 246,60 | 297,80 | 345,40 | 385,10 | 399,40 | 420,00 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 82 | 247,30 | 298,10 | 345,90 | 385,70 | 399,80 | 420,30 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 83 | 247,90 | 298,40 | 346,40 | 386,10 | 400,10 | 420,90 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 84 | 248,60 | 298,70 | 346,90 | 386,50 | 400,30 | 421,60 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 85 | 249,20 | 299,00 | 347,30 | 386,90 | 400,50 | 422,10 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 86 | 249,80 | 299,30 | 347,70 | 387,40 | 401,10 | 422,40 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 87 | 250,40 | 299,60 | 348,20 | 387,80 | 401,80 | 423,00 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 88 | 250,90 | 300,00 | 348,60 | 388,10 | 402,50 | 423,70 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--|--|--|
| 89 | 251,60 | 300,30 | 348,90 | 388,60 | 402,90 | 424,10 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 90 | 252,10 | 300,60 | 349,40 | 389,20 | 403,40 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 91 | 252,50 | 301,00 | 349,90 | 389,70 | 403,80 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 92 | 253,00 | 301,30 | 350,30 | 390,10 | 404,40 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 93 | 253,30 | 301,50 | 350,50 | 390,30 | 404,90 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 94 | | 301,80 | 350,90 | 390,60 | | | | | | |
| | | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| 95 | | 302,20 | 351,40 | 391,00 | | | | | | |
| | | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| 96 | | 302,60 | 351,80 | 391,40 | | | | | | |
| | | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| 97 | | 302,80 | 351,90 | 391,70 | | | | | | |
| | | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| 98 | | 303,10 | 352,40 | 392,20 | | | | | | |
| | | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| 99 | | 303,40 | 352,70 | 392,60 | | | | | | |
| | | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| 100 | | 303,80 | 353,10 | 393,00 | | | | | | |
| | | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| 101 | | 304,00 | 353,50 | 393,30 | | | | | | |
| | | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| 102 | | 304,40 | 353,90 | | | | | | | |
| | | 0 | 0 | | | | | | | |
| 103 | | 304,80 | 354,30 | | | | | | | |
| | | 0 | 0 | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----|--------|--------|--|--|--|--|--|--|
| 104 | 305,10 | 354,60 | | | | | | |
| | 0 | 0 | | | | | | |
| 105 | 305,30 | 355,10 | | | | | | |
| | 0 | 0 | | | | | | |
| 106 | 305,60 | 355,50 | | | | | | |
| | 0 | 0 | | | | | | |
| 107 | 306,00 | 355,90 | | | | | | |
| | 0 | 0 | | | | | | |
| 108 | 306,30 | 356,30 | | | | | | |
| | 0 | 0 | | | | | | |
| 109 | 306,50 | 356,70 | | | | | | |
| | 0 | 0 | | | | | | |
| 110 | 306,90 | 357,00 | | | | | | |
| | 0 | 0 | | | | | | |
| 111 | 307,30 | 357,40 | | | | | | |
| | 0 | 0 | | | | | | |
| 112 | 307,60 | 357,70 | | | | | | |
| | 0 | 0 | | | | | | |
| 113 | 307,70 | 358,20 | | | | | | |
| | 0 | 0 | | | | | | |
| 114 | 308,10 | | | | | | | |
| | 0 | | | | | | | |
| 115 | 308,30 | | | | | | | |
| | 0 | | | | | | | |
| 116 | 308,70 | | | | | | | |
| | 0 | | | | | | | |
| 117 | 308,90 | | | | | | | |
| | 0 | | | | | | | |
| 118 | 309,10 | | | | | | | |
| | 0 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|-------|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 119 | | 309,40 | | | | | | | | | |
| | | 0 | | | | | | | | | |
| 120 | | 309,60 | | | | | | | | | |
| | | 0 | | | | | | | | | |
| 121 | | 309,90 | | | | | | | | | |
| | | 0 | | | | | | | | | |
| 122 | | 310,20 | | | | | | | | | |
| | | 0 | | | | | | | | | |
| 123 | | 310,50 | | | | | | | | | |
| | | 0 | | | | | | | | | |
| 124 | | 310,80 | | | | | | | | | |
| | | 0 | | | | | | | | | |
| 125 | | 311,10 | | | | | | | | | |
| | | 0 | | | | | | | | | |
| 再任用職員 | | 191,700 | 220,000 | 261,100 | 281,100 | 296,600 | 322,600 | 365,400 | 399,600 | 452,100 | 534,700 |

別表第2 (第3条関係)

(令4条例53・全改)

公安職給料表

| 職員の区分 | 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
|-------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用 | 1 | 円 178,100 | 円 193,900 | 円 219,700 | 円 259,700 | 円 301,700 | 円 328,100 | 円 355,900 | 円 391,200 | 円 433,400 | 円 470,100 |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 職員 以外 の 職員 | 2 | 179,80 | 195,60 | 221,70 | 261,40 | 303,80 | 330,40 | 358,20 | 393,50 | 435,30 | 473,20 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 3 | 181,40 | 197,30 | 223,80 | 263,00 | 305,90 | 332,50 | 360,50 | 395,60 | 437,30 | 476,30 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 4 | 183,10 | 199,10 | 225,80 | 264,70 | 308,20 | 334,80 | 362,80 | 397,60 | 439,20 | 479,40 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 5 | 184,70 | 200,80 | 227,60 | 266,40 | 310,10 | 336,80 | 364,80 | 399,40 | 440,60 | 482,50 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 6 | 186,60 | 203,00 | 229,40 | 268,20 | 312,10 | 338,80 | 367,00 | 401,30 | 442,30 | 485,60 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 7 | 188,40 | 205,20 | 231,40 | 270,00 | 314,20 | 340,70 | 369,00 | 403,30 | 444,00 | 488,80 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 8 | 190,30 | 207,40 | 233,30 | 271,70 | 316,40 | 342,50 | 371,20 | 405,20 | 445,60 | 491,90 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 9 | 192,00 | 209,50 | 235,40 | 273,10 | 318,30 | 344,40 | 373,10 | 406,80 | 447,30 | 494,90 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 10 | 193,70 | 211,80 | 237,20 | 274,70 | 320,50 | 346,70 | 375,30 | 408,90 | 449,00 | 498,00 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 11 | 195,60 | 214,20 | 238,90 | 276,00 | 322,70 | 349,10 | 377,50 | 410,90 | 450,70 | 501,00 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 12 | 197,30 | 216,60 | 240,70 | 277,50 | 324,90 | 351,40 | 379,70 | 413,00 | 452,40 | 504,00 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 13 | 199,00 | 219,00 | 242,40 | 279,00 | 326,70 | 353,40 | 381,70 | 415,00 | 453,70 | 506,90 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 14 | 201,00 | 220,80 | 244,30 | 280,30 | 328,80 | 355,50 | 383,80 | 417,10 | 455,30 | 509,20 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 15 | 203,10 | 222,40 | 246,20 | 281,30 | 330,60 | 357,60 | 385,90 | 419,20 | 457,00 | 511,50 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 16 | 205,10 | 224,20 | 248,10 | 282,50 | 332,40 | 359,90 | 388,10 | 421,20 | 458,80 | 513,90 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 17 | 207,30 | 225,90 | 249,50 | 283,30 | 334,20 | 362,00 | 389,80 | 423,10 | 460,40 | 516,10 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 18 | 209,50 | 227,70 | 251,30 | 284,70 | 336,50 | 364,10 | 391,90 | 424,80 | 462,20 | 517,60 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 19 | 211,80 | 229,50 | 253,00 | 286,00 | 338,70 | 366,10 | 394,00 | 426,50 | 464,00 | 519,10 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20 | 214,10 | 231,40 | 254,70 | 287,30 | 341,00 | 368,30 | 396,10 | 428,20 | 465,80 | 520,40 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 21 | 216,70 | 233,10 | 256,30 | 288,40 | 343,00 | 370,20 | 397,80 | 430,00 | 467,30 | 521,60 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 22 | 218,50 | 234,90 | 257,80 | 289,70 | 345,10 | 372,20 | 399,70 | 431,60 | 469,00 | 523,10 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 23 | 220,20 | 236,60 | 259,30 | 291,00 | 347,10 | 374,10 | 401,80 | 433,10 | 470,70 | 524,60 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 24 | 222,00 | 238,40 | 260,70 | 292,20 | 349,30 | 376,30 | 403,90 | 434,70 | 472,40 | 526,10 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 25 | 223,90 | 239,90 | 262,00 | 293,10 | 351,10 | 378,00 | 405,90 | 436,00 | 474,20 | 527,20 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 26 | 225,70 | 241,60 | 263,50 | 295,00 | 353,20 | 380,10 | 407,80 | 437,40 | 475,70 | 528,30 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 27 | 227,50 | 243,30 | 264,80 | 296,90 | 355,30 | 382,20 | 409,80 | 439,00 | 477,10 | 529,50 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 28 | 229,20 | 245,00 | 265,90 | 299,10 | 357,50 | 384,30 | 411,80 | 440,50 | 478,50 | 530,70 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 29 | 231,20 | 246,30 | 267,10 | 301,10 | 359,30 | 386,10 | 413,80 | 441,90 | 479,70 | 531,80 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 30 | 233,00 | 248,10 | 268,00 | 303,00 | 361,40 | 388,20 | 415,50 | 443,60 | 480,50 | 532,70 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 31 | 234,70 | 249,80 | 269,30 | 304,80 | 363,30 | 390,30 | 417,20 | 445,30 | 481,20 | 533,60 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 32 | 236,50 | 251,60 | 270,40 | 306,70 | 365,40 | 392,40 | 419,00 | 447,00 | 481,90 | 534,50 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 33 | 238,20 | 253,00 | 271,10 | 308,30 | 367,10 | 394,40 | 420,80 | 448,60 | 482,30 | 535,40 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 34 | 239,90 | 254,50 | 272,20 | 310,00 | 369,20 | 396,50 | 422,30 | 450,30 | 483,00 | 536,10 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 35 | 241,60 | 256,00 | 273,00 | 311,80 | 371,20 | 398,60 | 423,90 | 452,00 | 483,70 | 537,00 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 36 | 243,30 | 257,50 | 274,10 | 313,70 | 373,30 | 400,70 | 425,50 | 453,60 | 484,40 | 537,50 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 37 | 244,70 | 258,90 | 274,90 | 315,20 | 375,10 | 402,40 | 426,80 | 455,10 | 484,60 | 538,30 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 38 | 246,50 | 260,30 | 276,00 | 317,00 | 377,20 | 404,00 | 428,30 | 455,70 | 485,30 | 538,90 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 39 | 248,20 | 261,60 | 276,80 | 318,80 | 379,30 | 405,50 | 429,80 | 456,40 | 485,80 | 539,70 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 40 | 249,90 | 263,00 | 277,50 | 320,60 | 381,30 | 407,00 | 431,40 | 457,10 | 486,30 | 540,40 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 41 | 251,20 | 264,40 | 278,40 | 322,20 | 383,50 | 408,20 | 432,90 | 457,60 | 486,80 | 540,90 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 42 | 252,60 | 265,40 | 279,90 | 323,70 | 385,60 | 409,50 | 434,20 | 458,30 | 487,20 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 43 | 253,90 | 266,70 | 281,40 | 325,40 | 387,70 | 410,50 | 435,50 | 459,00 | 487,60 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 44 | 255,20 | 268,10 | 282,60 | 327,10 | 389,80 | 411,50 | 436,80 | 459,60 | 488,00 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 45 | 256,30 | 268,80 | 283,60 | 328,90 | 391,50 | 412,40 | 437,60 | 460,30 | 488,40 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 46 | 257,40 | 270,00 | 285,10 | 330,80 | 393,30 | 413,60 | 438,40 | 460,80 | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |

| | | | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 47 | 258,40 | 270,90 | 286,60 | 332,60 | 394,90 | 414,80 | 439,20 | 461,20 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 48 | 259,40 | 272,10 | 288,20 | 334,50 | 396,70 | 416,10 | 440,00 | 461,70 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 49 | 260,10 | 272,90 | 289,50 | 335,90 | 398,30 | 417,30 | 440,70 | 462,20 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 50 | 261,00 | 274,20 | 291,10 | 337,50 | 399,00 | 418,10 | 441,20 | 462,70 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 51 | 262,10 | 275,00 | 292,80 | 339,10 | 400,00 | 418,90 | 441,60 | 463,00 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 52 | 263,20 | 275,80 | 294,50 | 340,80 | 401,20 | 419,70 | 441,90 | 463,50 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 53 | 263,70 | 276,70 | 295,60 | 342,30 | 402,50 | 420,10 | 442,10 | 464,00 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 54 | 264,90 | 277,90 | 297,30 | 344,10 | 403,60 | 420,80 | 442,60 | 464,10 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 55 | 265,70 | 279,20 | 298,90 | 345,70 | 404,80 | 421,50 | 442,90 | 464,40 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 56 | 266,80 | 280,60 | 300,60 | 347,50 | 406,10 | 422,20 | 443,20 | 464,60 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 57 | 267,80 | 281,50 | 302,00 | 348,70 | 407,40 | 422,80 | 443,40 | 465,00 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 58 | 268,60 | 282,60 | 303,80 | 350,40 | 408,10 | 423,30 | 443,70 | 465,20 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 59 | 269,40 | 284,10 | 305,40 | 352,10 | 408,90 | 423,90 | 444,00 | 465,40 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 60 | 270,20 | 285,30 | 307,10 | 353,80 | 409,70 | 424,50 | 444,30 | 465,60 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 61 | 271,10 | 286,50 | 308,30 | 355,10 | 410,30 | 424,90 | 444,50 | 466,00 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 62 | 272,00 | 288,00 | 310,10 | 356,80 | 411,00 | 425,50 | 444,80 | 466,20 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 63 | 273,00 | 289,50 | 311,70 | 358,50 | 411,70 | 426,10 | 445,10 | 466,40 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 64 | 274,00 | 291,00 | 313,20 | 360,30 | 412,40 | 426,60 | 445,40 | 466,60 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 65 | 274,90 | 292,20 | 314,60 | 362,00 | 412,70 | 427,10 | 445,80 | 467,10 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 66 | 276,00 | 293,60 | 316,30 | 363,60 | 413,40 | 427,60 | 446,10 | 467,30 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 67 | 277,20 | 294,80 | 318,00 | 365,20 | 414,10 | 428,10 | 446,40 | 467,50 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 68 | 278,50 | 296,30 | 319,70 | 366,80 | 414,70 | 428,60 | 446,70 | 467,70 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 69 | 279,50 | 297,60 | 321,00 | 368,10 | 415,00 | 428,90 | 446,90 | 468,10 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 70 | 280,70 | 299,20 | 322,40 | 369,60 | 415,60 | 429,20 | 447,20 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 71 | 282,10 | 300,60 | 323,70 | 370,90 | 416,20 | 429,50 | 447,50 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 72 | 283,40 | 302,10 | 325,20 | 372,40 | 416,70 | 429,80 | 447,80 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 73 | 284,40 | 303,10 | 326,30 | 373,50 | 417,20 | 430,10 | 448,00 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 74 | 285,80 | 304,60 | 327,90 | 374,80 | 417,60 | 430,40 | 448,30 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 75 | 287,00 | 305,90 | 329,50 | 376,20 | 418,10 | 430,70 | 448,60 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 76 | 288,30 | 307,10 | 331,20 | 377,50 | 418,70 | 431,00 | 448,90 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

| | | | | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--|
| 77 | 289,30 | 308,10 | 332,80 | 379,00 | 419,00 | 431,20 | 449,10 | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 78 | 290,40 | 309,60 | 334,50 | 380,20 | 419,60 | 431,60 | 449,50 | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 79 | 291,40 | 311,10 | 336,10 | 381,40 | 420,20 | 431,90 | 449,80 | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 80 | 292,60 | 312,60 | 337,80 | 382,60 | 420,70 | 432,20 | 450,10 | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 81 | 293,30 | 313,80 | 339,50 | 383,70 | 420,90 | 432,40 | 450,30 | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 82 | 294,60 | 315,20 | 341,20 | 384,90 | 421,40 | 432,70 | 450,60 | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 83 | 295,70 | 316,40 | 342,90 | 386,10 | 421,90 | 433,00 | 450,90 | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 84 | 296,80 | 317,80 | 344,60 | 387,40 | 422,40 | 433,20 | 451,20 | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 85 | 297,90 | 318,90 | 346,10 | 388,40 | 422,70 | 433,40 | 451,90 | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 86 | 299,10 | 320,40 | 347,70 | 389,00 | 423,20 | 433,70 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 87 | 300,30 | 321,90 | 349,20 | 389,60 | 423,50 | 434,00 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 88 | 301,50 | 323,40 | 350,70 | 390,20 | 423,80 | 434,20 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 89 | 302,40 | 324,60 | 351,90 | 390,80 | 424,10 | 434,40 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 90 | 303,60 | 326,10 | 353,30 | 391,40 | 424,60 | 434,70 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 91 | 304,60 | 327,60 | 354,60 | 392,00 | 425,00 | 435,00 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--|--|
| 92 | 305,80 | 329,10 | 356,00 | 392,60 | 425,40 | 435,30 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 93 | 306,60 | 330,40 | 357,40 | 393,00 | 425,70 | 435,50 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 94 | 307,80 | 331,80 | 358,90 | 393,60 | 426,10 | 435,80 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 95 | 309,00 | 333,20 | 360,40 | 394,10 | 426,50 | 436,10 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 96 | 310,30 | 334,60 | 361,90 | 394,60 | 426,90 | 436,30 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 97 | 311,20 | 335,70 | 363,40 | 394,90 | 427,20 | 436,50 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 98 | 312,40 | 337,10 | 364,60 | 395,50 | 427,60 | 436,80 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 99 | 313,60 | 338,40 | 365,80 | 396,10 | 428,00 | 437,10 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 100 | 314,80 | 339,80 | 367,00 | 396,70 | 428,40 | 437,30 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 101 | 315,90 | 341,10 | 368,00 | 396,90 | 428,80 | 437,50 | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 102 | 317,00 | 342,20 | 369,20 | 397,40 | 429,20 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 103 | 318,10 | 343,40 | 370,40 | 397,90 | 429,60 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 104 | 319,20 | 344,60 | 371,60 | 398,40 | 429,90 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 105 | 320,20 | 345,70 | 372,80 | 398,70 | 430,30 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 106 | 320,90 | 346,80 | 373,40 | 399,20 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--|--|--|--|--|
| 107 | 321,50 | 347,90 | 374,00 | 399,70 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 108 | 322,10 | 349,00 | 374,60 | 400,00 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 109 | 322,50 | 350,00 | 375,20 | 400,30 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 110 | 323,10 | 351,00 | 375,70 | 400,80 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 111 | 323,70 | 352,00 | 376,20 | 401,30 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 112 | 324,30 | 353,00 | 376,70 | 401,80 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 113 | 325,10 | 353,80 | 377,00 | 402,10 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 114 | 325,80 | 354,80 | 377,40 | 402,60 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 115 | 326,50 | 355,80 | 378,00 | 403,10 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 116 | 327,30 | 356,80 | 378,60 | 403,60 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 117 | 327,80 | 357,90 | 378,90 | 403,90 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 118 | 328,60 | 358,40 | 379,40 | 404,40 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 119 | 329,40 | 359,00 | 380,00 | 404,90 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 120 | 330,20 | 359,60 | 380,50 | 405,40 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 121 | 330,70 | 360,10 | 380,60 | 405,90 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--|--|--|--|--|
| 122 | 331,20 | 360,60 | 381,20 | 406,30 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 123 | 331,70 | 361,10 | 381,70 | 406,80 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 124 | 332,20 | 361,60 | 382,20 | 407,30 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 125 | 332,40 | 361,90 | 382,70 | 407,80 | | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 126 | | 362,40 | 383,20 | 408,20 | | | | | |
| | | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 127 | | 362,90 | 383,70 | 408,70 | | | | | |
| | | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 128 | | 363,40 | 384,20 | 409,20 | | | | | |
| | | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 129 | | 363,80 | 384,50 | 409,70 | | | | | |
| | | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 130 | | | 385,00 | | | | | | |
| | | | 0 | | | | | | |
| 131 | | | 385,50 | | | | | | |
| | | | 0 | | | | | | |
| 132 | | | 386,00 | | | | | | |
| | | | 0 | | | | | | |
| 133 | | | 386,20 | | | | | | |
| | | | 0 | | | | | | |
| 134 | | | 386,70 | | | | | | |
| | | | 0 | | | | | | |
| 135 | | | 387,20 | | | | | | |
| | | | 0 | | | | | | |
| 136 | | | 387,70 | | | | | | |
| | | | 0 | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---|
| 137 | | | 388,000 | | | | | | | | |
| 138 | | | 388,500 | | | | | | | | |
| 139 | | | 389,000 | | | | | | | | |
| 140 | | | 389,500 | | | | | | | | |
| 141 | | | 389,800 | | | | | | | | |
| 再任用職員 | 246,900 | 258,800 | 263,100 | 295,800 | 312,400 | 326,700 | 351,100 | 387,300 | 419,700 | 463,200 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

別表第3 (第3条関係)

(令4条例53・全改)

教育職給料表

| 職員の区分 | 職務の級 | 1級 | 2級 | 特2級 | 3級 | 4級 |
|------------|------|------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 号給 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用職員以外の職員 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | | 167,500 | 211,600 | 272,300 | 339,000 | 428,000 |
| 2 | | 169,000 | 213,300 | 274,700 | 341,300 | 429,800 |
| 3 | | 170,500 | 215,100 | 277,000 | 343,500 | 431,600 |
| 4 | | 172,000 | 216,800 | 279,300 | 345,900 | 433,400 |
| 5 | | 173,700 | 218,700 | 281,800 | 347,900 | 435,000 |
| 6 | | 175,600 | 220,400 | 284,200 | 350,100 | 436,600 |
| 7 | | 177,500 | 222,100 | 286,300 | 351,900 | 438,500 |
| 8 | | 179,300 | 223,800 | 288,500 | 353,500 | 440,400 |

| | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 9 | 181,100 | 225,400 | 290,700 | 355,500 | 442,000 |
| 10 | 183,200 | 227,300 | 293,000 | 357,700 | 443,900 |
| 11 | 185,400 | 229,100 | 295,300 | 359,800 | 445,800 |
| 12 | 187,300 | 230,900 | 297,600 | 362,100 | 447,700 |
| 13 | 189,300 | 232,500 | 299,900 | 364,200 | 449,400 |
| 14 | 191,400 | 234,500 | 301,800 | 366,200 | 451,300 |
| 15 | 193,600 | 236,400 | 303,800 | 368,300 | 453,200 |
| 16 | 195,700 | 238,400 | 305,600 | 370,300 | 455,100 |
| 17 | 198,100 | 240,100 | 307,400 | 372,100 | 456,700 |
| 18 | 200,400 | 242,800 | 309,800 | 374,100 | 458,600 |
| 19 | 203,000 | 245,500 | 312,000 | 376,000 | 460,400 |
| 20 | 205,300 | 248,300 | 314,500 | 378,100 | 462,300 |
| 21 | 207,800 | 250,900 | 316,800 | 379,900 | 464,000 |
| 22 | 209,400 | 253,700 | 319,400 | 381,800 | 465,800 |
| 23 | 211,100 | 256,700 | 321,800 | 383,700 | 467,600 |
| 24 | 212,800 | 259,600 | 324,500 | 385,600 | 469,400 |
| 25 | 214,500 | 262,000 | 326,700 | 387,500 | 471,000 |
| 26 | 216,100 | 264,600 | 329,100 | 389,400 | 472,700 |
| 27 | 217,800 | 267,100 | 331,500 | 391,300 | 474,300 |
| 28 | 219,500 | 269,400 | 333,800 | 393,200 | 476,000 |
| 29 | 221,100 | 271,800 | 336,000 | 394,900 | 477,500 |
| 30 | 222,800 | 274,200 | 338,000 | 396,900 | 478,900 |
| 31 | 224,500 | 276,400 | 339,600 | 398,900 | 480,200 |
| 32 | 226,200 | 278,600 | 341,300 | 400,900 | 481,600 |
| 33 | 227,600 | 280,700 | 343,300 | 402,800 | 482,700 |
| 34 | 229,400 | 282,900 | 345,600 | 404,400 | 483,400 |
| 35 | 231,100 | 285,100 | 347,800 | 406,100 | 484,100 |
| 36 | 232,800 | 287,200 | 349,900 | 407,800 | 484,900 |
| 37 | 234,400 | 289,400 | 352,200 | 409,100 | 485,500 |
| 38 | 236,200 | 291,200 | 354,300 | 410,600 | 486,200 |

| | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 39 | 237,900 | 293,400 | 356,600 | 412,100 | 486,900 |
| 40 | 239,700 | 295,200 | 358,700 | 413,700 | 487,600 |
| 41 | 241,400 | 296,700 | 360,700 | 415,300 | 488,300 |
| 42 | 243,100 | 298,900 | 362,900 | 416,700 | 489,000 |
| 43 | 244,800 | 300,900 | 364,800 | 418,100 | 489,700 |
| 44 | 246,400 | 303,100 | 367,000 | 419,700 | 490,400 |
| 45 | 247,800 | 305,100 | 368,900 | 421,300 | 491,000 |
| 46 | 249,200 | 307,500 | 371,000 | 422,600 | 491,800 |
| 47 | 250,600 | 310,100 | 373,100 | 424,200 | 492,500 |
| 48 | 251,800 | 312,800 | 375,100 | 425,900 | 493,200 |
| 49 | 253,100 | 315,000 | 376,900 | 427,500 | 493,800 |
| 50 | 254,400 | 317,400 | 378,700 | 428,900 | 494,500 |
| 51 | 255,700 | 319,700 | 380,700 | 430,500 | 495,300 |
| 52 | 257,100 | 322,100 | 382,700 | 432,200 | 496,000 |
| 53 | 258,200 | 324,400 | 384,600 | 433,900 | 496,600 |
| 54 | 259,600 | 326,400 | 386,400 | 435,300 | 497,300 |
| 55 | 260,800 | 328,000 | 388,300 | 436,900 | 498,000 |
| 56 | 261,800 | 329,700 | 390,000 | 438,600 | 498,800 |
| 57 | 263,100 | 331,800 | 391,600 | 439,900 | 499,400 |
| 58 | 264,000 | 333,900 | 393,200 | 441,400 | 500,100 |
| 59 | 265,000 | 336,000 | 395,000 | 442,900 | 500,800 |
| 60 | 266,200 | 338,200 | 396,700 | 444,200 | 501,500 |
| 61 | 267,100 | 340,300 | 397,900 | 445,400 | 502,200 |
| 62 | 268,100 | 342,500 | 399,400 | 446,700 | |
| 63 | 269,200 | 344,700 | 400,800 | 448,100 | |
| 64 | 270,200 | 346,900 | 402,200 | 449,300 | |
| 65 | 271,400 | 348,900 | 403,600 | 450,500 | |
| 66 | 272,900 | 351,100 | 404,800 | 451,700 | |
| 67 | 274,300 | 353,200 | 406,300 | 452,900 | |
| 68 | 275,900 | 355,300 | 407,700 | 454,200 | |

| | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 69 | 277,300 | 357,100 | 409,000 | 455,300 |
| 70 | 278,800 | 359,200 | 410,400 | 456,500 |
| 71 | 280,100 | 361,300 | 411,800 | 457,800 |
| 72 | 281,500 | 363,300 | 413,200 | 459,000 |
| 73 | 282,400 | 365,400 | 414,500 | 460,100 |
| 74 | 283,800 | 367,400 | 415,900 | 460,800 |
| 75 | 285,100 | 369,400 | 417,400 | 461,300 |
| 76 | 286,400 | 371,400 | 418,700 | 461,800 |
| 77 | 287,300 | 373,100 | 419,900 | 462,300 |
| 78 | 288,300 | 374,800 | 421,200 | 462,900 |
| 79 | 289,200 | 376,500 | 422,500 | 463,400 |
| 80 | 290,300 | 378,200 | 423,900 | 463,900 |
| 81 | 291,500 | 379,800 | 425,300 | 464,500 |
| 82 | 292,700 | 381,300 | 426,500 | 465,100 |
| 83 | 294,000 | 382,800 | 427,500 | 465,600 |
| 84 | 295,200 | 384,400 | 428,800 | 466,100 |
| 85 | 296,200 | 385,400 | 430,000 | 466,600 |
| 86 | 297,400 | 386,900 | 431,200 | 467,200 |
| 87 | 298,500 | 388,300 | 432,500 | 467,800 |
| 88 | 299,700 | 389,700 | 433,500 | 468,300 |
| 89 | 300,700 | 391,000 | 434,600 | 468,800 |
| 90 | 301,900 | 392,300 | 435,700 | 469,400 |
| 91 | 303,100 | 393,600 | 436,700 | 470,100 |
| 92 | 304,300 | 394,900 | 437,700 | 471,100 |
| 93 | 305,200 | 396,200 | 438,600 | 471,700 |
| 94 | 306,300 | 397,400 | 439,500 | 472,700 |
| 95 | 307,500 | 398,700 | 440,300 | 473,700 |
| 96 | 308,700 | 400,100 | 441,100 | 474,700 |
| 97 | 309,600 | 401,300 | 441,900 | 475,400 |
| 98 | 310,700 | 402,400 | 442,300 | |

| | | | |
|-----|---------|---------|---------|
| 99 | 311,800 | 403,500 | 442,800 |
| 100 | 312,900 | 404,600 | 443,200 |
| 101 | 313,900 | 405,400 | 443,600 |
| 102 | 315,000 | 406,400 | 443,900 |
| 103 | 316,100 | 407,500 | 444,200 |
| 104 | 317,100 | 408,600 | 444,500 |
| 105 | 317,700 | 409,300 | 444,800 |
| 106 | 318,600 | 410,300 | 445,100 |
| 107 | 319,500 | 411,200 | 445,400 |
| 108 | 320,500 | 412,200 | 445,600 |
| 109 | 321,300 | 413,000 | 445,800 |
| 110 | 321,700 | 413,900 | 446,200 |
| 111 | 322,200 | 414,700 | 446,500 |
| 112 | 322,700 | 415,500 | 446,700 |
| 113 | 323,300 | 416,000 | 446,900 |
| 114 | 323,700 | 416,800 | 447,200 |
| 115 | 324,200 | 417,500 | 447,500 |
| 116 | 324,700 | 418,200 | 447,700 |
| 117 | 325,100 | 418,700 | 447,900 |
| 118 | 325,600 | 419,200 | |
| 119 | 326,100 | 419,700 | |
| 120 | 326,600 | 420,100 | |
| 121 | 326,900 | 420,500 | |
| 122 | 327,300 | 420,800 | |
| 123 | 327,800 | 421,100 | |
| 124 | 328,400 | 421,300 | |
| 125 | 328,700 | 421,500 | |
| 126 | 329,100 | 421,800 | |
| 127 | 329,400 | 422,100 | |
| 128 | 329,800 | 422,300 | |

| | | | | | |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 129 | 329,900 | 422,500 | | | |
| 130 | 330,300 | 422,800 | | | |
| 131 | 330,700 | 423,200 | | | |
| 132 | 331,100 | 423,400 | | | |
| 133 | 331,200 | 423,700 | | | |
| 134 | 331,400 | 423,900 | | | |
| 135 | 331,700 | 424,200 | | | |
| 136 | 332,000 | 424,400 | | | |
| 137 | 332,200 | 424,600 | | | |
| 138 | 332,400 | 424,900 | | | |
| 139 | 332,700 | 425,200 | | | |
| 140 | 333,000 | 425,400 | | | |
| 141 | 333,100 | 425,600 | | | |
| 142 | 333,400 | 425,900 | | | |
| 143 | 333,700 | 426,200 | | | |
| 144 | 334,000 | 426,500 | | | |
| 145 | 334,200 | 426,700 | | | |
| 146 | 334,400 | 427,000 | | | |
| 147 | 334,700 | 427,300 | | | |
| 148 | 335,000 | 427,500 | | | |
| 149 | 335,300 | 427,700 | | | |
| 150 | 335,500 | 428,000 | | | |
| 151 | 335,800 | 428,300 | | | |
| 152 | 336,100 | 428,600 | | | |
| 153 | 336,300 | 429,000 | | | |
| 再任用 職員 | 239,700 | 281,100 | 310,400 | 339,500 | 426,200 |

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

別表第4（第3条関係）

（令4条例53・全改）

研究職給料表

| 職員の 区分 | 職務の 級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 |
|-----------------|----------|------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 号給 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 職員以 外の職 員 | 1 | 152,300 | 201,300 | 287,900 | 336,800 | 389,700 |
| | 2 | 153,400 | 203,900 | 290,500 | 339,100 | 392,000 |
| | 3 | 154,600 | 206,400 | 292,800 | 341,400 | 394,200 |
| | 4 | 155,700 | 208,800 | 295,500 | 343,700 | 396,500 |
| | 5 | 156,900 | 211,500 | 297,700 | 345,700 | 398,100 |
| | 6 | 158,200 | 213,700 | 299,600 | 347,800 | 400,200 |
| | 7 | 159,500 | 215,900 | 301,700 | 350,000 | 402,200 |
| | 8 | 160,800 | 218,000 | 303,600 | 352,100 | 404,300 |
| | 9 | 161,900 | 220,200 | 305,500 | 354,000 | 405,900 |
| | 10 | 163,500 | 222,500 | 308,100 | 356,100 | 407,700 |
| | 11 | 165,100 | 224,800 | 310,400 | 358,200 | 409,500 |
| | 12 | 166,700 | 227,200 | 312,800 | 360,300 | 411,300 |
| | 13 | 168,100 | 229,300 | 315,100 | 362,100 | 413,000 |
| | 14 | 169,900 | 231,700 | 317,700 | 364,100 | 414,800 |
| | 15 | 171,800 | 234,300 | 320,300 | 366,200 | 416,500 |
| | 16 | 173,800 | 236,800 | 323,100 | 368,300 | 418,300 |
| | 17 | 175,700 | 238,900 | 325,400 | 370,000 | 419,300 |
| | 18 | 177,700 | 241,800 | 327,700 | 372,100 | 421,000 |
| | 19 | 179,900 | 244,700 | 329,900 | 374,200 | 422,600 |
| | 20 | 181,900 | 247,600 | 332,200 | 376,200 | 424,200 |
| | 21 | 184,000 | 250,200 | 334,100 | 378,000 | 425,500 |
| | 22 | 186,300 | 252,800 | 336,100 | 379,900 | 427,200 |
| | 23 | 188,700 | 255,500 | 337,600 | 381,700 | 428,900 |

| | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 24 | 191,000 | 258,100 | 339,300 | 383,600 | 430,400 |
| 25 | 193,100 | 260,600 | 341,200 | 385,400 | 431,900 |
| 26 | 195,200 | 263,100 | 343,100 | 387,200 | 433,500 |
| 27 | 197,400 | 265,500 | 345,000 | 389,000 | 435,200 |
| 28 | 199,500 | 267,900 | 347,000 | 390,800 | 436,800 |
| 29 | 201,600 | 270,300 | 348,900 | 392,100 | 438,300 |
| 30 | 203,300 | 272,500 | 350,600 | 393,800 | 439,800 |
| 31 | 205,100 | 274,600 | 352,200 | 395,500 | 441,300 |
| 32 | 206,700 | 276,700 | 353,800 | 397,200 | 442,700 |
| 33 | 208,500 | 278,600 | 355,300 | 398,500 | 444,100 |
| 34 | 210,200 | 280,700 | 356,800 | 399,800 | 445,500 |
| 35 | 212,000 | 282,800 | 358,300 | 400,900 | 446,900 |
| 36 | 213,800 | 284,800 | 359,800 | 402,200 | 448,300 |
| 37 | 215,600 | 286,600 | 361,300 | 403,400 | 449,600 |
| 38 | 217,500 | 287,700 | 362,600 | 404,500 | 450,700 |
| 39 | 219,400 | 289,100 | 363,900 | 405,600 | 451,800 |
| 40 | 221,200 | 290,500 | 365,200 | 406,600 | 452,900 |
| 41 | 223,000 | 291,400 | 366,300 | 407,600 | 453,600 |
| 42 | 224,900 | 292,400 | 367,600 | 408,700 | 454,600 |
| 43 | 226,800 | 292,900 | 368,900 | 409,800 | 455,600 |
| 44 | 228,600 | 293,600 | 370,000 | 411,000 | 456,700 |
| 45 | 230,500 | 294,300 | 371,000 | 411,900 | 457,700 |
| 46 | 232,400 | 295,400 | 372,300 | 413,000 | 458,700 |
| 47 | 234,300 | 296,600 | 373,600 | 414,200 | 459,400 |
| 48 | 236,100 | 298,000 | 374,800 | 415,200 | 460,300 |
| 49 | 237,700 | 299,000 | 375,900 | 416,000 | 461,100 |
| 50 | 239,500 | 300,200 | 377,200 | 417,000 | 461,700 |
| 51 | 241,300 | 301,400 | 378,500 | 418,000 | 462,300 |
| 52 | 242,900 | 302,600 | 379,800 | 419,000 | 462,900 |
| 53 | 244,400 | 303,500 | 380,500 | 419,600 | 463,600 |

| | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 54 | 246,100 | 304,800 | 381,500 | 420,300 | 464,200 |
| 55 | 247,700 | 306,000 | 382,500 | 420,900 | 464,600 |
| 56 | 249,300 | 307,100 | 383,500 | 421,600 | 465,200 |
| 57 | 250,600 | 307,700 | 384,300 | 422,000 | 465,700 |
| 58 | 251,700 | 308,600 | 385,100 | 422,500 | 466,300 |
| 59 | 252,700 | 309,600 | 385,800 | 423,000 | 466,800 |
| 60 | 253,800 | 310,500 | 386,500 | 423,400 | 467,200 |
| 61 | 254,900 | 311,400 | 387,000 | 424,000 | 467,700 |
| 62 | 255,800 | 312,500 | 387,900 | 424,400 | 468,400 |
| 63 | 256,800 | 313,600 | 388,800 | 425,000 | 469,100 |
| 64 | 257,800 | 314,800 | 389,700 | 425,900 | 469,900 |
| 65 | 258,400 | 315,900 | 390,400 | 426,600 | 470,800 |
| 66 | 259,500 | 317,000 | 391,200 | 427,400 | 471,700 |
| 67 | 260,400 | 318,100 | 392,000 | 427,900 | 472,500 |
| 68 | 261,100 | 319,200 | 392,800 | 428,700 | 473,200 |
| 69 | 262,000 | 320,400 | 393,400 | 429,000 | 473,900 |
| 70 | 263,300 | 321,500 | 394,100 | 429,700 | 474,700 |
| 71 | 264,800 | 322,600 | 394,800 | 430,200 | 475,500 |
| 72 | 266,200 | 323,700 | 395,400 | 430,600 | 476,300 |
| 73 | 267,300 | 324,500 | 396,000 | 431,100 | 477,000 |
| 74 | 268,700 | 325,600 | 396,600 | | |
| 75 | 270,100 | 326,700 | 397,300 | | |
| 76 | 271,100 | 327,800 | 398,100 | | |
| 77 | 272,100 | 328,700 | 398,800 | | |
| 78 | 273,400 | 329,700 | 399,500 | | |
| 79 | 274,600 | 330,700 | 400,100 | | |
| 80 | 275,700 | 331,700 | 400,700 | | |
| 81 | 276,900 | 332,600 | 401,300 | | |
| 82 | 278,100 | 333,400 | 401,900 | | |
| 83 | 279,300 | 334,100 | 402,600 | | |

| | | | |
|-----|---------|---------|---------|
| 84 | 280,300 | 334,900 | 403,200 |
| 85 | 281,400 | 335,500 | 403,700 |
| 86 | 282,500 | 336,000 | 404,200 |
| 87 | 283,600 | 336,500 | 404,700 |
| 88 | 284,600 | 337,000 | 405,400 |
| 89 | 285,800 | 337,200 | 405,800 |
| 90 | 287,000 | 337,700 | |
| 91 | 288,200 | 338,200 | |
| 92 | 289,300 | 338,700 | |
| 93 | 290,500 | 339,000 | |
| 94 | 291,500 | 339,500 | |
| 95 | 292,500 | 340,000 | |
| 96 | 293,400 | 340,500 | |
| 97 | 294,200 | 341,000 | |
| 98 | 295,100 | 341,500 | |
| 99 | 296,000 | 342,000 | |
| 100 | 296,800 | 342,600 | |
| 101 | 297,400 | 343,100 | |
| 102 | 298,100 | 343,600 | |
| 103 | 298,800 | 344,100 | |
| 104 | 299,500 | 344,600 | |
| 105 | 300,300 | 344,900 | |
| 106 | 300,800 | 345,400 | |
| 107 | 301,300 | 345,800 | |
| 108 | 301,800 | 346,300 | |
| 109 | 301,900 | 346,800 | |
| 110 | 302,300 | 347,300 | |
| 111 | 302,600 | 347,700 | |
| 112 | 302,900 | 348,200 | |
| 113 | 303,300 | 348,700 | |

| | | | | | | |
|-----------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 114 | 303,600 | 349,100 | | | |
| | 115 | 303,900 | 349,600 | | | |
| | 116 | 304,200 | 350,000 | | | |
| | 117 | 304,500 | 350,500 | | | |
| | 118 | 304,900 | 350,900 | | | |
| | 119 | 305,200 | 351,400 | | | |
| | 120 | 305,600 | 351,800 | | | |
| | 121 | 305,900 | 352,200 | | | |
| 再任用 職員 | | 221,600 | 263,900 | 289,400 | 328,700 | 357,200 |

別表第5（第3条関係）

（令4条例53・全改）

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

| 職員の区分 | 職務の級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|-------|------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用職員 | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 以外の職員 | 1 | 256,300 | 342,200 | 405,100 | 478,400 |
| | 2 | 258,800 | 345,200 | 408,000 | 480,700 |
| | 3 | 261,300 | 348,000 | 410,700 | 483,000 |
| | 4 | 263,800 | 351,000 | 413,500 | 485,300 |
| | 5 | 266,300 | 353,900 | 416,100 | 487,600 |
| | 6 | 270,100 | 357,000 | 418,500 | 489,800 |
| | 7 | 274,000 | 360,200 | 420,600 | 492,000 |
| | 8 | 277,800 | 363,000 | 422,600 | 494,200 |
| | 9 | 281,400 | 365,700 | 425,000 | 496,300 |
| | 10 | 285,400 | 368,400 | 427,600 | 498,400 |
| | 11 | 289,500 | 371,200 | 430,200 | 500,500 |
| | 12 | 293,500 | 373,900 | 432,900 | 502,600 |
| | 13 | 297,300 | 376,900 | 435,500 | 504,600 |

| | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 14 | 301,300 | 380,400 | 438,000 | 506,700 |
| 15 | 305,300 | 383,800 | 440,500 | 508,800 |
| 16 | 309,100 | 387,300 | 442,900 | 510,900 |
| 17 | 312,800 | 390,800 | 445,100 | 512,800 |
| 18 | 316,400 | 393,600 | 447,500 | 514,800 |
| 19 | 320,000 | 396,100 | 449,900 | 516,800 |
| 20 | 323,500 | 398,800 | 452,300 | 518,800 |
| 21 | 327,300 | 401,600 | 454,300 | 520,600 |
| 22 | 331,100 | 403,700 | 456,700 | 522,500 |
| 23 | 334,600 | 405,700 | 459,100 | 524,400 |
| 24 | 338,000 | 407,500 | 461,500 | 526,300 |
| 25 | 341,500 | 409,700 | 463,800 | 528,000 |
| 26 | 344,100 | 411,900 | 466,100 | 529,800 |
| 27 | 346,800 | 414,100 | 468,300 | 531,600 |
| 28 | 349,000 | 416,400 | 470,600 | 533,400 |
| 29 | 351,600 | 418,700 | 472,700 | 535,200 |
| 30 | 353,500 | 420,800 | 475,000 | 537,000 |
| 31 | 355,500 | 422,900 | 477,300 | 538,800 |
| 32 | 357,400 | 425,000 | 479,600 | 540,600 |
| 33 | 359,600 | 427,000 | 481,500 | 542,100 |
| 34 | 361,900 | 428,900 | 483,600 | 543,900 |
| 35 | 364,200 | 430,900 | 485,700 | 545,700 |
| 36 | 366,400 | 432,900 | 487,800 | 547,500 |
| 37 | 368,700 | 434,900 | 489,700 | 549,000 |
| 38 | 371,100 | 436,900 | 491,500 | 550,600 |
| 39 | 373,400 | 438,800 | 493,300 | 552,200 |
| 40 | 375,600 | 440,800 | 495,100 | 553,800 |
| 41 | 377,800 | 442,600 | 496,700 | 555,400 |
| 42 | 378,800 | 444,400 | 498,500 | 556,800 |
| 43 | 379,600 | 446,100 | 500,300 | 558,200 |

| | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 44 | 380,400 | 447,900 | 502,100 | 559,600 |
| 45 | 381,600 | 449,800 | 503,700 | 560,700 |
| 46 | 383,000 | 451,600 | 505,400 | 561,700 |
| 47 | 384,500 | 453,400 | 507,200 | 562,700 |
| 48 | 386,000 | 455,200 | 509,000 | 563,700 |
| 49 | 387,100 | 456,800 | 510,600 | 564,700 |
| 50 | 388,100 | 458,600 | 511,900 | 565,600 |
| 51 | 389,100 | 460,400 | 513,200 | 566,500 |
| 52 | 390,000 | 462,200 | 514,500 | 567,400 |
| 53 | 390,900 | 463,900 | 515,600 | 568,300 |
| 54 | 391,800 | 465,100 | 516,900 | 569,200 |
| 55 | 392,700 | 466,300 | 518,200 | 570,100 |
| 56 | 393,600 | 467,500 | 519,500 | 571,000 |
| 57 | 394,400 | 468,400 | 520,500 | 572,000 |
| 58 | 395,300 | 469,400 | 521,400 | 572,900 |
| 59 | 396,200 | 470,400 | 522,300 | 573,800 |
| 60 | 397,100 | 471,400 | 523,200 | 574,600 |
| 61 | 397,500 | 472,200 | 523,700 | 575,500 |
| 62 | 398,000 | 472,900 | 524,600 | 576,400 |
| 63 | 398,400 | 473,600 | 525,500 | 577,300 |
| 64 | 398,900 | 474,300 | 526,400 | 578,200 |
| 65 | 399,200 | 474,900 | 527,300 | 579,100 |
| 66 | | 475,600 | 528,200 | |
| 67 | | 476,300 | 529,100 | |
| 68 | | 477,000 | 530,000 | |
| 69 | | 477,300 | 530,800 | |
| 70 | | 477,900 | 531,700 | |
| 71 | | 478,600 | 532,600 | |
| 72 | | 479,300 | 533,400 | |
| 73 | | 479,700 | 534,100 | |

| | | | | | |
|-------|--|---------|---------|---------|---------|
| 74 | | | 480,200 | 535,000 | |
| 75 | | | 480,900 | 535,900 | |
| 76 | | | 481,600 | 536,700 | |
| 77 | | | 481,900 | 537,600 | |
| 78 | | | 482,500 | 538,500 | |
| 79 | | | 483,100 | 539,400 | |
| 80 | | | 483,700 | 540,300 | |
| 81 | | | 484,300 | 541,100 | |
| 82 | | | 484,900 | 542,000 | |
| 83 | | | 485,500 | 542,900 | |
| 84 | | | 486,100 | 543,800 | |
| 85 | | | 486,400 | 544,700 | |
| 86 | | | 487,000 | 545,600 | |
| 87 | | | 487,500 | 546,500 | |
| 88 | | | 488,100 | 547,400 | |
| 89 | | | 488,500 | 548,200 | |
| 90 | | | 489,100 | | |
| 91 | | | 489,700 | | |
| 92 | | | 490,200 | | |
| 93 | | | 490,700 | | |
| 94 | | | 491,300 | | |
| 95 | | | 491,900 | | |
| 96 | | | 492,500 | | |
| 97 | | | 493,000 | | |
| 再任用職員 | | 299,700 | 342,800 | 398,000 | 472,200 |

イ 医療職給料表 (二)

| 職員 の区 分 | 職務 の級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
|---------------|----------------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

| | | | | | | | | |
|----------------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 用職 員以 外の 職員 | 1 | 160,400 | 197,900 | 232,900 | 258,900 | 287,200 | 333,900 | 379,900 |
| | 2 | 161,800 | 199,500 | 234,400 | 260,200 | 289,200 | 336,000 | 382,600 |
| | 3 | 163,200 | 201,200 | 235,700 | 261,400 | 291,200 | 338,200 | 385,300 |
| | 4 | 164,600 | 202,900 | 237,200 | 262,600 | 293,400 | 340,300 | 388,000 |
| | 5 | 165,900 | 204,200 | 238,600 | 263,700 | 295,500 | 342,400 | 390,500 |
| | 6 | 167,700 | 205,700 | 240,200 | 265,000 | 297,600 | 344,600 | 393,200 |
| | 7 | 169,600 | 207,300 | 241,600 | 266,300 | 299,600 | 346,700 | 395,800 |
| | 8 | 171,200 | 208,800 | 243,100 | 267,500 | 301,800 | 348,900 | 398,500 |
| | 9 | 172,800 | 210,300 | 244,500 | 268,600 | 303,500 | 350,800 | 400,500 |
| | 10 | 174,500 | 212,000 | 246,100 | 269,800 | 305,500 | 352,900 | 402,800 |
| | 11 | 176,100 | 213,600 | 247,400 | 270,900 | 307,400 | 354,900 | 404,900 |
| | 12 | 177,900 | 215,300 | 248,700 | 271,900 | 309,200 | 357,000 | 407,100 |
| | 13 | 179,300 | 216,800 | 250,000 | 273,000 | 311,200 | 359,000 | 409,400 |
| | 14 | 181,100 | 218,400 | 251,300 | 274,300 | 313,300 | 361,100 | 411,400 |
| | 15 | 183,000 | 219,900 | 252,700 | 275,400 | 315,500 | 363,000 | 413,400 |
| | 16 | 184,800 | 221,300 | 253,900 | 276,700 | 317,700 | 365,100 | 415,600 |
| | 17 | 186,800 | 222,700 | 255,100 | 278,100 | 319,500 | 366,900 | 417,600 |
| | 18 | 188,300 | 224,300 | 256,400 | 279,800 | 321,600 | 369,000 | 419,600 |
| | 19 | 190,200 | 226,000 | 257,600 | 281,400 | 323,700 | 370,900 | 421,600 |
| | 20 | 191,900 | 227,600 | 258,600 | 283,200 | 325,900 | 373,000 | 423,600 |
| | 21 | 193,600 | 228,800 | 259,500 | 284,700 | 327,800 | 374,800 | 425,400 |
| | 22 | 195,100 | 230,400 | 260,700 | 286,600 | 329,700 | 376,900 | 427,000 |
| | 23 | 196,600 | 231,700 | 261,700 | 288,400 | 331,700 | 379,000 | 428,600 |
| | 24 | 198,100 | 233,300 | 262,700 | 290,200 | 333,700 | 381,100 | 430,200 |
| | 25 | 199,800 | 234,500 | 263,500 | 291,900 | 335,500 | 382,700 | 431,700 |
| | 26 | 201,100 | 236,000 | 264,900 | 293,700 | 337,500 | 384,500 | 433,000 |
| | 27 | 202,600 | 237,500 | 266,000 | 295,500 | 339,500 | 386,300 | 434,300 |
| | 28 | 204,000 | 238,800 | 267,200 | 297,300 | 341,600 | 388,000 | 435,700 |
| | 29 | 205,500 | 240,000 | 268,700 | 298,900 | 343,500 | 389,900 | 437,000 |
| | 30 | 206,800 | 241,300 | 270,300 | 300,600 | 345,300 | 391,400 | 438,300 |

| | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 31 | 208,200 | 242,800 | 271,800 | 302,300 | 347,100 | 393,100 | 439,600 |
| 32 | 209,500 | 244,000 | 273,400 | 303,900 | 348,800 | 394,700 | 440,700 |
| 33 | 210,900 | 245,400 | 274,900 | 305,500 | 350,400 | 396,100 | 441,900 |
| 34 | 212,300 | 246,800 | 276,700 | 307,300 | 352,300 | 397,300 | 443,200 |
| 35 | 213,500 | 247,800 | 278,400 | 309,100 | 354,200 | 398,600 | 444,400 |
| 36 | 214,800 | 249,100 | 280,000 | 310,800 | 356,100 | 399,900 | 445,700 |
| 37 | 216,000 | 250,200 | 281,500 | 312,200 | 358,000 | 401,000 | 446,900 |
| 38 | 217,300 | 251,300 | 283,100 | 313,900 | 359,600 | 402,200 | 447,600 |
| 39 | 218,700 | 252,500 | 284,800 | 315,700 | 361,300 | 403,400 | 448,200 |
| 40 | 219,900 | 253,600 | 286,400 | 317,500 | 363,000 | 404,600 | 448,900 |
| 41 | 221,100 | 254,600 | 287,600 | 318,800 | 364,300 | 405,400 | 449,400 |
| 42 | 222,300 | 255,700 | 289,100 | 320,500 | 365,500 | 406,200 | 449,800 |
| 43 | 223,500 | 256,600 | 290,600 | 322,100 | 366,700 | 407,000 | 450,200 |
| 44 | 224,700 | 257,400 | 292,100 | 323,600 | 367,800 | 407,700 | 450,600 |
| 45 | 225,800 | 258,600 | 293,600 | 324,900 | 369,000 | 408,200 | 451,000 |
| 46 | 226,900 | 259,900 | 295,300 | 326,500 | 369,900 | 408,900 | 451,400 |
| 47 | 227,900 | 261,200 | 297,000 | 328,100 | 371,100 | 409,300 | 451,800 |
| 48 | 229,000 | 262,700 | 298,700 | 329,600 | 372,200 | 409,800 | 452,100 |
| 49 | 229,900 | 264,200 | 300,000 | 331,000 | 373,200 | 410,200 | 452,400 |
| 50 | 230,700 | 265,600 | 301,500 | 332,300 | 374,200 | 410,500 | 452,900 |
| 51 | 231,600 | 266,900 | 303,100 | 333,500 | 375,100 | 410,800 | 453,200 |
| 52 | 232,400 | 268,100 | 304,600 | 334,700 | 376,100 | 411,200 | 453,500 |
| 53 | 233,100 | 269,100 | 305,800 | 335,800 | 376,900 | 411,500 | 453,800 |
| 54 | 233,900 | 270,400 | 307,300 | 336,800 | 377,800 | 411,800 | |
| 55 | 234,700 | 271,800 | 308,800 | 337,800 | 378,700 | 412,100 | |
| 56 | 235,500 | 273,000 | 310,300 | 338,700 | 379,600 | 412,400 | |
| 57 | 236,200 | 274,100 | 311,600 | 339,500 | 380,200 | 412,700 | |
| 58 | 236,800 | 275,300 | 313,000 | 340,300 | 381,000 | 413,000 | |
| 59 | 237,400 | 276,500 | 314,200 | 341,100 | 381,800 | 413,300 | |
| 60 | 238,100 | 277,500 | 315,600 | 342,000 | 382,600 | 413,700 | |

| | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 61 | 238,600 | 278,400 | 316,700 | 342,700 | 383,000 | 413,900 |
| 62 | 239,400 | 279,600 | 318,000 | 343,100 | 383,700 | 414,200 |
| 63 | 240,100 | 280,700 | 319,300 | 343,800 | 384,400 | 414,500 |
| 64 | 240,600 | 281,700 | 320,700 | 344,500 | 385,100 | 414,800 |
| 65 | 241,400 | 282,700 | 322,000 | 345,100 | 385,600 | 414,900 |
| 66 | 242,100 | 283,700 | 322,800 | 345,800 | 386,300 | 415,400 |
| 67 | 242,900 | 284,800 | 323,600 | 346,500 | 387,000 | 415,700 |
| 68 | 243,600 | 285,900 | 324,400 | 347,200 | 387,700 | 416,000 |
| 69 | 244,100 | 286,900 | 325,100 | 347,900 | 388,100 | 416,200 |
| 70 | 244,800 | 288,000 | 325,800 | 348,500 | 388,600 | 416,500 |
| 71 | 245,400 | 289,100 | 326,500 | 349,100 | 389,100 | 416,800 |
| 72 | 246,100 | 290,200 | 327,100 | 349,700 | 389,600 | 417,100 |
| 73 | 246,600 | 291,000 | 327,800 | 350,000 | 390,100 | 417,200 |
| 74 | 247,300 | 291,700 | 328,100 | 350,600 | 390,700 | 417,500 |
| 75 | 248,100 | 292,400 | 328,600 | 351,200 | 391,200 | 418,200 |
| 76 | 248,800 | 293,200 | 329,300 | 351,800 | 391,900 | 418,900 |
| 77 | 249,200 | 293,700 | 329,900 | 352,200 | 392,400 | 419,100 |
| 78 | 249,700 | 294,300 | 330,400 | 352,700 | 392,900 | 419,800 |
| 79 | 250,200 | 294,900 | 330,900 | 353,200 | 393,400 | 420,500 |
| 80 | 250,500 | 295,500 | 331,400 | 353,600 | 393,900 | 421,200 |
| 81 | 250,800 | 296,100 | 332,000 | 354,000 | 394,200 | 421,700 |
| 82 | 251,100 | 296,600 | 332,500 | 354,400 | 394,700 | 422,400 |
| 83 | 251,400 | 297,100 | 333,000 | 354,600 | 395,100 | 423,000 |
| 84 | 251,800 | 297,600 | 333,500 | 354,900 | 395,500 | 423,700 |
| 85 | 252,100 | 297,800 | 333,900 | 355,400 | 396,000 | 424,200 |
| 86 | | 298,100 | 334,300 | 355,800 | 396,500 | |
| 87 | | 298,300 | 334,600 | 356,200 | 396,900 | |
| 88 | | 298,600 | 335,000 | 356,600 | 397,300 | |
| 89 | | 298,800 | 335,300 | 357,000 | 397,600 | |
| 90 | | 299,000 | 335,700 | 357,300 | 398,100 | |

| | | | | | | | | |
|-------|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 91 | | 299,200 | 336,100 | 357,500 | 398,500 | | | |
| 92 | | 299,400 | 336,600 | 357,800 | 398,900 | | | |
| 93 | | 299,800 | 337,100 | 358,200 | 399,400 | | | |
| 94 | | 300,000 | 337,200 | 358,500 | 399,900 | | | |
| 95 | | 300,200 | 337,500 | 358,800 | 400,300 | | | |
| 96 | | 300,500 | 337,800 | 359,100 | 400,700 | | | |
| 97 | | 300,800 | 338,000 | 359,500 | 401,100 | | | |
| 98 | | 301,100 | 338,300 | 359,900 | 401,600 | | | |
| 99 | | 301,400 | 338,600 | 360,300 | 402,000 | | | |
| 100 | | 301,700 | 338,900 | 360,700 | 402,400 | | | |
| 101 | | 302,000 | 339,000 | 361,200 | 402,800 | | | |
| 102 | | 302,300 | 339,400 | 361,600 | | | | |
| 103 | | 302,600 | 339,800 | 362,000 | | | | |
| 104 | | 302,900 | 340,000 | 362,400 | | | | |
| 105 | | 303,100 | 340,100 | 362,900 | | | | |
| 106 | | | 340,500 | | | | | |
| 107 | | | 340,900 | | | | | |
| 108 | | | 341,200 | | | | | |
| 109 | | | 341,300 | | | | | |
| 110 | | | 341,700 | | | | | |
| 111 | | | 342,100 | | | | | |
| 112 | | | 342,500 | | | | | |
| 113 | | | 342,700 | | | | | |
| 再任用職員 | | 192,000 | 219,400 | 248,300 | 264,000 | 288,100 | 329,800 | 373,500 |

ウ 医療職給料表（三）

| 職員 の区 分 | 職務 の級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
|---------------|----------------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | | | | | | | | |

| 再任 用職 員以 外の 職員 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 | 173,400 | 201,000 | 248,400 | 270,600 | 294,800 | 337,700 | 383,200 |
| 2 | 174,800 | 202,900 | 250,200 | 271,500 | 296,500 | 339,900 | 385,900 |
| 3 | 176,300 | 205,000 | 251,900 | 272,500 | 298,300 | 342,000 | 388,600 |
| 4 | 177,700 | 207,000 | 253,700 | 273,300 | 300,200 | 344,200 | 391,300 |
| 5 | 179,100 | 209,100 | 255,200 | 274,000 | 301,800 | 346,100 | 393,500 |
| 6 | 180,700 | 211,200 | 256,600 | 275,100 | 303,600 | 348,300 | 395,900 |
| 7 | 182,200 | 213,400 | 258,000 | 275,800 | 305,500 | 350,500 | 398,200 |
| 8 | 183,700 | 215,500 | 259,100 | 276,800 | 307,300 | 352,700 | 400,400 |
| 9 | 185,000 | 217,700 | 260,100 | 278,000 | 308,700 | 354,200 | 402,700 |
| 10 | 186,700 | 219,100 | 260,900 | 278,600 | 310,400 | 356,200 | 404,900 |
| 11 | 188,300 | 220,400 | 261,800 | 279,700 | 311,600 | 358,200 | 407,100 |
| 12 | 189,900 | 221,900 | 262,900 | 280,900 | 313,000 | 360,200 | 409,500 |
| 13 | 191,400 | 223,000 | 263,900 | 281,900 | 314,500 | 362,500 | 411,600 |
| 14 | 193,500 | 224,600 | 264,900 | 283,200 | 316,300 | 364,600 | 413,700 |
| 15 | 195,500 | 226,200 | 265,900 | 284,400 | 318,100 | 366,700 | 415,900 |
| 16 | 197,600 | 227,500 | 266,600 | 285,500 | 320,000 | 368,800 | 418,100 |
| 17 | 199,600 | 228,900 | 267,400 | 286,700 | 321,600 | 370,900 | 420,200 |
| 18 | 201,700 | 230,300 | 268,400 | 288,000 | 323,300 | 373,000 | 422,400 |
| 19 | 203,700 | 231,800 | 269,200 | 289,200 | 325,000 | 375,000 | 424,600 |
| 20 | 205,800 | 233,300 | 270,100 | 290,700 | 326,700 | 377,200 | 426,800 |
| 21 | 207,900 | 234,600 | 270,900 | 292,000 | 328,200 | 379,000 | 428,800 |
| 22 | 209,800 | 236,300 | 271,500 | 293,600 | 329,800 | 381,100 | 430,700 |
| 23 | 211,900 | 238,000 | 272,400 | 294,900 | 331,200 | 383,200 | 432,600 |
| 24 | 214,000 | 239,600 | 273,300 | 296,400 | 332,800 | 385,300 | 434,500 |
| 25 | 215,800 | 240,900 | 274,400 | 297,400 | 334,200 | 387,500 | 436,200 |
| 26 | 217,100 | 242,600 | 275,500 | 299,100 | 335,700 | 389,200 | 437,900 |
| 27 | 218,400 | 244,200 | 276,600 | 300,600 | 337,300 | 391,000 | 439,600 |
| 28 | 219,700 | 245,900 | 277,700 | 302,300 | 338,900 | 392,900 | 441,200 |
| 29 | 220,700 | 247,700 | 279,000 | 303,300 | 340,100 | 394,800 | 442,400 |

| | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 30 | 222,000 | 249,200 | 280,300 | 304,800 | 341,600 | 396,600 | 444,000 |
| 31 | 223,200 | 250,500 | 281,700 | 306,300 | 343,100 | 398,500 | 445,400 |
| 32 | 224,400 | 251,900 | 283,200 | 307,700 | 344,800 | 400,400 | 447,000 |
| 33 | 225,500 | 252,800 | 284,600 | 309,000 | 346,300 | 402,100 | 448,600 |
| 34 | 226,800 | 253,800 | 286,000 | 310,600 | 347,900 | 403,900 | 450,200 |
| 35 | 228,200 | 254,700 | 287,400 | 312,200 | 349,500 | 405,700 | 451,800 |
| 36 | 229,500 | 255,900 | 288,700 | 313,900 | 351,100 | 407,600 | 453,300 |
| 37 | 230,800 | 256,600 | 289,900 | 315,300 | 352,800 | 409,100 | 454,500 |
| 38 | 232,200 | 257,600 | 291,200 | 316,900 | 354,400 | 410,800 | 455,800 |
| 39 | 233,600 | 258,600 | 292,400 | 318,300 | 356,000 | 412,600 | 457,100 |
| 40 | 235,100 | 259,500 | 293,800 | 319,900 | 357,600 | 414,400 | 458,600 |
| 41 | 236,200 | 260,000 | 294,800 | 321,300 | 358,900 | 416,000 | 459,600 |
| 42 | 237,600 | 261,000 | 296,200 | 322,800 | 360,400 | 417,600 | 460,300 |
| 43 | 238,800 | 261,800 | 297,600 | 324,300 | 361,900 | 419,200 | 461,200 |
| 44 | 240,100 | 262,700 | 299,000 | 325,800 | 363,400 | 420,500 | 461,800 |
| 45 | 241,400 | 263,500 | 300,200 | 326,600 | 364,900 | 421,700 | 462,700 |
| 46 | 242,800 | 264,200 | 301,700 | 328,100 | 366,100 | 422,800 | 463,400 |
| 47 | 244,100 | 265,100 | 303,200 | 329,600 | 367,600 | 423,800 | 464,200 |
| 48 | 245,500 | 266,000 | 304,700 | 331,000 | 369,000 | 425,100 | 465,100 |
| 49 | 246,400 | 266,800 | 305,900 | 332,300 | 370,400 | 426,400 | 465,800 |
| 50 | 247,500 | 267,900 | 307,200 | 333,700 | 371,800 | 427,500 | 466,500 |
| 51 | 248,500 | 268,800 | 308,300 | 335,000 | 373,200 | 428,800 | 467,200 |
| 52 | 249,500 | 269,800 | 309,700 | 336,400 | 374,700 | 429,900 | 468,100 |
| 53 | 250,200 | 270,900 | 311,000 | 337,900 | 376,100 | 431,100 | 468,900 |
| 54 | 251,300 | 272,200 | 312,300 | 339,300 | 377,300 | 432,200 | 469,700 |
| 55 | 252,300 | 273,700 | 313,600 | 340,700 | 378,500 | 433,300 | 470,400 |
| 56 | 253,200 | 275,200 | 315,000 | 342,100 | 379,700 | 434,400 | 471,100 |
| 57 | 254,000 | 276,400 | 316,000 | 343,000 | 380,800 | 435,500 | 472,000 |
| 58 | 255,000 | 277,900 | 317,400 | 344,300 | 381,800 | 436,100 | |
| 59 | 255,700 | 279,300 | 318,800 | 345,500 | 382,800 | 436,700 | |

| | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 60 | 256,500 | 280,800 | 320,200 | 346,800 | 383,800 | 437,100 |
| 61 | 257,300 | 282,200 | 321,300 | 348,000 | 384,500 | 437,700 |
| 62 | 258,100 | 283,600 | 322,600 | 349,000 | 385,300 | 438,200 |
| 63 | 258,900 | 284,800 | 323,900 | 350,300 | 386,000 | 438,600 |
| 64 | 259,800 | 286,200 | 325,200 | 351,500 | 386,800 | 439,100 |
| 65 | 260,500 | 287,200 | 326,600 | 352,700 | 387,500 | 439,800 |
| 66 | 261,400 | 288,500 | 327,900 | 353,900 | 388,200 | 440,200 |
| 67 | 262,300 | 289,800 | 329,200 | 355,100 | 388,800 | 440,500 |
| 68 | 263,000 | 291,100 | 330,500 | 356,200 | 389,600 | 440,800 |
| 69 | 263,800 | 292,200 | 331,300 | 357,200 | 390,500 | 441,200 |
| 70 | 264,800 | 293,700 | 332,400 | 358,300 | 391,100 | 441,600 |
| 71 | 265,900 | 295,200 | 333,500 | 359,400 | 391,800 | 442,100 |
| 72 | 267,100 | 296,700 | 334,500 | 360,500 | 392,500 | 442,800 |
| 73 | 268,100 | 297,700 | 335,700 | 361,500 | 393,200 | 443,400 |
| 74 | 269,300 | 299,100 | 336,500 | 362,600 | 393,700 | 444,100 |
| 75 | 270,500 | 300,200 | 337,600 | 363,700 | 394,300 | 444,700 |
| 76 | 271,700 | 301,600 | 338,800 | 364,800 | 394,800 | 445,300 |
| 77 | 272,500 | 302,900 | 339,900 | 365,500 | 395,200 | 445,900 |
| 78 | 273,600 | 304,200 | 341,100 | 366,300 | 395,800 | |
| 79 | 274,600 | 305,500 | 342,300 | 367,100 | 396,400 | |
| 80 | 275,800 | 306,700 | 343,500 | 367,900 | 396,700 | |
| 81 | 276,600 | 307,500 | 344,700 | 368,500 | 397,000 | |
| 82 | 277,600 | 308,700 | 345,800 | 369,000 | 397,500 | |
| 83 | 278,500 | 309,800 | 346,900 | 369,400 | 397,900 | |
| 84 | 279,400 | 311,100 | 348,000 | 369,900 | 398,200 | |
| 85 | 280,100 | 312,100 | 348,900 | 370,600 | 398,500 | |
| 86 | 281,100 | 313,300 | 349,900 | 371,100 | 399,000 | |
| 87 | 281,900 | 314,500 | 350,700 | 371,700 | 399,500 | |
| 88 | 282,800 | 315,800 | 351,800 | 372,300 | 400,000 | |
| 89 | 283,700 | 317,100 | 353,000 | 372,600 | 400,300 | |

| | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 90 | 284,700 | 318,300 | 353,700 | 373,100 | 400,700 |
| 91 | 285,400 | 319,500 | 354,500 | 373,700 | 401,200 |
| 92 | 286,400 | 320,700 | 355,300 | 374,200 | 401,600 |
| 93 | 287,100 | 321,600 | 356,000 | 374,500 | 402,000 |
| 94 | 288,100 | 322,300 | 356,600 | 374,900 | 402,400 |
| 95 | 289,100 | 323,000 | 357,200 | 375,300 | 402,900 |
| 96 | 290,200 | 323,600 | 357,800 | 375,800 | 403,300 |
| 97 | 291,000 | 324,200 | 358,200 | 376,400 | 403,800 |
| 98 | 291,800 | 324,600 | 358,700 | 376,900 | 404,200 |
| 99 | 292,500 | 325,300 | 359,200 | 377,400 | 404,700 |
| 100 | 293,400 | 326,000 | 359,600 | 377,900 | 405,100 |
| 101 | 294,000 | 326,400 | 360,100 | 378,500 | 405,500 |
| 102 | 294,800 | 327,000 | 360,600 | 379,000 | |
| 103 | 295,600 | 327,600 | 361,100 | 379,500 | |
| 104 | 296,400 | 328,200 | 361,500 | 379,900 | |
| 105 | 297,200 | 328,700 | 361,800 | 380,500 | |
| 106 | 297,700 | 329,200 | 362,300 | 381,000 | |
| 107 | 298,200 | 329,700 | 362,700 | 381,500 | |
| 108 | 298,700 | 330,200 | 363,000 | 382,100 | |
| 109 | 298,900 | 330,400 | 363,500 | 382,700 | |
| 110 | 299,300 | 330,800 | 364,000 | 383,200 | |
| 111 | 299,500 | 331,200 | 364,500 | 383,700 | |
| 112 | 299,900 | 331,600 | 365,000 | 384,200 | |
| 113 | 300,100 | 332,000 | 365,500 | 384,800 | |
| 114 | 300,400 | 332,400 | 366,000 | | |
| 115 | 300,800 | 332,800 | 366,500 | | |
| 116 | 301,100 | 333,100 | 366,900 | | |
| 117 | 301,400 | 333,300 | 367,400 | | |
| 118 | 301,700 | 333,700 | 367,900 | | |
| 119 | 302,000 | 334,000 | 368,400 | | |

| | | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|--|--|--|--|
| 120 | 302,400 | 334,200 | 368,900 | | | | |
| 121 | 302,700 | 334,400 | 369,300 | | | | |
| 122 | 303,100 | 334,700 | 369,800 | | | | |
| 123 | 303,500 | 335,000 | 370,300 | | | | |
| 124 | 303,800 | 335,300 | 370,800 | | | | |
| 125 | 304,000 | 335,600 | 371,100 | | | | |
| 126 | 304,300 | 335,900 | | | | | |
| 127 | 304,700 | 336,300 | | | | | |
| 128 | 305,000 | 336,600 | | | | | |
| 129 | 305,100 | 336,700 | | | | | |
| 130 | 305,500 | 337,000 | | | | | |
| 131 | 305,900 | 337,300 | | | | | |
| 132 | 306,300 | 337,600 | | | | | |
| 133 | 306,500 | 337,900 | | | | | |
| 134 | 306,900 | 338,300 | | | | | |
| 135 | 307,200 | 338,700 | | | | | |
| 136 | 307,500 | 339,100 | | | | | |
| 137 | 307,700 | 339,400 | | | | | |
| 138 | 308,000 | 339,800 | | | | | |
| 139 | 308,400 | 340,200 | | | | | |
| 140 | 308,700 | 340,600 | | | | | |
| 141 | 308,900 | 340,900 | | | | | |
| 142 | 309,300 | 341,300 | | | | | |
| 143 | 309,700 | 341,600 | | | | | |
| 144 | 310,000 | 342,000 | | | | | |
| 145 | 310,100 | 342,400 | | | | | |
| 146 | 310,400 | 342,800 | | | | | |
| 147 | 310,800 | 343,200 | | | | | |
| 148 | 311,200 | 343,600 | | | | | |
| 149 | 311,300 | 343,900 | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 150 | 311,600 | 344,300 | | | | | | |
| 151 | 311,900 | 344,700 | | | | | | |
| 152 | 312,200 | 345,100 | | | | | | |
| 153 | 312,500 | 345,400 | | | | | | |
| 154 | 312,800 | | | | | | | |
| 155 | 313,000 | | | | | | | |
| 156 | 313,300 | | | | | | | |
| 157 | 313,700 | | | | | | | |
| 158 | 314,000 | | | | | | | |
| 159 | 314,300 | | | | | | | |
| 160 | 314,600 | | | | | | | |
| 161 | 315,000 | | | | | | | |
| 162 | 315,300 | | | | | | | |
| 163 | 315,600 | | | | | | | |
| 164 | 315,900 | | | | | | | |
| 165 | 316,300 | | | | | | | |
| 166 | 316,600 | | | | | | | |
| 167 | 316,900 | | | | | | | |
| 168 | 317,200 | | | | | | | |
| 169 | 317,600 | | | | | | | |
| 再任用職員 | | 240,400 | 261,200 | 268,600 | 279,100 | 295,800 | 334,100 | 379,700 |

別表第六（第三条の二関係）

（平二八条例二・追加）

行政職給料表等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|--|
| 一級 | 主事又は技師の職務 |
| 二級 | 一 副主査の職務 二 高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務 |

| | |
|----|--|
| 三級 | 一 主査の職務 二 困難な業務を行う副主査の職務 |
| 四級 | 一 主任主査の職務 二 困難な業務を行う主査の職務 三 出先機関の課長の職務 |
| 五級 | 一 本庁又は委員会等の事務局の副課長の職務 二 困難な業務を行う主任主査の職務 三 出先機関の次長又は困難な業務を行う出先機関の課長の職務 四 規模の大きい出先機関の副部長又は副室長の職務 |
| 六級 | 一 本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 二 主幹の職務 三 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の副課長の職務 四 出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務 五 規模の大きい出先機関の部長又は室長の職務 六 困難な業務を行う規模の大きい出先機関の副部長又は副室長の職務 |
| 七級 | 一 本庁又は委員会等の事務局の部次長又は局次長の職務 二 困難な業務を所掌する本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 三 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 四 規模の大きい出先機関の次長又は困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の部長若しくは室長の職務 |
| 八級 | 一 本庁又は委員会等の事務局の重要な業務を所掌する部次長又は局次長の職務 二 規模の大きい出先機関の長又は困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の次長の職務 |
| 九級 | 一 本庁の部長又は局長の職務 二 会計管理者の職務 三 委員会等の事務局の長の職務 四 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の長の職務 |
| 十級 | 本庁の重要な業務を所掌する部長の職務 |

別表第七（第三条の二関係）

（平二八条例二・追加）

公安職給料表等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|--|
| 一級 | 巡査の職務 |
| 二級 | 一 巡査長の職務 二 高度の知識又は経験を必要とする巡査の職務 |
| 三級 | 一 主任の職務 二 困難な業務を行う巡査長の職務 |
| 四級 | 一 係長の職務 二 困難な業務を行う主任の職務 |
| 五級 | 一 警察本部の課長補佐の職務 二 警察署の課長の職務 三 困難な業務を行う係長の職務 |
| 六級 | 一 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 二 困難な業務を行う警察署の課長の職務 |
| 七級 | 一 警察本部の課長、隊長又は調査官の職務 二 警察署の署長の職務 三 警察署の副署長の職務 |
| 八級 | 一 警察本部の参事官の職務 二 困難な業務を所掌する警察本部の課長の職務 三 規模の大きい警察署の署長の職務 |
| 九級 | 一 警察本部の部長の職務 二 重要な業務を所掌する警察本部の参事官の職務 三 特に規模の大きい警察署の署長の職務 |
| 十級 | 人事委員会が定める警察本部の部長の職務 |

別表第八（第三条の二関係）

（平二八条例二・追加、平二九条例一三二・平三〇条例九八・令元条例六八・一部改正）

教育職給料表等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|-------------------------------------|
| 一級 | 一 高等学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務 |

| | |
|-----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 二 中学校の講師、助教諭、養護助教諭又は寄宿舎指導員の職務 三 特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務 |
| 二級 | <ul style="list-style-type: none"> 一 高等学校の教諭又は養護教諭の職務 二 中学校の教諭、栄養教諭又は養護教諭の職務 三 特別支援学校の教諭又は養護教諭の職務 |
| 特二級 | <ul style="list-style-type: none"> 一 高等学校の主幹教諭の職務 二 中学校の主幹教諭の職務 三 特別支援学校の主幹教諭の職務 |
| 三級 | <ul style="list-style-type: none"> 一 高等学校の副校長又は教頭の職務 二 中学校の副校長又は教頭の職務 三 特別支援学校の副校長又は教頭の職務 |
| 四級 | <ul style="list-style-type: none"> 一 高等学校の校長の職務 二 特別支援学校の校長の職務 |

別表第九（第三条の二関係）

（平二八条例二・追加、平三〇条例五八・一部改正）

研究職給料表等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|--|
| 一級 | 研究員の職務 |
| 二級 | <ul style="list-style-type: none"> 一 主任研究員の職務 二 副主任研究員の職務 |
| 三級 | <ul style="list-style-type: none"> 一 試験研究機関の部長の職務 二 専門研究員の職務 三 試験研究機関の科長の職務 四 困難な研究を行う主任研究員の職務 |
| 四級 | <ul style="list-style-type: none"> 一 困難な研究を行う試験研究機関の部長の職務 二 困難な研究を行う専門研究員の職務 三 困難な研究を行う試験研究機関の科長の職務 |
| 五級 | <ul style="list-style-type: none"> 一 試験研究機関の長の職務 二 規模の大きい試験研究機関の副所長の職務 三 主任専門研究員の職務 |

四 困難な研究を行う規模の大きい試験研究機関の部長又は室長の職務

別表第十（第三条の二関係）

（平二八条例二・追加）

医療職給料表（一）等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|---|
| 一級 | 医員の職務 |
| 二級 | 医長の職務 |
| 三級 | 一 出先機関の副所長、部長又はセンター長の職務 二 科部長又は科長の職務 |
| 四級 | 一 本庁の部次長又は課長の職務 二 出先機関の長の職務 三 主幹の職務 |

別表第十一（第三条の二関係）

（平二八条例二・追加、平三〇条例九八・一部改正）

医療職給料表（二）等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|--|
| 一級 | 教務、栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務 |
| 二級 | 一 困難な業務を行う教務、栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務 二 獣医技師又は薬剤技師の職務 |
| 三級 | 一 副教務主任、副主任栄養技師、副主任獣医技師、副主任薬剤技師、副主任医療技師又は副主任放射線技師の職務 二 困難な業務を行う獣医技師又は薬剤技師の職務 |
| 四級 | 教務主任、主任栄養技師、主任獣医技師、主任薬剤技師、主任医療技師又は主任放射線技師の職務 |
| 五級 | 一 出先機関の次長又は副所長の職務 二 規模の大きい出先機関の副部長の職務 三 出先機関の課長又は学科長の職務 四 専門教務主任、専門栄養技師、専門獣医技師、専門薬剤技師、専門医療技師又は専門放射線技師の職務 五 困難な業務を行う主任獣医技師又は主任薬剤技師の職務 |

| | |
|----|---|
| 六級 | <ul style="list-style-type: none"> 一 出先機関の長の職務 二 規模の大きい出先機関の部長の職務 三 主任専門獣医技師、主任専門薬剤技師、主任専門医療技師又は主任専門放射線技師の職務 四 困難な業務を所掌する出先機関の次長又は副所長の職務 五 困難な業務を行う規模の大きい出先機関の副部長の職務 |
| 七級 | <ul style="list-style-type: none"> 一 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 二 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の部長の職務 |

別表第十二（第三条の二関係）

（平二八条例二・追加）

医療職給料表（三）等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|---|
| 一級 | 准看護技師の職務 |
| 二級 | 保健技師、助産技師、看護技師又は教務の職務 |
| 三級 | <ul style="list-style-type: none"> 一 主任保健技師、主任助産技師、主任看護技師又は教務主任の職務 二 副主任保健技師、副主任助産技師、副主任看護技師又は副教務主任の職務 |
| 四級 | 困難な業務を行う主任保健技師、主任助産技師、主任看護技師又は教務主任の職務 |
| 五級 | <ul style="list-style-type: none"> 一 出先機関の部長の職務 二 規模の大きい出先機関の副部長又は出張所の長の職務 三 出先機関の課長又は学科長の職務 四 専門保健技師、専門助産技師、専門看護技師又は専門教務主任の職務 |
| 六級 | <ul style="list-style-type: none"> 一 規模の大きい出先機関の部長の職務 二 主幹の職務 三 困難な業務を所掌する出先機関の部長の職務 四 困難な業務を行う規模の大きい出先機関の副部長又は出張所の長の職務 五 困難な業務を行う出先機関の課長又は学科長の職務 六 困難な業務を行う専門保健技師、専門助産技師、専門看護技師又は専門教務主任の職務 |
| 七級 | 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の部長の職務 |

附 則（昭和二六年条例第六一号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十六年八月三十一日から適用する。
- 2 昭和二十六年年度の寒冷地手当については、第十八条中「八月末日」とあるのを「九月十日」と読み替えるものとする。

附 則（昭和二六年条例第九〇号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。
- 2 職員の昭和二十六年十月一日（以下「切替日」という。）における職務の級は、切替日においてその者が属していた職務の級とし、その者の切替日における号給は、切替日においてその者が受けていた給料月額に対応する附則別表第一に掲げる新給料月額に対応する別表第一の給料表に定める号給とする。
- 3 職員の昭和二十六年十月二日以後この条例施行の際までの期間内の日における職務の級は、当該期間内の日においてその者が属していた職務の級とする。
- 4 職員の前項に規定する期間内の日における号給は、当該期間内の日においてその者が受けていた給料月額に対応する附則別表第一に掲げる新給料月額に対応する別表第一の給料表に定める号給とする。
- 5 附則第二項又は前項の規定により求められた職員の新給料月額が、その者の属する職務の級における給料の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の給料月額とする。
- 6 切替日以後この条例施行の際までの期間内に於て改正前の条例の規定に基いた職員の給料に関する決定は、この条例の相当規定に基いてされたものとする。
- 7 この条例施行前に職員に支給された給与は、この条例の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第一

給料の新旧対照表

| 号給 | 改正前の条例の適用により切替日以後この条例施行の際迄の期間内の日において受けていた給料月額 | 新給料月額 |
|----|---|-------|
| | 円 | 円 |
| 一 | 三、〇〇〇 | 三、六〇〇 |
| 二 | 三、〇〇〇 | 三、七〇〇 |
| 三 | 三、〇五〇 | 三、八〇〇 |
| 四 | 三、一五〇 | 三、九〇〇 |
| 五 | 三、二五〇 | 四、〇〇〇 |

| | | |
|----|-------|-------|
| 六 | 三、三五〇 | 四、一〇〇 |
| 七 | 三、四五〇 | 四、二〇〇 |
| 八 | 三、五五〇 | 四、三〇〇 |
| 九 | 三、六五〇 | 四、四〇〇 |
| 一〇 | 三、七五〇 | 四、五〇〇 |
| 一一 | 三、八五〇 | 四、六〇〇 |
| 一二 | 四、〇〇〇 | 四、七五〇 |
| 一三 | 四、一五〇 | 四、九〇〇 |
| 一四 | 四、三〇〇 | 五、〇五〇 |
| 一五 | 四、四五〇 | 五、二〇〇 |
| 一六 | 四、六〇〇 | 五、三五〇 |
| 一七 | 四、七五〇 | 五、五〇〇 |
| 一八 | 四、九〇〇 | 五、七〇〇 |
| 一九 | 五、〇五〇 | 五、九〇〇 |
| 二〇 | 五、二〇〇 | 六、一〇〇 |
| 二一 | 五、三五〇 | 六、三〇〇 |
| 二二 | 五、五〇〇 | 六、五〇〇 |
| 二三 | 五、七〇〇 | 六、七〇〇 |
| 二四 | 五、九〇〇 | 六、九〇〇 |
| 二五 | 六、一〇〇 | 七、一〇〇 |
| 二六 | 六、三〇〇 | 七、三〇〇 |
| 二七 | 六、五〇〇 | 七、五五〇 |
| 二八 | 六、七〇〇 | 七、八〇〇 |
| 二九 | 六、九〇〇 | 八、〇五〇 |
| 三〇 | 七、一〇〇 | 八、三〇〇 |
| 三一 | 七、三〇〇 | 八、六〇〇 |
| 三二 | 七、五〇〇 | 八、九〇〇 |
| 三三 | 七、八〇〇 | 九、二五〇 |
| 三四 | 八、一〇〇 | 九、六〇〇 |
| 三五 | 八、四〇〇 | 九、九五〇 |

| | | |
|----|--------|--------|
| 三六 | 八、七〇〇 | 一〇、三〇〇 |
| 三七 | 九、〇〇〇 | 一〇、六五〇 |
| 三八 | 九、三〇〇 | 一一、〇〇〇 |
| 三九 | 九、六〇〇 | 一一、四〇〇 |
| 四〇 | 九、九〇〇 | 一一、八〇〇 |
| 四一 | 一〇、二〇〇 | 一二、二〇〇 |
| 四二 | 一〇、五〇〇 | 一二、六〇〇 |
| 四三 | 一〇、八〇〇 | 一三、〇〇〇 |
| 四四 | 一一、一〇〇 | 一三、五〇〇 |
| 四五 | 一一、四〇〇 | 一四、〇〇〇 |
| 四六 | 一一、七〇〇 | 一四、五〇〇 |
| 四七 | 一二、一〇〇 | 一五、〇〇〇 |
| 四八 | 一二、五〇〇 | 一五、五〇〇 |
| 四九 | 一二、九〇〇 | 一六、〇〇〇 |
| 五〇 | 一三、三〇〇 | 一六、六〇〇 |
| 五一 | 一三、七〇〇 | 一七、二〇〇 |
| 五二 | 一四、二〇〇 | 一七、八〇〇 |
| 五三 | 一四、七〇〇 | 一八、四〇〇 |
| 五四 | 一五、二〇〇 | 一九、〇〇〇 |
| 五五 | 一五、七〇〇 | 一九、六〇〇 |
| 五六 | 一六、二〇〇 | 二〇、四〇〇 |
| 五七 | 一六、七〇〇 | 二一、二〇〇 |
| 五八 | 一七、二〇〇 | 二二、〇〇〇 |
| 五九 | 一七、七〇〇 | 二二、八〇〇 |
| 六〇 | 一八、三〇〇 | 二三、六〇〇 |
| 六一 | 一八、九〇〇 | 二四、四〇〇 |
| 六二 | 一九、五〇〇 | 二五、二〇〇 |
| 六三 | 二〇、一〇〇 | 二六、二〇〇 |
| 六四 | 二〇、八〇〇 | 二七、二〇〇 |
| 六五 | 二一、五〇〇 | 二八、二〇〇 |

| | | |
|----|--------|--------|
| 六六 | 二二、二〇〇 | 二九、二〇〇 |
| 六七 | 二二、九〇〇 | 三〇、三〇〇 |
| 六八 | 二三、六〇〇 | 三一、四〇〇 |
| 六九 | 二四、三〇〇 | 三二、五〇〇 |
| 七〇 | 二五、〇〇〇 | 三三、六〇〇 |
| 七一 | 二六、〇〇〇 | 三四、七〇〇 |
| 七二 | 二七、〇〇〇 | 三六、〇〇〇 |
| 七三 | 二八、〇〇〇 | 三七、三〇〇 |
| 七四 | 二九、〇〇〇 | 三八、六〇〇 |
| 七五 | 三〇、〇〇〇 | 三九、九〇〇 |
| 七六 | 三一、〇〇〇 | 四一、二〇〇 |
| 七七 | 三二、〇〇〇 | 四二、五〇〇 |
| 七八 | 三三、〇〇〇 | 四四、〇〇〇 |
| 七九 | 三四、〇〇〇 | 四五、五〇〇 |
| 八〇 | 三五、〇〇〇 | 四七、〇〇〇 |
| 八一 | 三六、〇〇〇 | 四八、五〇〇 |
| 八二 | 三七、〇〇〇 | 五〇、〇〇〇 |

附 則（昭和二七年条例第一一号）

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和二七年条例第五七号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和二七年条例第六六号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 寒冷地手当の支給地域の区分に関する条例（昭和三十六年福島県条例第六十二号）は、廃止する。

附 則（昭和三七年条例第一〇〇号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第四条及び別表の改正規定並びに附則第三項から第八項までの規定は、昭和三十七年十一月一日から適用する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第五条の規定は、昭和三十八年一月一日から適用する。但し、改正後の条例第七条の二、第十六条の二及び

第十六条の三の規定は、任命権者が人事委員会の承認を得て定めるところにより、実施の可能な限度において逐次これを適用するものとし、その間は、なお従前の例による。

3 職員の昭和二十七年十一月一日（以下「切替日」という。）における職務の級は、改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の適用により切替日においてその者が属していた職務の級とし、その者の切替日における号給は、改正前の条例の適用により切替日においてその者が受けていた給料月額に対応するこの条例の附則別表に掲げる新給料月額に対応する別表第一の給料表に定める号給とする。

4 職員の昭和二十七年十一月二日以後この条例施行の際までの期間内の日における職務の級は、改正前の条例の適用により当該期間内の日においてその者が属していた職務の級とし、その者の当該期間内の日における号給は、改正前の条例の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた給料月額に対応するこの条例の附則別表に掲げる新給料月額に対応する別表第一の給料表に定める号給とする。

5 前二項の規定により求められた職員の新給料月額が、その者の属する職務の級における給料の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の給料月額とする。

6 切替日以後この条例施行の際までの期間内において改正前の条例の規定に基いてされた職員の給料に関する決定は、改正後の条例の相当規定に基いてされたものとみなす。

7 この条例施行前改正前の条例の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以後昭和二十七年十二月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

8 附則第三項及び第四項の規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級、号給及び給料月額は、改正前の条例及びこれに基く人事委員会規則その他の規定に従つて定められたものでなければならない。

9 昭和二十七年における改正後の条例第十七条の二の規定の適用については、同条中「十二月十五日（この日が日曜日に当たるときは、その前日）」又は「その支給日」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和二十七年福島県条例第百号）施行の日」と、「その日に支給する。」とあるのは「その日から五日以内に支給する。」と読み替えるものとする。

附則別表

給料の新旧対照表

| 号給 | 改正前の条例の適用により切替日以後この条例施行の際までの期間内の | 新給料月額 |
|----|----------------------------------|-------|
|----|----------------------------------|-------|

| | 日において受けていた給料月額 | |
|----|----------------|-------|
| | 円 | 円 |
| 一 | 三、六〇〇 | 四、四〇〇 |
| 二 | 三、七〇〇 | 四、五〇〇 |
| 三 | 三、八〇〇 | 四、六〇〇 |
| 四 | 三、九〇〇 | 四、七〇〇 |
| 五 | 四、〇〇〇 | 四、八〇〇 |
| 六 | 四、一〇〇 | 四、九〇〇 |
| 七 | 四、二〇〇 | 五、〇〇〇 |
| 八 | 四、三〇〇 | 五、一〇〇 |
| 九 | 四、四〇〇 | 五、二〇〇 |
| 一〇 | 四、五〇〇 | 五、三〇〇 |
| 一一 | 四、六〇〇 | 五、四〇〇 |
| 一二 | 四、七五〇 | 五、五五〇 |
| 一三 | 四、九〇〇 | 五、七〇〇 |
| 一四 | 五、〇五〇 | 五、八五〇 |
| 一五 | 五、二〇〇 | 六、〇〇〇 |
| 一六 | 五、三五〇 | 六、二〇〇 |
| 一七 | 五、五〇〇 | 六、四〇〇 |
| 一八 | 五、七〇〇 | 六、六五〇 |
| 一九 | 五、九〇〇 | 六、九〇〇 |
| 二〇 | 六、一〇〇 | 七、一五〇 |
| 二一 | 六、三〇〇 | 七、四〇〇 |
| 二二 | 六、五〇〇 | 七、六五〇 |
| 二三 | 六、七〇〇 | 七、九〇〇 |
| 二四 | 六、九〇〇 | 八、一五〇 |
| 二五 | 七、一〇〇 | 八、四〇〇 |
| 二六 | 七、三〇〇 | 八、六五〇 |
| 二七 | 七、五五〇 | 八、九五〇 |
| 二八 | 七、八〇〇 | 九、二五〇 |

| | | |
|----|--------|--------|
| 二九 | 八、〇五〇 | 九、五五〇 |
| 三〇 | 八、三〇〇 | 九、八五〇 |
| 三一 | 八、六〇〇 | 一〇、二五〇 |
| 三二 | 八、九〇〇 | 一〇、六五〇 |
| 三三 | 九、二五〇 | 一一、一〇〇 |
| 三四 | 九、六〇〇 | 一一、五五〇 |
| 三五 | 九、九五〇 | 一二、〇〇〇 |
| 三六 | 一〇、三〇〇 | 一二、四五〇 |
| 三七 | 一〇、六五〇 | 一二、九〇〇 |
| 三八 | 一一、〇〇〇 | 一三、四〇〇 |
| 三九 | 一一、四〇〇 | 一四、〇〇〇 |
| 四〇 | 一一、八〇〇 | 一四、六〇〇 |
| 四一 | 一二、二〇〇 | 一五、二〇〇 |
| 四二 | 一二、六〇〇 | 一五、八〇〇 |
| 四三 | 一三、〇〇〇 | 一六、四〇〇 |
| 四四 | 一三、五〇〇 | 一七、一〇〇 |
| 四五 | 一四、〇〇〇 | 一七、八〇〇 |
| 四六 | 一四、五〇〇 | 一八、五〇〇 |
| 四七 | 一五、〇〇〇 | 一九、二〇〇 |
| 四八 | 一五、五〇〇 | 二〇、〇〇〇 |
| 四九 | 一六、〇〇〇 | 二〇、八〇〇 |
| 五〇 | 一六、六〇〇 | 二一、六〇〇 |
| 五一 | 一七、二〇〇 | 二二、四〇〇 |
| 五二 | 一七、八〇〇 | 二三、三〇〇 |
| 五三 | 一八、四〇〇 | 二四、二〇〇 |
| 五四 | 一九、〇〇〇 | 二五、一〇〇 |
| 五五 | 一九、六〇〇 | 二六、二〇〇 |
| 五六 | 二〇、四〇〇 | 二七、三〇〇 |
| 五七 | 二一、二〇〇 | 二八、四〇〇 |
| 五八 | 二二、〇〇〇 | 二九、五〇〇 |

| | | |
|----|--------|--------|
| 五九 | 二二、八〇〇 | 三〇、六〇〇 |
| 六〇 | 二三、六〇〇 | 三一、九〇〇 |
| 六一 | 二四、四〇〇 | 三三、二〇〇 |
| 六二 | 二五、二〇〇 | 三四、五〇〇 |
| 六三 | 二六、二〇〇 | 三五、九〇〇 |
| 六四 | 二七、二〇〇 | 三七、三〇〇 |
| 六五 | 二八、二〇〇 | 三八、八〇〇 |
| 六六 | 二九、二〇〇 | 四〇、三〇〇 |
| 六七 | 三〇、三〇〇 | 四一、八〇〇 |
| 六八 | 三一、四〇〇 | 四三、三〇〇 |
| 六九 | 三二、五〇〇 | 四四、八〇〇 |
| 七〇 | 三三、六〇〇 | 四六、三〇〇 |
| 七一 | 三四、七〇〇 | 四七、八〇〇 |
| 七二 | 三六、〇〇〇 | 四九、五〇〇 |
| 七三 | 三七、三〇〇 | 五一、二〇〇 |
| 七四 | 三八、六〇〇 | 五二、九〇〇 |
| 七五 | 三九、九〇〇 | 五四、八〇〇 |
| 七六 | 四一、二〇〇 | 五六、七〇〇 |
| 七七 | 四二、五〇〇 | 五八、六〇〇 |
| 七八 | 四四、〇〇〇 | 六〇、五〇〇 |
| 七九 | 四五、五〇〇 | 六二、六〇〇 |
| 八〇 | 四七、〇〇〇 | 六四、七〇〇 |
| 八一 | 四八、五〇〇 | 六六、八〇〇 |
| 八二 | 五〇、〇〇〇 | 六九、〇〇〇 |

附 則（昭和二八年条例第一号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月末日から適用する。
- 2 職員に対し昭和二十七年八月末日以後既に支給された寒冷地手当及び石炭手当の額は、この条例による改正規定に基き支給されるべき寒冷地手当及び石炭手当の額の内払いとみなし、その差額は、この条例施行の日（以下「施行日」という。）において職員である者であつて昭和二十七年八月末日において南会津郡田島町及び北海道に在勤していた者

に限り、施行日から十日以内に支給する。但し、その者が施行日において在勤する地域の施行日における寒冷地手当の支給割合が南会津郡田島町の施行日における寒冷地手当の支給割合より低い場合又は施行日において北海道に在勤しない場合においては、この限りでない。

- 3 前項における寒冷地手当の額は、その職員が昭和二十七年八月末日現在において受けるべきであつた給料の月額と扶養手当の月額を基礎として計算するものとする。

附 則（昭和二八年条例第三六号）

改正 平成四年一二月二二日条例第九一号

平成一五年一一月二八日条例第八二号

- 1 この条例は、昭和二十八年十月一日から施行し、第十八条の二の改正規定は、昭和二十八年八月末日から適用する。
- 2 職員に対しすでに昭和二十八年八月末日に支給された石炭手当は、この条例の規定による石炭手当の内払とみなし、その差額は、この条例施行の日から十日以内に支給する。
- 3 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与については、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項及び同法第十七条並びに地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条の規定に基づき別に条例で定められるまでの間は、職員の給与に関する条例を準用する。

（平四条例九一・平一五条例八二・一部改正）

附 則（昭和二八年条例第四八号）

この条例は、昭和二十八年十二月三十一日から施行する。

附 則（昭和二八年条例第四九号）

- 1 この条例は、昭和二十九年一月一日から施行する。
- 2 昭和二十九年一月一日（以下「切替日」という。）における職員の職務の級は、切替日においてその者が属していた職務の級と同一とし、その号給は、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の適用により切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に対応するこの条例の附則別表に掲げる新給料月額に対応する給料表に定める号給とする。
- 3 前項の規定の適用により求められた職員の新給料月額が、その者の属する職務の級における給料の中の中にない場合においては、その額をもつてその職員の給料月額とする。
- 4 附則第二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及び改正前の条例の適

用により切替日の前日において受けていた給料月額は、改正前の条例及びこれに基く人事委員会規則その他の規程に従って定められたものでなければならない。

5 削除

(昭三二条例四六)

6 左の各号に掲げる条例は、廃止する。

- 一 昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する条例(昭和二十八年福島県条例第二十五号)
- 二 給料の支給日の特例に関する条例(昭和二十八年福島県条例第四十六号)
- 三 県職員に対する昭和二十八年度期末手当及び勤勉手当支給の特例に関する条例(昭和二十八年福島県条例第四十七号)
- 四 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和二十八年福島県条例第四十八号)

附則別表

給料の新旧対照表

| 号給 | 切替日の前日における給料月額 | 新給料月額 |
|----|----------------|-------|
| | 円 | 円 |
| 一 | 四、四〇〇 | 四、九〇〇 |
| 二 | 四、五〇〇 | 五、〇〇〇 |
| 三 | 四、六〇〇 | 五、一〇〇 |
| 四 | 四、七〇〇 | 五、二〇〇 |
| 五 | 四、八〇〇 | 五、三〇〇 |
| 六 | 四、九〇〇 | 五、四〇〇 |
| 七 | 五、〇〇〇 | 五、五〇〇 |
| 八 | 五、一〇〇 | 五、六〇〇 |
| 九 | 五、二〇〇 | 五、七〇〇 |
| 一〇 | 五、三〇〇 | 五、八〇〇 |
| 一一 | 五、四〇〇 | 五、九〇〇 |
| 一二 | 五、五五〇 | 六、〇五〇 |
| 一三 | 五、七〇〇 | 六、二〇〇 |
| 一四 | 五、八五〇 | 六、四〇〇 |

| | | |
|----|--------|--------|
| 一五 | 六、〇〇〇 | 六、六〇〇 |
| 一六 | 六、二〇〇 | 六、九〇〇 |
| 一七 | 六、四〇〇 | 七、二〇〇 |
| 一八 | 六、五〇〇 | 七、五〇〇 |
| 一九 | 六、九〇〇 | 七、八〇〇 |
| 二〇 | 七、一五〇 | 八、一〇〇 |
| 二一 | 七、四〇〇 | 八、四〇〇 |
| 二二 | 七、六五〇 | 八、七〇〇 |
| 二三 | 七、九〇〇 | 九、〇〇〇 |
| 二四 | 八、一五〇 | 九、三〇〇 |
| 二五 | 八、四〇〇 | 九、六〇〇 |
| 二六 | 八、六五〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 二七 | 八、九五〇 | 一〇、四〇〇 |
| 二八 | 九、二五〇 | 一〇、八〇〇 |
| 二九 | 九、五五〇 | 一一、二〇〇 |
| 三〇 | 九、八五〇 | 一一、六〇〇 |
| 三一 | 一〇、二五〇 | 一二、一〇〇 |
| 三二 | 一〇、六五〇 | 一二、六〇〇 |
| 三三 | 一一、一〇〇 | 一三、一〇〇 |
| 三四 | 一一、五五〇 | 一三、六〇〇 |
| 三五 | 一二、〇〇〇 | 一四、一〇〇 |
| 三六 | 一二、四五〇 | 一四、六〇〇 |
| 三七 | 一二、九〇〇 | 一五、一〇〇 |
| 三八 | 一三、四〇〇 | 一五、六〇〇 |
| 三九 | 一四、〇〇〇 | 一六、三〇〇 |
| 四〇 | 一四、六〇〇 | 一七、〇〇〇 |
| 四一 | 一五、二〇〇 | 一七、七〇〇 |
| 四二 | 一五、八〇〇 | 一八、四〇〇 |
| 四三 | 一六、四〇〇 | 一九、一〇〇 |
| 四四 | 一七、一〇〇 | 一九、八〇〇 |

| | | |
|----|--------|--------|
| 四五 | 一七、八〇〇 | 二〇、五〇〇 |
| 四六 | 一八、五〇〇 | 二一、二〇〇 |
| 四七 | 一九、二〇〇 | 二二、〇〇〇 |
| 四八 | 二〇、〇〇〇 | 二二、八〇〇 |
| 四九 | 二〇、八〇〇 | 二三、六〇〇 |
| 五〇 | 二一、六〇〇 | 二四、四〇〇 |
| 五一 | 二二、四〇〇 | 二五、三〇〇 |
| 五二 | 二三、三〇〇 | 二六、二〇〇 |
| 五三 | 二四、二〇〇 | 二七、三〇〇 |
| 五四 | 二五、一〇〇 | 二八、四〇〇 |
| 五五 | 二六、二〇〇 | 二九、五〇〇 |
| 五六 | 二八、三〇〇 | 三〇、六〇〇 |
| 五七 | 二八、四〇〇 | 三一、七〇〇 |
| 五八 | 二九、五〇〇 | 三二、八〇〇 |
| 五九 | 三〇、六〇〇 | 三三、九〇〇 |
| 六〇 | 三一、九〇〇 | 三五、三〇〇 |
| 六一 | 三三、二〇〇 | 三六、七〇〇 |
| 六二 | 三四、五〇〇 | 三八、一〇〇 |
| 六三 | 三五、九〇〇 | 三九、六〇〇 |
| 六四 | 三七、三〇〇 | 四一、一〇〇 |
| 六五 | 三八、八〇〇 | 四二、七〇〇 |
| 六六 | 四〇、三〇〇 | 四四、三〇〇 |
| 六七 | 四一、八〇〇 | 四五、九〇〇 |
| 六八 | 四三、三〇〇 | 四七、五〇〇 |
| 六九 | 四四、八〇〇 | 四九、一〇〇 |
| 七〇 | 四六、三〇〇 | 五〇、七〇〇 |
| 七一 | 四七、八〇〇 | 五二、三〇〇 |
| 七二 | 四九、五〇〇 | 五三、九〇〇 |
| 七三 | 五一、二〇〇 | 五五、五〇〇 |
| 七四 | 五二、九〇〇 | 五七、三〇〇 |

| | | |
|----|--------|--------|
| 七五 | 五四、八〇〇 | 五九、一〇〇 |
| 七六 | 五六、七〇〇 | 六〇、九〇〇 |
| 七七 | 五八、六〇〇 | 六二、七〇〇 |
| 七八 | 六〇、五〇〇 | 六四、五〇〇 |
| 七九 | 六二、六〇〇 | 六六、三〇〇 |
| 八〇 | 六四、七〇〇 | 六八、一〇〇 |
| 八一 | 六六、八〇〇 | 六九、九〇〇 |
| 八二 | 六九、〇〇〇 | 七二、〇〇〇 |

附 則（昭和二九年条例第八四号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日から適用する。但し、この条例施行前すでに同日以降支給された給与は、附則第四項の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和三一年条例第一三号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十年十二月十五日から適用する。
- 2 この条例施行前改正前の職員の給与に関する条例第十七条の規定により昭和三十年十二月十五日に支払われた期末手当は改正後の同条の規定による期末手当の内払とみなし、その差額は、この条例施行の日から十日以内に支給する。

附 則（昭和三一年条例第六八号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和三十一年度に限り、薪炭手当の支給に関しては、第十八条の二第一項中「八月末日」とあるのは、「一月十日」と読み替えるものとする。

附 則（昭和三二年条例第一号）

- 1 この条例は、昭和三十二年一月十日から施行し、昭和三十一年十二月十五日から適用する。
- 2 この条例の施行前改正前の職員の給与に関する条例第十七条の規定により昭和三十一年十二月十五日に支給した期末手当は、改正後の同条の規定による期末手当の内払とみなし、その差額は、この条例の施行の日から十五日以内に支給する。

附 則（昭和三二年条例第四六号）

改正 昭和三四年一〇月一七日条例第二六号
昭和三五年一二月二六日条例第五一号
昭和三六年一〇月六日条例第三四号
昭和三七年一二月二五日条例第七〇号

昭和三八年一月一〇日条例第一号
昭和三八年一二月二五日条例第四三号
昭和三九年一二月二五日条例第一二三号
昭和三九年四月一日条例第九号
昭和三九年一二月二二日条例第四三号
昭和三九年一二月二二日条例第五六号

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和三十二年十一月一日から施行し、同年四月一日から適用する。
(条例の廃止)
- 2 教育職員の給与の特例に関する条例(昭和三十二年福島県条例第十三号)及び警察職員の給与の特例に関する条例(昭和三十二年福島県条例第五十四号)は、廃止する。
(給料の切替及びその切替に伴う措置)
- 3 昭和三十二年四月一日(以下「切替日」という。)において切り替えられる職員の給料月額(以下「切替給料月額」という。)は、改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)又は廃止前の教育職員の給与の特例に関する条例若しくは廃止前の警察職員の給与の特例に関する条例(以下「廃止前の特例条例」という。)の適用により同年三月三十一日においてその者が受けていた給料月額(任命権者が定める職員については、任命権者が人事委員会と協議して定める額。以下「旧給料月額」という。)に対応する附則別表第一から附則別表第五までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げる新給料月額に対応するそれぞれの給料表(その者がこの条例の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の別表第一から別表第五までに掲げる給料表をいう。)に定めるその者の属する職務の等級の号給とし、その者の属する職務の等級に新給料月額と同じ額の号給がないときは、その額とする。
- 4 旧給料月額が、切替表に期間の定のある旧給料月額である職員のうち、附則第六項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近上位の額(その額が切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近下位の額に対応する新給料月額に達しない額であるときは、その新給料月額)をその者の切替給料月額とする。
- 5 前項の規定により切替給料月額を決定された職員については、その者の切替給料月額を

受ける期間（附則第六項の規定により通算される期間を含む。）が昭和三十二年七月一日までにその者の旧給料月額について切替表に定める期間に達することとなる者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧給料月額を基礎として、附則第三項の規定を適用し、その日におけるその者の給料月額を決定するものとする。

- 6 改正後の給与条例第四条第四項及び第六項の規定の適用については、切替日の前日における給料月額を受けていた期間（その期間がその給料月額について改正前の給与条例第四条第五項各号に定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間）に三月（切替日の前日における給料月額を受けていた期間が三月未満である職員で人事委員会の定めるものについては、六月）を加えた期間（任命権者が定める職員については、任命権者が人事委員会と協議して定める期間）を切替給料月額を受ける期間に通算する。
- 7 前項の場合において、切替表に期間の定のある旧給料月額を基礎として附則第三項の規定に基き切替給料月額を決定された者については、前項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧給料月額について切替表に定める期間を減じて通算する。
- 8 前二項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が職員の切替給料月額について給料表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日以降における昇給について、改正後の給与条例第四条第四項又は第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。
- 9 旧給料月額が五万七千円をこえる職員の切替日以降における最初の昇給については、附則第六項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。
- 10 昭和二十九年七月一日（警察職員については、昭和二十六年一月一日）から切替日の前日までの間において改正前の給与条例第四条第七項ただし書の規定（警察職員については、昭和二十六年一月一日から昭和二十九年六月三十日までの間は、昭和三十二年法律第百五十四号による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第六項ただし書の規定）により昇給した職員（任命権者が人事委員会と協議して定める職員を含む。）で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、人事委員会の定めるところにより、その者の切替日（附則第五項の規定により給料月額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日）以降における昇給について、改正後の給与条例第四条第四項又は第六項に規定する昇給期間を短縮することができる。

11 附則第三項又は附則第五項の規定により決定された給料月額がその者の属する職務の等級の最低の号給に達しない職員の当該号給に達するまでの昇給については、人事委員会規則の定めるところによる。

12 改正後の給与条例第四条の二の規定の適用を受ける職員については、附則第三項から前項までの規定は、適用しない。

13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(差額の支給)

14 この条例の施行の日の前日における改正前の給与条例及び廃止前の特例条例の規定による職員の給料(廃止前の警察職員の給与の特例に関する条例附則第五項の規定による調整手当を含む。)、勤務地手当及び給料の特別調整額並びに職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年福島県条例第十二号)第十条の規定による特殊勤務手当(以下本項中「へき地手当」という。)の月額の合計額(以下本項中「旧給与月額」という。)が同日における改正後の給与条例の規定によるその者の給料、暫定手当及び給料の特別調整額並びにへき地手当の月額の合計額(以下本項中「新給与月額」という。)をこえるときは、新給与月額が同日における旧給与月額(給料表の適用を異にして異動する場合その他人事委員会の定める事由に該当する場合にあつては、人事委員会の定める額)に達するまで、その差額を手当として人事委員会が定めるところにより、その者に支給する。

(昭三四条例二六・旧第二十項繰上、昭四五条例五六・旧第十九項繰上)

(給与の内払等)

15 この条例の施行前に改正前の給与条例及び廃止前の特例条例の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以降この条例の施行の日の前日までの期間にかかる給与(以下本項中「既支給の給与」という。)は、改正後の給与条例の規定による給与(以下本項中「改正後の給与」という。)の内払とみなす。ただし、既支給の給与の額が改正後の給与の額をこえている場合には、そのこえている部分に相当する額の給与は、改正後の給与条例の規定に基いて支払われたものとみなす。

(昭三四条例二六・旧第二十一項繰上、昭四五条例五六・旧第二十項繰上)

16～25 (略)

附則別表第一 行政職給料表、公安職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(二)の適用を受ける職員(附則別表第二の適用を受けるものを除く。)の切替表

| 旧給料月額 | 新給料月 | 期間 | 旧給料月 | 新給料月 | 期間 | 旧給料月 | 新給料月 | 期間 |
|-------|------|----|------|------|----|------|------|----|
|-------|------|----|------|------|----|------|------|----|

| 額 | 額 | 月 | 額 | 額 | 月 | 額 | 額 | 月 |
|--------|--------|---|--------|--------|---|--------|--------|---|
| 円 | 円 | | 円 | 円 | | 円 | 円 | 月 |
| 5,400 | 5,900 | | 11,600 | 12,300 | | 28,400 | 30,300 | 6 |
| 5,500 | 6,100 | 6 | 12,100 | 13,300 | 6 | 29,500 | 32,000 | 9 |
| 5,600 | 6,100 | | 12,600 | 13,300 | | 30,600 | 32,000 | |
| 5,700 | 6,300 | 6 | 13,100 | 14,300 | 6 | 31,700 | 33,700 | 3 |
| 5,800 | 6,300 | | 13,600 | 14,300 | | 32,800 | 35,400 | 6 |
| 5,900 | 6,600 | 6 | 14,100 | 15,300 | 6 | 33,900 | 37,100 | 9 |
| 6,050 | 6,600 | | 14,600 | 15,300 | | 35,300 | 37,100 | |
| 6,200 | 7,000 | 6 | 15,100 | 16,300 | 6 | 36,700 | 38,800 | 3 |
| 6,400 | 7,000 | | 15,600 | 17,300 | 9 | 38,100 | 40,500 | 6 |
| 6,600 | 7,400 | 6 | 16,300 | 17,300 | | 39,600 | 42,200 | 6 |
| 6,900 | 7,400 | | 17,000 | 18,300 | 3 | 41,100 | 44,400 | 9 |
| 7,200 | 8,000 | 6 | 17,700 | 19,300 | 6 | 42,700 | 44,400 | |
| 7,500 | 8,000 | | 18,400 | 20,300 | 9 | 44,300 | 46,600 | 3 |
| 7,800 | 8,600 | 6 | 19,100 | 20,300 | 3 | 45,900 | 48,800 | 6 |
| 8,100 | 8,600 | | 19,800 | 21,400 | 9 | 47,500 | 51,000 | 9 |
| 8,400 | 9,200 | 6 | 20,500 | 21,400 | | 49,100 | 51,000 | |
| 8,700 | 9,200 | | 21,200 | 22,600 | 6 | 50,700 | 53,200 | 3 |
| 9,000 | 9,800 | 6 | 22,000 | 23,800 | 9 | 52,300 | 55,400 | |
| 9,300 | 9,800 | | 22,800 | 23,800 | | 53,900 | 55,400 | |
| 9,600 | 10,600 | 6 | 23,600 | 25,000 | 3 | 55,500 | 57,600 | |
| 10,000 | 10,600 | | 24,400 | 26,200 | 6 | 57,300 | 60,000 | |
| 10,400 | 11,400 | 6 | 25,300 | 27,500 | 9 | 59,100 | 62,400 | |
| 10,800 | 11,400 | | 26,200 | 27,500 | | 60,900 | 62,400 | |
| 11,200 | 12,300 | 6 | 27,300 | 28,900 | 3 | | | |

附則別表第二 公安職給料表の適用を受ける職員で旧給料月額が7,500円以下のものの切替表

| 旧給料月額 | 新給料月額 | 期間 |
|-------|-------|----|
| 円 | 円 | 月 |
| 6,400 | 7,300 | |

| | | |
|-------|-------|---|
| 6,600 | 7,700 | 6 |
| 6,900 | 7,700 | |
| 7,200 | 8,100 | 6 |
| 7,500 | 8,100 | |

附則別表第三 教育職給料表（一）及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員の切替表

| 旧給料月額 | 新給料月額 | 期間 | 旧給料月額 | 新給料月額 | 期間 | 旧給料月額 | 新給料月額 | 期間 | 旧給料月額 | 新給料月額 | 期間 |
|--------|--------|----|--------|--------|----|--------|--------|----|--------|--------|----|
| 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 |
| 6,900 | 7,400 | | 12,600 | 13,800 | 6 | 22,800 | 23,600 | | 41,100 | 42,800 | |
| 7,200 | 8,000 | 6 | 13,100 | 13,800 | | 23,600 | 25,200 | 6 | 42,700 | 44,400 | |
| 7,500 | 8,000 | | 13,600 | 14,800 | 6 | 24,400 | 26,800 | 9 | 44,300 | 46,000 | |
| 7,800 | 8,600 | 6 | 14,100 | 14,800 | | 25,300 | 26,800 | 3 | 45,900 | 47,600 | |
| 8,100 | 8,600 | | 14,600 | 15,800 | 6 | 26,200 | 28,400 | 6 | 47,500 | 49,600 | 3 |
| 8,400 | 9,200 | 6 | 15,100 | 15,800 | | 27,300 | 30,000 | 9 | 49,100 | 51,600 | 6 |
| 8,700 | 9,200 | | 15,600 | 17,000 | 6 | 28,400 | 30,000 | 3 | 50,700 | 53,600 | 6 |
| 9,000 | 9,800 | 6 | 16,300 | 17,000 | | 29,500 | 31,600 | 6 | 52,300 | 55,600 | |
| 9,300 | 9,800 | | 17,000 | 18,200 | 3 | 30,600 | 33,200 | 9 | 53,900 | 55,600 | |
| 9,600 | 10,800 | 9 | 17,700 | 19,400 | 9 | 31,700 | 33,200 | | 55,500 | 57,600 | |
| 10,000 | 10,800 | 3 | 18,400 | 19,400 | 3 | 32,800 | 34,800 | 3 | 57,300 | 60,000 | |
| 10,400 | 11,800 | 9 | 19,100 | 20,800 | 9 | 33,900 | 36,400 | 6 | 59,100 | 62,400 | |
| 10,800 | 11,800 | 6 | 19,800 | 20,800 | 3 | 35,300 | 38,000 | 9 | 60,900 | 62,400 | |
| 11,200 | 11,800 | | 20,500 | 22,200 | 9 | 36,700 | 39,600 | 9 | | | |
| 11,600 | 12,800 | 6 | 21,200 | 22,200 | | 38,100 | 39,600 | | | | |
| 12,100 | 12,800 | | 22,000 | 23,600 | 6 | 39,600 | 41,200 | | | | |

附則別表第四

教育職給料表（二）の適用を受ける職員の切替表

| 旧給料月額 | 新給料月額 | 期間 | 旧給料月額 | 新給料月額 | 期間 | 旧給料月額 | 新給料月額 | 期間 |
|-------|-------|----|--------|--------|----|--------|--------|----|
| 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 |
| 6,050 | 6,600 | | 12,600 | 13,800 | 6 | 26,200 | 28,200 | 6 |
| 6,200 | 7,000 | 6 | 13,100 | 13,800 | | 27,300 | 29,400 | 6 |
| 6,400 | 7,000 | | 13,600 | 14,800 | 6 | 28,400 | 30,600 | 9 |

| | | | | | | | | |
|--------|--------|---|--------|--------|---|--------|--------|---|
| 6,600 | 7,400 | 6 | 14,100 | 14,800 | | 29,500 | 31,800 | 9 |
| 6,900 | 7,400 | | 14,600 | 15,800 | 6 | 30,600 | 31,800 | |
| 7,200 | 8,000 | 6 | 15,100 | 15,800 | | 31,700 | 33,300 | |
| 7,500 | 8,000 | | 15,600 | 16,800 | 3 | 32,800 | 34,800 | 3 |
| 7,800 | 8,600 | 6 | 16,300 | 17,800 | 6 | 33,900 | 36,300 | 6 |
| 8,100 | 8,600 | | 17,000 | 18,800 | 9 | 35,300 | 37,800 | 6 |
| 8,400 | 9,200 | 6 | 17,700 | 18,800 | | 36,700 | 39,300 | 9 |
| 8,700 | 9,200 | | 18,400 | 19,800 | 3 | 38,100 | 40,800 | 9 |
| 9,000 | 9,800 | 6 | 19,100 | 20,800 | 9 | 39,600 | 42,300 | 6 |
| 9,300 | 9,800 | | 19,800 | 20,800 | 3 | 41,100 | 43,800 | 6 |
| 9,600 | 10,800 | 9 | 20,500 | 21,800 | 6 | 42,700 | 45,300 | 6 |
| 10,000 | 10,800 | 3 | 21,200 | 22,800 | 9 | 44,300 | 46,800 | 3 |
| 10,400 | 11,800 | 9 | 22,000 | 23,800 | 9 | 45,900 | 48,300 | 3 |
| 10,800 | 11,800 | 6 | 22,800 | 23,800 | | 47,500 | 49,800 | 3 |
| 11,200 | 11,800 | | 23,600 | 24,800 | | 49,100 | 51,300 | 3 |
| 11,600 | 12,800 | 6 | 24,400 | 25,800 | 3 | 50,700 | 52,800 | 3 |
| 12,100 | 12,800 | | 25,300 | 27,000 | 3 | | | |

附則別表第五

医療職給料表（三）の適用を受ける職員の切替表

| 旧給料月額 | 新給料月額 | 期間 | 旧給料月額 | 新給料月額 | 期間 | 旧給料月額 | 新給料月額 | 期間 |
|-------|--------|----|--------|--------|----|--------|--------|----|
| 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 | 円 | 円 | 月 |
| 6,600 | 7,300 | 3 | 14,100 | 15,500 | 9 | 29,500 | 31,500 | 6 |
| 6,900 | 7,800 | 6 | 14,600 | 15,500 | 3 | 30,600 | 32,700 | 6 |
| 7,200 | 7,800 | | 15,100 | 16,500 | 9 | 31,700 | 33,900 | 6 |
| 7,500 | 8,300 | 6 | 15,600 | 16,500 | | 32,800 | 35,100 | 6 |
| 7,800 | 8,300 | | 16,300 | 17,500 | 3 | 33,900 | | |
| 8,100 | 8,900 | 6 | 17,000 | 18,500 | 6 | | | |
| 8,400 | 9,900 | | 17,700 | 19,500 | 9 | | | |
| 8,700 | 9,500 | 6 | 18,400 | 19,500 | | | | |
| 9,000 | 9,500 | | 19,100 | 20,500 | 6 | | | |
| 9,300 | 10,200 | 6 | 19,800 | 21,500 | 9 | | | |

| | | | | | | | |
|--------|--------|---|--------|--------|---|--|--|
| 9,600 | 10,200 | | 20,500 | 21,500 | | | |
| 10,000 | 11,000 | 6 | 21,200 | 22,500 | 3 | | |
| 10,400 | 11,000 | | 22,000 | 23,500 | 6 | | |
| 10,800 | 11,800 | 6 | 22,800 | 24,500 | 9 | | |
| 11,200 | 11,800 | | 23,600 | 24,500 | | | |
| 11,600 | 12,600 | 3 | 24,400 | 25,500 | | | |
| 12,100 | 13,500 | 9 | 25,300 | 26,700 | 3 | | |
| 12,600 | 13,500 | 3 | 26,200 | 27,900 | 3 | | |
| 13,100 | 14,500 | 9 | 27,300 | 29,100 | 6 | | |
| 13,600 | 14,500 | 3 | 28,400 | 30,300 | 6 | | |

附 則（昭和三二年一二月二四日条例第六一号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十二年十二月十四日から適用する。
- 2 この条例の施行前改正前の職員の給与に関する条例第十七条又は改正前の県議会の議員の報酬等に関する条例第五条の規定により昭和三十二年十二月十四日に支給した期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなし、その差額は、この条例の施行の日から十日以内に支給する。

附 則（昭和三三年八月一日条例第五三号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和三三年一〇月二八日条例第七三号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、別表第六の改正規定は、昭和三十三年八月三十日から適用する。
- 2 職員に対し昭和三十三年八月三十日に支給された寒冷地手当及び薪炭手当の額は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づき支給されるべき寒冷地手当及び薪炭手当の内払とみなし、その差額及び改正後の条例の規定に基づき新たに薪炭手当の支給を受けるべき職員に対する薪炭手当は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、職員である者であつて、昭和三十三年八月三十日において改正後の条例の規定による支給地域に在勤していたものに限り、施行日から十日以内に支給する。ただし、その者が施行日において在勤する地域の施行日における寒冷地手当の支給割合がその者の昭和三十三年八月三十日において在勤していた地域の施行日における寒冷地手当の支給割合より低い場合においては、この限りでない。

附 則（昭和三四年一月六日条例第一号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年十二月十五日から適用する。
- 2 この条例の施行前改正前の職員の給与に関する条例第十七条又は改正前の県議会の議員の報酬等に関する条例第五条の規定により昭和三十三年十二月十五日に支給した期末手当は、改正後のこれらの条例の規定による期末手当の内払とみなし、その差額は、この条例の施行の日から十日以内に支給する。

附 則（昭和三十四年六月一三日条例第一五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十四年一〇月一七日条例第二六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定（附則第十五項の改正規定中「「給料表の各職務の等級のそれぞれの号給（以下「号給」という。）」の下に「に係る職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和三十四年福島県条例第二十六号）の規定による改正前の職員の給与に関する条例の給料表の当該号給」を加え、」に係る部分を除く。）は、昭和三十四年十月一日から適用する。

（昭和三十四年九月三十日までの間の給料月額）

- 2 職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）別表第一から別表第五までに掲げる給料表（以下「給料表」という。）の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、給料表の給料月額欄に掲げる額は、この条例の附則別表第一から附則別表第七までに定めるところによりそれぞれ読み替えるものとする。

（給料表の改正に伴う措置）

- 3 昭和三十四年三月三十一日又は同年九月三十日において条例第四条第六項ただし書若しくは第四条の二後段の規定の適用により職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の同年四月一日又は同年十月一日における給料月額は、人事委員会規則の定めるところによる。
- 4 前項の規定により昭和三十四年四月一日又は同年十月一日における給料月額を決定される職員のそれぞれの日以降における最初の条例第四条第六項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日又は同年九月三十日における給料月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日又は同年十月一日における給料月額を受ける期間にそれぞれ通算する。

（給与の内払）

- 5 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和三十四

年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(暫定手当の特例)

- 6 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年福島県条例第四十六号）附則第十七項の規定の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、同項中「その者が受ける調整額の月額」とあるのは、「その者が受ける調整額の月額の範囲内で人事委員会の定める額」と読み替えるものとする。

附則別表第一

行政職給料表、公安職給料表、研究職給料表及び医療職給料表（二）の給料月額欄に掲げる額（附則別表第二及び附則別表第五に掲げるものを除く。）の読替表

| 給料表の給料月額欄に掲げる額 | 読み替える額 | 給料表の給料月額欄に掲げる額 | 読み替える額 | 給料表の給料月額欄に掲げる額 | 読み替える額 |
|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 6,830 | 6,500 | 19,210 | 18,300 | 44,230 | 42,200 |
| 7,040 | 6,700 | 20,260 | 19,300 | 46,540 | 44,400 |
| 7,360 | 7,000 | 21,300 | 20,300 | 48,840 | 46,600 |
| 7,780 | 7,400 | 22,460 | 21,400 | 51,150 | 48,800 |
| 8,200 | 7,800 | 23,710 | 22,600 | 53,450 | 51,000 |
| 9,020 | 8,600 | 24,970 | 23,800 | 55,750 | 53,200 |
| 9,850 | 9,400 | 26,220 | 25,000 | 58,060 | 55,400 |
| 10,680 | 10,200 | 27,480 | 26,200 | 60,360 | 57,600 |
| 11,210 | 10,700 | 28,840 | 27,500 | 62,870 | 60,000 |
| 11,950 | 11,400 | 30,310 | 28,900 | 65,390 | 62,400 |
| 12,680 | 12,100 | 31,770 | 30,300 | 67,900 | 64,800 |
| 13,530 | 12,900 | 33,550 | 32,000 | 70,410 | 67,200 |
| 14,470 | 13,800 | 35,330 | 33,700 | 72,920 | 69,600 |
| 15,420 | 14,700 | 37,110 | 35,400 | 75,440 | 72,000 |
| 16,370 | 15,600 | 38,890 | 37,100 | 78,580 | 75,000 |
| 17,310 | 16,500 | 40,670 | 38,800 | 81,720 | 78,000 |
| 18,260 | 17,400 | 42,450 | 40,500 | | |

附則別表第二 公安職給料表の給料月額欄に掲げる額のうち21,150円以下の額の読替表

| 給料表の給料月額欄に掲げる額 | 読み替える額 |
|----------------|--------|
| 円 | 円 |
| 8,090 | 7,700 |
| 8,510 | 8,100 |
| 8,930 | 8,500 |
| 9,450 | 9,000 |
| 10,280 | 9,800 |
| 11,210 | 10,700 |
| 12,150 | 11,600 |

附則別表第三 教育職給料表（一）及び医療職給料表（一）の給料月額欄に掲げる額（附則別表第六に掲げるものを除く。）の読替表

| 給料表の給料月額欄に掲げる額 | 読み替える額 | 給料表の給料月額欄に掲げる額 | 読み替える額 | 給料表の給料月額欄に掲げる額 | 読み替える額 |
|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 11,310 | 10,800 | 29,780 | 28,400 | 56,170 | 53,600 |
| 12,060 | 11,500 | 31,460 | 30,000 | 58,270 | 55,600 |
| 13,000 | 12,400 | 33,140 | 31,600 | 60,360 | 57,600 |
| 13,950 | 13,300 | 34,810 | 33,200 | 62,870 | 60,000 |
| 14,900 | 14,200 | 36,490 | 34,800 | 65,390 | 62,400 |
| 15,840 | 15,100 | 38,160 | 36,400 | 67,900 | 64,800 |
| 16,790 | 16,000 | 39,840 | 38,000 | 70,410 | 67,200 |
| 17,950 | 17,100 | 41,510 | 39,600 | 72,920 | 69,600 |
| 19,100 | 18,200 | 43,190 | 41,200 | 75,440 | 72,000 |
| 20,360 | 19,400 | 44,860 | 42,800 | 78,580 | 75,000 |
| 21,830 | 20,800 | 46,540 | 44,400 | 81,720 | 78,000 |
| 23,290 | 22,200 | 48,210 | 46,000 | | |
| 24,760 | 23,600 | 49,890 | 47,600 | | |
| 26,430 | 25,200 | 51,980 | 49,600 | | |
| 28,110 | 26,800 | 54,080 | 51,600 | | |

附則別表第四 教育職給料表（二）の給料月額欄に掲げる額の読替表

| 給料表の給料 月額欄に掲げ る額 | 読み替える額 | 給料表の給料 月額欄に掲げ る額 | 読み替える額 | 給料表の給料 月額欄に掲げ る額 | 読み替える額 |
|------------------------|--------|------------------------|--------|------------------------|--------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 7,360 | 7,000 | 18,690 | 17,800 | 34,920 | 33,300 |
| 7,780 | 7,400 | 19,730 | 18,800 | 36,490 | 34,800 |
| 8,200 | 7,800 | 20,780 | 19,800 | 38,060 | 36,300 |
| 8,820 | 8,400 | 21,830 | 20,800 | 39,630 | 37,800 |
| 9,650 | 9,200 | 22,870 | 21,800 | 41,200 | 39,300 |
| 10,480 | 10,000 | 23,920 | 22,800 | 42,770 | 40,800 |
| 11,310 | 10,800 | 24,970 | 23,800 | 44,340 | 42,300 |
| 12,060 | 11,500 | 26,020 | 24,800 | 45,910 | 43,800 |
| 13,000 | 12,400 | 27,060 | 25,800 | 47,480 | 45,300 |
| 13,950 | 13,300 | 28,320 | 27,000 | 49,050 | 46,800 |
| 14,900 | 14,200 | 29,580 | 28,200 | 50,620 | 48,300 |
| 15,840 | 15,100 | 30,830 | 29,400 | 52,190 | 49,800 |
| 16,790 | 16,000 | 32,090 | 30,600 | 53,760 | 51,300 |
| 17,740 | 16,900 | 33,340 | 31,800 | 55,330 | 52,800 |

附則別表第五 研究職給料表の給料月額欄に掲げる額のうち13,630円以下の額の読替表

| 給料表の給料月額欄に掲げる額 | 読み替える額 |
|----------------|--------|
| 円 | 円 |
| 6,830 | 6,500 |
| 7,040 | 6,700 |
| 7,360 | 7,000 |
| 7,780 | 7,400 |
| 8,200 | 7,800 |
| 9,020 | 8,600 |
| 9,950 | 9,500 |
| 10,880 | 10,400 |
| 11,410 | 10,900 |

| | | |
|--|--------|--------|
| | 12,150 | 11,600 |
| | 12,780 | 12,200 |
| | 13,630 | 13,000 |

附則別表第六 医療職給料表（一）の給料月額欄に掲げる額のうち19,200円以下の額の読替表

| 給料表の給料月額欄に掲げる額 | 読み替える額 |
|----------------|--------|
| 円 | 円 |
| 12,560 | 12,000 |
| 13,600 | 13,000 |
| 14,450 | 13,800 |
| 15,300 | 14,600 |
| 16,140 | 15,400 |
| 16,990 | 16,200 |
| 18,050 | 17,200 |
| 19,200 | 18,300 |

附則別表第七 医療職給料表（三）の給料月額欄に掲げる額の読替表

| 給料表の給料月額欄に掲げる額 | 読み替える額 | 給料表の給料月額欄に掲げる額 | 読み替える額 | 給料表の給料月額欄に掲げる額 | 読み替える額 |
|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 7,470 | 7,100 | 15,630 | 14,900 | 26,750 | 25,500 |
| 8,090 | 7,700 | 16,580 | 15,800 | 28,000 | 26,700 |
| 8,710 | 8,300 | 17,520 | 16,700 | 29,260 | 27,900 |
| 9,340 | 8,900 | 18,470 | 17,600 | 30,520 | 29,100 |
| 10,070 | 9,600 | 19,420 | 18,500 | 31,770 | 30,300 |
| 10,590 | 10,100 | 20,470 | 19,500 | 33,030 | 31,500 |
| 11,230 | 10,700 | 21,510 | 20,500 | 34,290 | 32,700 |
| 11,970 | 11,400 | 22,560 | 21,500 | 35,540 | 33,900 |
| 12,800 | 12,200 | 23,610 | 22,500 | 36,800 | 35,100 |
| 13,640 | 13,000 | 24,650 | 23,500 | | |
| 14,580 | 13,900 | 25,700 | 24,500 | | |

附 則（昭和三十五年六月一四日条例第二三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十五年一〇月二〇日条例第三一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。ただし、第三条第五項の改正規定は、昭和三十五年十一月一日から適用する。

（給料表の改正に伴う措置）

- 2 昭和三十五年三月三十一日において職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第四条第三項若しくは第六項ただし書又はこの条例による改正前の給与条例（以下「改正前の条例」という。）第四条の二後段の規定の適用により職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の同年四月一日における給料月額は、人事委員会規則の定めるところによる。

- 3 前項の規定により昭和三十五年四月一日における給料月額を決定される職員の同日以降における最初の給与条例第四条第六項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日における給料月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日における給料月額を受ける期間に通算する。

（給与の内払）

- 4 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいてすでに支払われた昭和三十五年四月一日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの期間にかかる給与は、この条例による改正後の給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による給与の内払とみなす。この場合において、昭和三十五年八月末日において支給されるべき石炭手当の額については、改正後の条例第十八条の二第二項中「一五、七三〇円」とあるのは、「二一、四五〇円」と読み替えて適用するものとする。

- 5 この条例の施行前に職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十五年福島県条例第三十二号）による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十三年福島県条例第五十四号）の規定に基づいてすでに支払われた昭和三十五年四月一日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの期間にかかる次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当は、改正後の条例の規定に基づいて支給されるべきそれぞれ同表当該下欄に掲げる手当の内払とみなす。

| 上欄 | 下欄 |
|--------|--------|
| 産業教育手当 | 産業教育手当 |

- 6 前項の場合において、すでに支払われた産業教育手当の額が、改正後の条例の規定に基づいて支給されるべき産業教育手当の額をこえているときは、そのこえている部分に相当する額は、改正後の条例の規定に基づいて支給されるべき定時制通信教育手当の内払とみなす。

附 則（昭和三十五年一二月二六日条例第五一号）

改正 昭和三十六年三月二五日条例第一号

昭和三十六年三月三一日条例第三号

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める日からそれぞれ適用する。

一 第三条の二、第四条、第十六条の三、別表第一から別表第五まで及び附則第十七項の規定中職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年福島県条例第四十六号)の附則第十四項から附則第十八項までの改正規定並びにこの条例の附則第二十一項の規定 昭和三十五年十月一日

二 第十七条の改正規定 昭和三十五年十二月十五日

三 附則第十七項の規定中職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年福島県条例第四十六号)の附則第二十八項から附則第三十一項までの改正規定並びにこの条例の附則第十八項及び附則第十九項の規定 昭和三十三年一月一日

（新職務の等級の決定）

- 2 職員の昭和三十五年十月一日（以下「切替日」という。）におけるこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する給料表による職務の等級（以下「新職務の等級」という。）は、切替日の前日においてこの条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりその者が属していた職務の等級（以下「旧職務の等級」という。）と同じ職務の等級とし、切替日以後この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受ける職員となつた者、給料表の適用を異にして異動した者及び職務の等級を異にして異動した者の当該適用又は異動の日における新職務の等級は、改正前の条例の規定により当該適用又は異動の日においてその者が属していた旧職務の等級と同じ職務の等級とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、切替日の前日において次の各号に掲げる職務の等級に属して

いた職員の切替日における新職務の等級は、施行日から五月以内に改正後の条例第三条の二の規定の趣旨に基づいて任命権者が人事委員会の承認を得て決定するものとする。切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の条例の規定によりこれらの職務の等級を異にして異動し、又は新たにこれらの職務の等級に定められた者の当該異動の日又は新たに定められた日における新職務の等級についても同様とする。

- 一 行政職給料表の一等級から六等級までの職務の等級
- 二 研究職給料表の四等級及び五等級の職務の等級
- 三 医療職給料表（二）の三等級及び四等級の職務の等級

（昭三六条例一・一部改正）

（給料の切替え及び切替えに伴う措置）

4 切替日の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号給以外の号給を受けている職員の切替日における号給は、その者の切替日の前日における号給を受けていた月数（人事委員会又は任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員については、人事委員会又は当該任命権者が人事委員会の承認を得て定める月数を増減した月数）に当該号給の直近下位の号給から一号給までの号給にかかる改正前の条例に規定する給料表の昇給期間欄に掲げる月数の合計月数を加えて得た月数（以下「切替月数」という。）を十二月で除して得た数（一に満たない端数は、切り捨てる。）に一を加えた数により、次の各号に定めるところに従い決定するものとする。

- 一 行政職給料表、研究職給料表又は医療職給料表（二）の適用を受ける者については、その数を附則別表第一から附則別表第三までに掲げるそれぞれの切替給料額表の号欄に求めて得られる号に対応する旧職務の等級欄に掲げる額（以下「切替給料額」という。）により改正後の条例に規定する給料表（以下「新給料表」という。）の当該新職務の等級欄と同じ額の号給があるときは、当該号給とし、同じ額の号給がないときは、その直近上位の額の新給料表の号給とする。
- 二 前号に掲げる給料表以外の給料表の適用を受ける者については、その数と同じ新給料表の当該新職務の等級の号給とする。

5 前項の場合において、その数が新給料表に定める最高の号給の号数をこえることとなる者については、人事委員会規則の定める給料月額による。

6 切替日の前日において改正前の条例の規定により旧職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受けている職員の切替日における号給又は給料月額は、人事委員会規則の定めるところによる。

- 7 切替日の前日において改正前の条例第四条の三前段の規定により給料月額を受ける職員の切替日における号給は、附則第四項の規定にかかわらず、切替日の前日において受ける号給と号数を同じくする号給とする。
- 8 切替日の前日において附則別表第四の左欄に掲げる号給を受ける者に対する附則第四項の規定の適用については、切替月数に同表当該右欄に掲げる月数を増減するものとする。
- 9 改正後の条例第四条第四項及び第六項の規定の適用については、附則第四項の規定により切替日における号給を決定される職員にあつては、同項の規定により切り捨てられた端数に十二月を乗じて得た月数を、附則第五項及び附則第六項の規定により号給又は給料月額が決定される職員にあつては、人事委員会規則の定めるところにより算出した月数を、それぞれ附則第四項から附則第六項までの規定により決定される切替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。
- 10 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受ける職員となつた者、給料表の適用を異にして異動した者及び職務の等級又は号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額の決定及び当該号給又は給料月額を受けることとなる期間（この期間に通算される期間を含む。）の算定については、人事委員会の定めるところによる。
- 11 附則第四項から附則第六項までの規定により行政職給料表、研究職給料表又は医療職給料表（二）の各職務の等級の直近上位の号給又は人事委員会の定める号給若しくは給料月額に決定された場合において、附則別表第一から附則別表第三までの切替給料額表の給料月額又はこれに相当する人事委員会の定める号給若しくは給料月額と新給料表の号給又は給料月額との間に差額を生じたときは、人事委員会の定めるところにより、当該職員について当該号給又は給料月額を受ける期間を調整するものとする。
- 12 昭和三十二年四月一日以後切替日の前日までの間において、職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及び附則第九項の規定により通算されることとなる期間については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより必要な調整を行なうことができる。
- 13 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えに関して必要な事項は、人事委員会規則の定めるところによる。

（給与の内払）

14 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた切替日以降施行日の属する月の末日までの期間にかかる給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(附則第三項の職員の給料等の暫定的取扱い)

15 附則第三項の規定により新職務の等級が決定される職員（以下「附則第三項の職員」という。）の切替日（附則第三項後段に規定する者については、当該異動の日又は新たに定められた日）以後当該新職務の等級が決定される日までの間における給料及び給料を計算の基礎とする手当（以下次項で「給料等」という。）については、附則第四項第一号の規定によつて求められた切替給料額（附則第十項の規定の適用を受ける者については、切替給料額に準じて同項の規定により人事委員会が定める額）に基づいて支給する。

16 附則第三項の規定により新職務の等級が決定された場合において、前項の規定により切替給料額に基づき附則第三項の職員に対して給料等が支払われているときは、当該すでに支払われた給料等は、新給料表に基づいて支払われるべき給料等の内払とみなす。この場合において、すでに支払われた給料等の額が新給料表に基づいて支払われるべき給料等の額をこえているときは、そのこえている部分に相当する額は、新給料表に基づいて支払われたものとみなす。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

17 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年福島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(特別職の職員等に対する暫定手当の廃止に伴う整理)

18 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第百一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

19 福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例（昭和二十四年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

20 前二項の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例及び福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例並びにこの条例による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年福島県条例第四十六号）附則第二十八項の規定に基づいてすでに知事、副知事、出納長、常勤の監査委員及び教育委員会教育長並びに知事

の秘書に支払われた給料及び暫定手当（以下本項中「既支給の給与」という。）は、附則第一項及び前二項の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例及び福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例（以下本項中「改正後のこれらの条例」という。）の規定に基づいて支払われるべき給料（以下本項中「改正後の給料」という。）の内払とみなす。ただし、既支給の給与の額が改正後の給料の額をこえている場合には、そのこえている部分に相当する額の給与は、改正後のこれらの条例の規定に基づいて支払われたものとみなす。

（福島県旅費条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 21 福島県旅費条例の一部を改正する条例（昭和三十二年福島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（附則第三項の職員の旅費の暫定的取扱い）

- 22 附則第三項の職員について新職務の等級が決定される日までの間における旅費の取扱いについては、附則第一項第一号及び前項の規定による改正後の福島県旅費条例の施行にかかわらず、なお、従前の例による。

（医療職給料表（二）適用職員の特例）

- 23 改正後の条例別表第五医療職給料表 ロ 医療職給料表（二）の適用については、同給料表の二等級一号給及び三等級四号給から同十一号給までの給料月額は、改正後の条例の規定にかかわらず、当分の間、附則別表第五に定める給料月額に読み替えるものとする。

（昭三六条例三・追加）

附則別表第一

行政職給料表切替給料額表

| 切替日の前日における旧職務の等級 | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 | 5等級 | 6等級 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 号 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 38,600 | 25,700 | 19,200 | 14,800 | 9,300 | 8,000 |
| 2 | 41,000 | 27,200 | 20,500 | 15,900 | 10,200 | 8,300 |
| 3 | 43,400 | 28,700 | 21,800 | 17,000 | 11,100 | 8,600 |
| 4 | 45,800 | 30,200 | 23,100 | 18,100 | 12,000 | 8,900 |
| 5 | 48,200 | 31,700 | 24,400 | 19,200 | 12,900 | 9,300 |

| | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 6 | 50,600 | 33,200 | 25,700 | 20,300 | 13,800 | 10,200 |
| 7 | 53,100 | 34,700 | 27,000 | 21,400 | 14,800 | 11,100 |
| 8 | 55,600 | 36,200 | 28,300 | 22,500 | 15,800 | 12,000 |
| 9 | 58,100 | 37,700 | 29,600 | 23,700 | 16,900 | 12,900 |
| 10 | 60,600 | 39,500 | 30,900 | 24,900 | 18,000 | 13,800 |
| 11 | 62,600 | 41,300 | 32,300 | 26,100 | 19,100 | 14,700 |
| 12 | 64,600 | 43,100 | 33,700 | 27,300 | 20,200 | 15,700 |
| 13 | 66,300 | 45,500 | 35,100 | 28,700 | 21,300 | 16,700 |
| 14 | 67,800 | 47,500 | 36,500 | 30,100 | 22,400 | 17,700 |
| 15 | | 49,500 | 37,900 | 31,400 | 23,500 | 18,700 |
| 16 | | 51,300 | 39,300 | 32,600 | 24,700 | 19,600 |
| 17 | | 53,000 | 40,700 | 33,700 | 25,900 | 20,500 |
| 18 | | 54,600 | 42,100 | 34,800 | 27,100 | 21,300 |
| 19 | | 56,100 | 43,500 | 35,900 | 28,200 | 22,000 |
| 20 | | 57,600 | 44,900 | 37,000 | 29,100 | 22,700 |
| 21 | | 59,100 | 46,200 | 38,100 | 30,000 | 23,300 |
| 22 | | | 47,300 | 39,000 | 30,900 | 23,900 |
| 23 | | | 48,200 | 39,800 | 31,800 | 24,400 |
| 24 | | | | 40,500 | 32,500 | 24,900 |
| 25 | | | | | 33,100 | |
| 26 | | | | | 33,700 | |
| 27 | | | | | 34,300 | |

附則別表第二

研究職給料表切替給料額表

| 切替日の前日における旧職務の等級 | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 | 5等級 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 号 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 34,700 | 24,400 | 14,400 | 9,300 | 8,000 |
| 2 | 36,600 | 25,800 | 15,600 | 10,300 | 8,300 |
| 3 | 38,500 | 27,200 | 16,800 | 11,300 | 8,600 |

| | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 4 | 40,400 | 28,700 | 18,000 | 12,300 | 8,900 |
| 5 | 42,300 | 30,200 | 19,200 | 13,300 | 9,300 |
| 6 | 44,200 | 31,700 | 20,500 | 14,400 | 10,300 |
| 7 | 46,500 | 33,200 | 21,800 | 15,500 | 11,300 |
| 8 | 48,800 | 34,700 | 23,100 | 16,700 | 12,300 |
| 9 | 51,100 | 36,200 | 24,400 | 17,900 | 13,300 |
| 10 | 53,400 | 37,700 | 25,700 | 19,100 | 14,300 |
| 11 | 55,700 | 39,200 | 27,000 | 20,300 | 15,300 |
| 12 | 58,000 | 40,700 | 28,300 | 21,500 | 16,300 |
| 13 | 60,300 | 42,200 | 29,700 | 22,700 | 17,300 |
| 14 | 62,200 | 43,700 | 31,100 | 23,900 | 18,300 |
| 15 | 64,100 | 45,200 | 32,500 | 25,100 | 19,300 |
| 16 | 65,800 | 46,600 | 33,900 | 26,300 | 20,100 |
| 17 | 67,500 | 48,000 | 35,300 | 27,500 | 20,900 |
| 18 | | 49,400 | 36,700 | 28,700 | 21,500 |
| 19 | | 50,800 | 38,100 | 29,700 | 22,100 |
| 20 | | 52,000 | 39,500 | 30,700 | 22,700 |
| 21 | | 53,200 | 40,600 | 31,700 | 23,300 |
| 22 | | 54,400 | 41,700 | 32,700 | 23,900 |
| 23 | | 55,400 | 42,800 | 33,700 | 24,500 |
| 24 | | 56,400 | 43,700 | 34,500 | 25,100 |
| 25 | | | 44,600 | 35,300 | |
| 26 | | | 45,500 | 36,100 | |
| 27 | | | 46,300 | 36,900 | |
| 28 | | | 47,100 | 37,600 | |

附則別表第三

医療職給料表（二）切替給料額表

| 切替日の前日における旧職務の等級 | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|
| 号 | 円 | 円 | 円 | 円 |

| | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|
| 1 | 29,700 | 16,700 | 12,000 | 8,300 |
| 2 | 31,500 | 18,000 | 12,900 | 8,600 |
| 3 | 33,300 | 19,300 | 13,800 | 8,900 |
| 4 | 35,100 | 20,600 | 14,700 | 9,300 |
| 5 | 36,900 | 21,900 | 15,700 | 10,200 |
| 6 | 38,700 | 23,200 | 16,700 | 11,100 |
| 7 | 40,500 | 24,500 | 17,800 | 12,000 |
| 8 | 42,300 | 25,800 | 18,900 | 12,900 |
| 9 | 44,100 | 27,100 | 20,000 | 13,800 |
| 10 | 45,900 | 28,400 | 21,100 | 14,700 |
| 11 | 47,400 | 29,700 | 22,200 | 15,700 |
| 12 | 48,700 | 31,000 | 23,400 | 16,700 |
| 13 | 50,000 | 32,300 | 24,600 | 17,700 |
| 14 | 51,100 | 33,600 | 25,800 | 18,700 |
| 15 | 52,200 | 34,700 | 27,000 | 19,800 |
| 16 | 53,300 | 35,800 | 28,000 | 20,900 |
| 17 | | 36,900 | 29,000 | 22,000 |
| 18 | | 37,800 | 30,000 | 23,100 |
| 19 | | 38,700 | 30,800 | 24,000 |
| 20 | | 39,500 | 31,600 | 24,800 |
| 21 | | 40,300 | 32,400 | 25,500 |
| 22 | | | 33,200 | 26,100 |
| 23 | | | 34,000 | 26,700 |
| 24 | | | 34,700 | 27,300 |
| 25 | | | 35,400 | 27,900 |
| 26 | | | | 28,500 |
| 27 | | | | 29,100 |

附則別表第四

切替月数の調整表

| 左欄 | | | 右欄 |
|--------------|--------|----|------|
| 改正前の条例に規定する行 | 旧職務の等級 | 号給 | 増減月数 |

| | | | |
|----------------------|-----------|-----------|---------|
| 政職給料表 | 1等級 | 10号給 | 3月を差し引く |
| | | 11号給 | 6月を差し引く |
| | 2等級 | 15号給 | 3月を差し引く |
| | 3等級 | 15号給から17号 | 3月を差し引く |
| | | 給まで | |
| | 4等級 | 16号給から19号 | 3月を差し引く |
| | | 給まで | |
| 5等級 | 18号給から22号 | 3月を加える | |
| 6等級 | 16号給及び17号 | 3月を差し引く | |
| | 給 | | |
| | | 18号給 | 6月を差し引く |
| 改正前の条例に規定する公安職給料表 | 5等級 | 1号給から21号 | 6月を加える |
| | | 給まで | |
| 改正前の条例に規定する教育職給料表（二） | 2等級 | 21号給から31号 | 3月を加える |
| | | 給まで | |

附則別表第五

（昭36条例3・追加）

| 職務の等級 | 号給 | 読み替えられる給料月額 | 読み替える給料月額 |
|-------|------|-------------|-----------|
| | | 円 | 円 |
| 2等級 | 1号給 | 16,700 | 16,900 |
| 3等級 | 4号給 | 14,700 | 14,800 |
| | 5号給 | 15,700 | 15,800 |
| | 6号給 | 16,700 | 16,900 |
| | 7号給 | 17,800 | 18,000 |
| | 8号給 | 18,900 | 19,100 |
| | 9号給 | 20,000 | 20,200 |
| | 10号給 | 21,100 | 21,300 |
| | 11号給 | 22,200 | 22,400 |

附 則（昭和三六年三月二五日条例第一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年三月三十一日条例第三号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十五年福島県条例第五十一号。以下「昭和三十五年改正条例」という。）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 この条例の施行前に、この条例による改正前の職員の給与に関する条例及び昭和三十五年改正条例附則第十五項の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和三十五年十月一日以降この条例の施行の日の属する月の末日までの期間にかかる給与は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例及び昭和三十五年改正条例附則第二十三項の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和三十六年七月二五日条例第二二号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十六年一〇月六日条例第三四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。
（給与の内払い）
- 2 職員に対し、昭和三十六年八月三十一日に支給された寒冷地手当及び薪炭手当は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づいて支給されるべき寒冷地手当及び薪炭手当の内払いとみなし、その差額及び改正後の条例の規定に基づいて新たに薪炭手当の支給を受けるべき職員に対する薪炭手当は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において職員である者であつて、昭和三十六年八月三十一日において改正後の条例の規定による支給地域に在勤していたもの限り支給する。ただし、その者が施行日において在勤する地域の施行日における寒冷地手当の支給割合が、その者の昭和三十六年八月三十一日において在勤していた地域の施行日における寒冷地手当の支給割合より低い場合においては、この限りでない。

附 則（昭和三十六年一二月二五日条例第四二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第三条の二の改正規定を除き、昭和三十六年十月一日から適用する。ただし、第七条の三の改正規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。
（給料の切替え及び切替えに伴う措置）

- 2 昭和三十六年十月一日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）の規定により研究職給料表の適用を受ける職員の切替日における号給は、切替日の前日において改正前の条例の規定によりその者が受ける号給の号数に、附則別表に定める号数を加えた号数の号給とする。
- 3 切替日の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額は、人事委員会規則の定めるところによる。
- 4 前二項の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員で人事委員会が定めるものに対する切替日以降における最初の条例第四条第四項及び第六項の規定の適用については、人事委員会が定める期間を前二項の規定により決定される切替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。
- 5 教育職給料表（二）の適用を受ける職員で、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十五年福島県条例第五十一号）附則第八項の規定の適用を受けたもの及び人事委員会が定めるものに対するこの条例（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）以降における最初の条例第四条第四項及び第六項の規定の適用については、同条第四項中「十二月」とあるのは「十五月」と、同条第六項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十七月」と、「十八月」とあるのは「二十一月」とする。
- 6 次の各号の一に該当する職員で、昭和三十二年四月一日から施行日までの間に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定により学士と称することができる者又は学位を授与された者（以下この項において「学士等」という。）となつたものに対する施行日以降における最初又はその次の条例第四条第四項又は第六項の規定の適用については、予算の範囲内で、人事委員会の定めるところにより、通じて十二月をこえない範囲内で同条第四項又は第六項に規定する期間（以下この項において「昇給期間」という。）を短縮することができる。ただし、教育職員の給料月額の調整に関する条例（昭和三十二年福島県条例第五十七号）の適用を受けた職員及び昭和三十二年四月一日以後学士等となつたことによりその号給を一号給以上上位の号給に調整された職員又はその昇給期間を短縮された職員については、人事委員会の定めるところにより、その昇給期間の短縮の全部又は一部を行なわない。
 - 一 昭和三十二年三月三十一日において職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年福島県条例第四十六号）による廃止前の教育職員の給与の特例に関する

条例（昭和二十九年福島県条例第十三号）の規定による高等学校等教育職員級別給料表の適用を受ける職員として在職し、引き続き施行日まで教育職給料表（二）の適用を受ける職員として在職した者

二 昭和三十二年三月三十一日において福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年福島県条例第五十八号）による改正前の福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）の規定による教育職員級別給料表の適用を受ける教育職員として在職し、その後当該職員から引き続き教育職給料表（二）の適用を受ける職員に異動し、引き続き施行日まで同給料表の適用を受ける職員として在職した者

7 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の条例の規定により新たに研究職給料表の適用を受ける職員となつた者、研究職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額について異動のあつたもの及びこれらの職員以外の職員で新たに職務の等級の最高の号給若しくは最高の号給をこえる給料月額を受けるとなつたもの又はその受ける職務の等級の最高の号給若しくは最高の号給をこえる給料月額について異動のあつたものの改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及び当該号給又は給料月額を受けるとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

8 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及び当該号給又は給料月額を受けるとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

9 昭和三十五年十月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及び当該号給又は給料月額を受けるとなる期間（附則第四項の規定により通算されることとなる期間を含む。）については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

10 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則に従つて定められたものでなければならない。

11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えに関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(給与の内払い)

12 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた切替日以降施行日の属する月の末日までの期間にかかる給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(県議会の議員の報酬等に関する条例の一部改正)

13 県議会の議員の報酬等に関する条例（昭和二十二年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

14 前項の規定による改正前の県議会の議員の報酬等に関する条例の規定に基づいてすでに県議会の議員に支払われた期末手当は、前項の規定による改正後の県議会の議員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支払われるべき期末手当の内払いとみなす。

附則別表

研究職給料表の適用を受ける職員の号給切替表

| 職務の等級 | 切替日の前日において受ける号給の号数に加える号数 |
|-------|--------------------------|
| 1等級 | 0 |
| 2等級 | 3 |
| 3等級 | 2 |
| 4等級 | 3 |
| 5等級 | 0 |

附 則（昭和三八年一月一〇日条例第一号）

改正 昭和三八年一月一〇日条例第三号

昭和三八年三月一五日条例第五号

昭和三九年一二月二五日条例第一二三号

昭和三〇年一二月二八日条例第八一号

(施行期日)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

(昭三八条例三・一部改正)

(昭和三八年規則第一四号で昭和三八年二月二八日から施行)

(号給職員の切替え)

2 昭和三十七年十月一日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の規定により職務の等級の最高の号給以外の号給を受ける職員(以下次項において「号給職員」という。)のうち、その者の切替日の前日における号給(以下「旧号給」という。)が附則別表第一から附則別表第五までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げられている職員(次項に規定する職員を除く。)の切替日における号給はその者の旧号給に対応する切替表に定める号給とし、その者の旧号給が切替表に掲げられていない職員の切替日における号給はその者の旧号給と同じ号数の号給とする。

3 号給職員のうち、その者の旧号給が切替表に期間の定のある号給である職員で、切替日において旧号給を受けていた期間(切替日前一年以内において給与条例第四条の二の規定の適用を受けた職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間。以下この項及び次項において同じ。)がその者の旧号給に対応する切替表に定める期間に達しないものは、昭和三十八年一月一日、同年四月一日又は同年七月一日のうち、切替日から起算して当該期間とその者の切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過したこととなる日以後の直近の日(以下この項において「切替日とみなす日」という。)に、その者の旧号給に対応する切替表に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から切替日とみなす日の前日までの間における給料月額は、その者の旧号給に対応する切替表の暫定給料月額の欄に掲げる額とする。

(旧号給を受けていた期間の通算)

4 附則第二項の規定により切替日における号給を決定される職員(教育職給料表(一)の一等級の職を占める職員を除く。)に対する切替日以降における最初の給与条例第四条第四項又は第四条の二の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間(その者の旧号給が切替表に期間の定のある号給であるときは、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表に定める期間を減じた期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等を受ける職員の切替え等)

5 切替日の前日において改正前の給与条例の規定により職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給若しくは給料月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(旧号給を受けていた期間の特例)

- 6 附則別表第六に掲げられている号給と号数を同じくする旧号給を受ける職員に対する附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、その受ける旧号給が教育職給料表(二)の二等級の二十二号給から三十五号給までの号給である職員(以下この項において「教育職員」という。)以外の職員にあつてはこれらの規定中「旧号給を受けていた期間」とあるのは「旧号給を受けていた期間に三月を加えた期間」とし、教育職員にあつてはこれらの規定中「旧号給を受けていた期間」とあるのは「旧号給を受けていた期間に六月を加えた期間」とする。

(昭三八条例五・全改)

(施行日までの異動者の号給の決定等)

- 7 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の給与条例の規定により新たに給料表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員のうち附則第三項に規定する給料月額を受ける職員についての当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、人事委員会が定める。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の調整)

- 8 昭和三十二年四月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員が附則第三項に規定する給料月額を受ける職員である場合における当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(昭和三十八年六月三十日までの間の給与条例第四条の特例)

- 9 切替日から昭和三十八年六月三十日までの間は、給与条例第四条第一項及び第二項中「号給」とあるのは、「号給又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十八年福島県条例第一号)附則第三項に規定する給料月額」と読み替えるものとする。

(人事委員会規則への委任)

- 10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えに関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

11から16まで 削除

(昭三九条例一二三)

(給与の内払い)

17 この条例の施行前に改正前の給与条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた切替日以降施行日の前日までの間にかかる給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

(県議会の議員の報酬等に関する条例の一部改正)

18 県議会の議員の報酬等に関する条例（昭和二十二年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(期末手当の内払い)

19 この条例の施行前に前項の規定による改正前の県議会の議員の報酬等に関する条例の規定に基づいてすでに県議会の議員に支払われた期末手当は、前項の規定による改正後の県議会の議員の報酬等に関する条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

20 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第百一号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の一部改正)

21 福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例（昭和二十四年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福島県工業用水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

22 福島県工業用水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十七年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附則別表第一

(昭38条例5・一部改正)

行政職給料表の適用を受ける職員の切替表

| | | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 職務の 等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 | 5等級 | 6等級 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|

| 旧号給 | 区分 | 号給 | 期 | 暫定 | 号給 | 期 | 暫定 | 号給 | 期 | 暫定 | 号給 | 期 | 暫定 | 号給 | 期 | 暫定 |
|-----|----|----|---|-------|----|---|-------|----|---|-------|----|---|-------|----|-------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 |
| 1 | | 1 | 3 | 30,00 | 1 | | 1 | | 1 | | 1 | | 1 | | 1 | |
| | | | | 0 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | 2 | 6 | 31,60 | 2 | 3 | 24,10 | 2 | 3 | 18,80 | 2 | | 2 | | 2 | |
| | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | | | | |
| 3 | | 3 | 9 | 33,20 | 3 | 6 | 25,50 | 3 | 6 | 19,90 | 3 | | 3 | | 3 | |
| | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | | | | |
| 4 | | 3 | | | 4 | 9 | 26,90 | 4 | 9 | 21,10 | 4 | | 4 | | 4 | |
| | | | | | | | 0 | | | 0 | | | | | | |
| 5 | | 4 | | | 4 | | | 4 | | | 5 | 3 | 18,70 | 5 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | | | |
| 6 | | 5 | | | 5 | 3 | 29,80 | 5 | 3 | 23,60 | 6 | 6 | 19,80 | 6 | | |
| | | | | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | |
| 7 | | 6 | | | 6 | 6 | 31,20 | 6 | 6 | 24,80 | 7 | 9 | 20,90 | 7 | | |
| | | | | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | |
| 8 | | 7 | | | 7 | 9 | 32,60 | 7 | 9 | 26,00 | 7 | | 8 | | 8 | |
| | | | | | | | 0 | | | 0 | | | | | | |
| 9 | | 8 | | | 7 | | | 7 | | | 8 | 3 | 23,20 | 9 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | | | |
| 10 | | 9 | | | 8 | | | 8 | 3 | 28,70 | 9 | 6 | 24,30 | 10 | | |
| | | | | | | | | | | 0 | | | 0 | | | |
| 11 | | 10 | | | 9 | | | 9 | 6 | 29,90 | 10 | 9 | 25,40 | 11 | | |
| | | | | | | | | | | 0 | | | 0 | | | |
| 12 | | 11 | | | 10 | | | 10 | 9 | 31,20 | 10 | | 12 | 3 | 18,30 | |
| | | | | | | | | | | 0 | | | | | 0 | |
| 13 | | 12 | | | 11 | | | 10 | | | 11 | 3 | 27,50 | 13 | 6 | 19,20 |
| | | | | | | | | | | | | | 0 | | 0 | |
| 14 | | 13 | | | 12 | | | 11 | | | 12 | 6 | 28,40 | 14 | 9 | 19,80 |

| | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|---|--------|----|---|
| 15 | 14 | 13 | 12 | 13 | 9 | 29,100 | 14 | 0 |
| 16 | 15 | 14 | 13 | 13 | | | 15 | 0 |
| 17 | 16 | 15 | 14 | 14 | | | 16 | |
| 18 | 17 | 16 | 15 | | | | | |

附則別表第二

(昭38条例5・一部改正)

公安職給料表の適用を受ける職員の切替表

| 旧号給 | 1等級 | | | 2等級 | | | 3等級 | | | 4等級 | | | 5等級 | | | |
|-----|-----------|---------|--------|----------------|---|--------|----------------|---|--------|----------------|---|--------|----------------|---|--------|----------------|
| | 職務の 等級 | 区分 号 | 期 間 | 暫定 給料 月額 | 号 | 期 間 | 暫定 給料 月額 | 号 | 期 間 | 暫定 給料 月額 | 号 | 期 間 | 暫定 給料 月額 | 号 | 期 間 | 暫定 給料 月額 |
| | | | 月 | 円 | | 月 | 円 | | 月 | 円 | | 月 | 円 | | 月 | 円 |
| 1 | | 1 | 9 | 33,200 | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | |
| 2 | | 1 | | | 2 | 3 | 24,100 | 2 | | | 2 | | | 2 | | |
| 3 | | 2 | | | 3 | 6 | 25,500 | 3 | 3 | 18,900 | 3 | | | 3 | | |
| 4 | | 3 | | | 4 | 9 | 26,900 | 4 | 6 | 20,000 | 4 | | | 4 | | |
| 5 | | 4 | | | 4 | | | 5 | 9 | 21,200 | 5 | | | 5 | | |
| 6 | | 5 | | | 5 | 3 | 29,800 | 5 | | | 6 | 3 | 18,900 | 6 | | |
| 7 | | 6 | | | 6 | 6 | 31,200 | 6 | 3 | 23,700 | 7 | 6 | 20,000 | 7 | | |
| 8 | | 7 | | | 7 | 9 | 32,600 | 7 | 6 | 24,900 | 8 | 9 | 21,100 | 8 | | |

| | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|-------|-------|----|-------|-------|
| 9 | 8 | 7 | 8 | 9 | 26,10 | 8 | 9 | 3 | 18,90 |
| | | | | | 0 | | | | 0 |
| 10 | 9 | 8 | 8 | 9 | 3 | 23,40 | 10 | 6 | 20,00 |
| | | | | | | 0 | | | 0 |
| 11 | 10 | 9 | 9 | 3 | 28,80 | 10 | 6 | 24,50 | 11 |
| | | | | | 0 | | | | 0 |
| 12 | 11 | 10 | 10 | 6 | 30,00 | 11 | 9 | 25,60 | 11 |
| | | | | | 0 | | | | 0 |
| 13 | 12 | 11 | 11 | 9 | 31,30 | 11 | 12 | 3 | 23,40 |
| | | | | | 0 | | | | 0 |
| 14 | 13 | 12 | 11 | 12 | 3 | 28,30 | 13 | 6 | 24,50 |
| | | | | | | 0 | | | 0 |
| 15 | 14 | 13 | 12 | 13 | 6 | 29,50 | 14 | 9 | 25,60 |
| | | | | | | 0 | | | 0 |
| 16 | 15 | 14 | 13 | 14 | 9 | 30,70 | 14 | | |
| | | | | | | 0 | | | |
| 17 | | 15 | 14 | 14 | | | 15 | 3 | 28,30 |
| | | | | | | | | | 0 |
| 18 | | 16 | 15 | 15 | | | 16 | 6 | 29,40 |
| | | | | | | | | | 0 |
| 19 | | 17 | 16 | 16 | | | 17 | 9 | 30,50 |
| | | | | | | | | | 0 |
| 20 | | 18 | 17 | 17 | | | 17 | | |
| 21 | | | 18 | 18 | | | 18 | | |
| 22 | | | 19 | 19 | | | 19 | | |
| 23 | | | 20 | 20 | | | 20 | | |
| 24 | | | 21 | 21 | | | 21 | | |
| 25 | | | 22 | 22 | | | 22 | | |
| 26 | | | | 23 | | | 23 | | |
| 27 | | | | | 24 | | 24 | | |
| 28 | | | | | | | 25 | | |

附則別表第三

教育職給料表の適用を受ける職員の切替表

イ 教育職給料表（一）の適用を受ける者

| 職務の等級 旧号給 | 3等級 | | | 4等級 | | | 5等級 | | |
|--------------|----------|----|------------|-----|----|------------|-----|----|------------|
| | 区分 号給 | 期間 | 暫定給料 月額 | 号給 | 期間 | 暫定給料 月額 | 号給 | 期間 | 暫定給料 月額 |
| | | 月 | 円 | | 月 | 円 | | 月 | 円 |
| 1 | 1 | 6 | 29,600 | 1 | 9 | 24,300 | 1 | | |
| 2 | 2 | 9 | 31,500 | 1 | | | 2 | | |
| 3 | 2 | | | 2 | 3 | 27,500 | 3 | | |
| 4 | 3 | 3 | 35,700 | 3 | 6 | 29,100 | 4 | | |
| 5 | 4 | 6 | 37,600 | 4 | 9 | 30,700 | 5 | 3 | 21,400 |
| 6 | 5 | 9 | 39,500 | 4 | | | 6 | 6 | 22,700 |
| 7 | 5 | | | 5 | 3 | 34,300 | 7 | 9 | 24,000 |
| 8 | 6 | | | 6 | 6 | 35,900 | 7 | | |
| 9 | 7 | | | 7 | 9 | 37,500 | 8 | 3 | 26,600 |
| 10 | 8 | | | 7 | | | 9 | 6 | 27,900 |
| 11 | 9 | | | 8 | | | 10 | 9 | 29,300 |
| 12 | 10 | | | 9 | | | 10 | | |
| 13 | 11 | | | 10 | | | 11 | 3 | 32,400 |
| 14 | 12 | | | 11 | | | 12 | 6 | 33,800 |
| 15 | 13 | | | 12 | | | 13 | 9 | 35,000 |
| 16 | 14 | | | 13 | | | 13 | | |
| 17 | 15 | | | 14 | | | 14 | | |
| 18 | 16 | | | 15 | | | 15 | | |
| 19 | 17 | | | 16 | | | 16 | | |
| 20 | 18 | | | 17 | | | 17 | | |
| 21 | 19 | | | 18 | | | 18 | | |
| 22 | 20 | | | 19 | | | 19 | | |
| 23 | 21 | | | 20 | | | 20 | | |

| | | | | | | | |
|----|--|--|--|----|--|--|----|
| 24 | | | | 21 | | | 21 |
| 25 | | | | 22 | | | 22 |
| 26 | | | | 23 | | | 23 |
| 27 | | | | 24 | | | 24 |

ロ 教育職給料表（二）の適用を受ける者

| 旧号給 | 職務の等級 | 2等級 | | | 3等級 | | |
|-----|-------|-----|----|--------|-----|----|--------|
| | 区分 | 号給 | 期間 | 暫定給料月額 | 号給 | 期間 | 暫定給料月額 |
| | | | 月 | 円 | | 月 | 円 |
| 1 | 1 | 1 | | | 1 | | |
| 2 | 2 | 2 | | | 2 | | |
| 3 | 3 | 3 | | | 3 | | |
| 4 | 4 | 4 | | | 4 | | |
| 5 | 5 | 5 | 3 | 20,500 | 5 | | |
| 6 | 6 | 6 | 6 | 21,600 | 6 | | |
| 7 | 7 | 7 | 9 | 22,900 | 7 | | |
| 8 | 7 | 7 | | | 8 | | |
| 9 | 8 | 8 | 3 | 25,600 | 9 | | |
| 10 | 9 | 9 | 6 | 26,900 | 10 | | |
| 11 | 10 | 10 | 9 | 28,200 | 11 | 3 | 20,000 |
| 12 | 10 | 10 | | | 12 | 6 | 21,200 |
| 13 | 11 | 11 | 3 | 31,200 | 13 | 9 | 22,400 |
| 14 | 12 | 12 | 6 | 32,500 | 13 | | |
| 15 | 13 | 13 | 9 | 33,800 | 14 | 3 | 25,000 |
| 16 | 13 | 13 | | | 15 | 6 | 26,200 |
| 17 | 14 | 14 | | | 16 | 9 | 27,300 |
| 18 | 15 | 15 | | | 16 | | |
| 19 | 16 | 16 | | | 17 | 3 | 29,700 |
| 20 | 17 | 17 | | | 18 | 6 | 30,800 |
| 21 | 18 | 18 | | | 19 | 9 | 31,900 |
| 22 | 19 | 19 | | | 19 | | |

| | | | | | |
|----|----|--|--|----|--|
| 23 | 20 | | | 20 | |
| 24 | 21 | | | 21 | |
| 25 | 22 | | | 22 | |
| 26 | 23 | | | 23 | |
| 27 | 24 | | | 24 | |
| 28 | 25 | | | 25 | |
| 29 | 26 | | | 26 | |
| 30 | 27 | | | 27 | |
| 31 | 28 | | | | |
| 32 | 29 | | | | |
| 33 | 30 | | | | |
| 34 | 31 | | | | |
| 35 | 32 | | | | |

附則別表第四

(昭38条例5・一部改正)

研究職給料表の適用を受ける職員の切替表

| 旧号給 | 2等級 | | | 3等級 | | | 4等級 | | | 5等級 | | |
|-----|-----|---|--------|-----|---|--------|-----|---|--------|-----|---|------|
| | 区分号 | 期 | 暫定給料 | 号 | 期 | 暫定給料 | 号 | 期 | 暫定給料 | 号 | 期 | 暫定給料 |
| | 給 | 間 | 月額 | 給 | 間 | 月額 | 給 | 間 | 月額 | 給 | 間 | 月額 |
| | | 月 | 円 | | 月 | 円 | | 月 | 円 | | 月 | 円 |
| 1 | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | |
| 2 | 2 | 3 | 26,300 | 2 | | | 2 | | | 2 | | |
| 3 | 3 | 6 | 27,800 | 3 | | | 3 | | | 3 | | |
| 4 | 4 | 9 | 29,300 | 4 | | | 4 | | | 4 | | |
| 5 | 4 | | | 5 | 3 | 20,000 | 5 | | | 5 | | |
| 6 | 5 | 3 | 32,500 | 6 | 6 | 21,300 | 6 | | | 6 | | |
| 7 | 6 | 6 | 34,000 | 7 | 9 | 22,600 | 7 | | | 7 | | |
| 8 | 7 | 9 | 35,500 | 7 | | | 8 | 3 | 19,600 | 8 | | |
| 9 | 7 | | | 8 | 3 | 25,400 | 9 | 6 | 20,800 | 9 | | |
| 10 | 8 | | | 9 | 6 | 26,700 | 10 | 9 | 22,000 | 10 | | |

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|--|----|---|--------|----|---|--------|----|---|--------|
| 11 | 9 | | 10 | 9 | 28,100 | 10 | | | 11 | | |
| 12 | 10 | | 10 | | | 11 | 3 | 24,600 | 12 | 3 | 19,000 |
| 13 | 11 | | 11 | 3 | 31,100 | 12 | 6 | 25,800 | 13 | 6 | 19,900 |
| 14 | 12 | | 12 | 6 | 32,500 | 13 | 9 | 27,100 | 14 | 9 | 20,700 |
| 15 | 13 | | 13 | 9 | 33,900 | 13 | | | 14 | | |
| 16 | 14 | | 13 | | | 14 | 3 | 30,000 | 15 | | |
| 17 | 15 | | 14 | | | 15 | 6 | 31,300 | 16 | | |
| 18 | 16 | | 15 | | | 16 | 9 | 32,600 | | | |
| 19 | 17 | | 16 | | | 16 | | | | | |
| 20 | 18 | | 17 | | | 17 | | | | | |
| 21 | 19 | | 18 | | | 18 | | | | | |
| 22 | 20 | | 19 | | | 19 | | | | | |
| 23 | 21 | | 20 | | | 20 | | | | | |
| 24 | 22 | | 21 | | | 21 | | | | | |
| 25 | 23 | | 22 | | | 22 | | | | | |
| 26 | 24 | | 23 | | | 23 | | | | | |
| 27 | | | 24 | | | 24 | | | | | |
| 28 | | | 25 | | | 25 | | | | | |
| 29 | | | 26 | | | | | | | | |

附則別表第五

(昭38条例5・一部改正)

医療職給料表の適用を受ける職員の切替表

イ 医療職給料表(一)の適用を受ける者

| 旧号給 | 職務の等級 | | 3等級 | | | 4等級 | | |
|-----|-------|----|-----|--------|----|-----|--------|--|
| | 区分 | 号給 | 期間 | 暫定給料月額 | 号給 | 期間 | 暫定給料月額 | |
| | | | 月 | 円 | | 月 | 円 | |
| 1 | | 1 | 6 | 29,600 | 1 | | | |
| 2 | | 2 | 9 | 31,500 | 2 | | | |
| 3 | | 2 | | | 3 | 3 | 21,400 | |
| 4 | | 3 | 3 | 35,700 | 4 | 6 | 22,700 | |

| | | | | | | |
|----|----|---|--------|----|---|--------|
| 5 | 4 | 6 | 37,600 | 5 | 9 | 24,300 |
| 6 | 5 | 9 | 39,500 | 5 | | |
| 7 | 5 | | | 6 | 3 | 27,500 |
| 8 | 6 | | | 7 | 6 | 29,100 |
| 9 | 7 | | | 8 | 9 | 30,700 |
| 10 | 8 | | | 8 | | |
| 11 | 9 | | | 9 | 3 | 34,300 |
| 12 | 10 | | | 10 | 6 | 35,900 |
| 13 | 11 | | | 11 | 9 | 37,500 |
| 14 | 12 | | | 11 | | |
| 15 | 13 | | | 12 | | |
| 16 | 14 | | | 13 | | |
| 17 | 15 | | | 14 | | |
| 18 | 16 | | | 15 | | |
| 19 | 17 | | | 16 | | |
| 20 | 18 | | | 17 | | |
| 21 | 19 | | | 18 | | |
| 22 | 20 | | | 19 | | |
| 23 | | | | 20 | | |
| 24 | | | | 21 | | |
| 25 | | | | 22 | | |

ロ 医療職給料表（二）の適用を受ける者

| 旧号給 | 2等級 | | | 3等級 | | | 4等級 | | |
|-----|-------------|----|------------------|-----|------------------|--------|------------------|----|------------------|
| | 職務の等級 区分 | 号給 | 期間 暫定給料 月額 | 号給 | 期間 暫定給料 月額 | 号給 | 期間 暫定給料 月額 | 号給 | 期間 暫定給料 月額 |
| | | | 月 円 | | 月 円 | | 月 円 | | 月 円 |
| 1 | 1 | 6 | 19,600 | 1 | | 1 | | | |
| 2 | 2 | 9 | 21,000 | 2 | | 2 | | | |
| 3 | 2 | | | 3 | | 3 | | | |
| 4 | 3 | 3 | 24,200 | 4 | | 4 | | | |
| 5 | 4 | 6 | 25,600 | 5 | 3 | 18,700 | 5 | | |

| | | | | | | | | | |
|----|----|---|--------|----|---|--------|----|---|--------|
| 6 | 5 | 9 | 27,000 | 6 | 6 | 19,800 | 6 | | |
| 7 | 5 | | | 7 | 9 | 20,900 | 7 | | |
| 8 | 6 | 3 | 29,900 | 7 | | | 8 | 3 | 18,600 |
| 9 | 7 | 6 | 31,300 | 8 | 3 | 23,300 | 9 | 6 | 19,600 |
| 10 | 8 | 9 | 32,700 | 9 | 6 | 24,500 | 10 | 9 | 20,600 |
| 11 | 8 | | | 10 | 9 | 25,700 | 10 | | |
| 12 | 9 | | | 10 | | | 11 | 3 | 22,800 |
| 13 | 10 | | | 11 | 3 | 28,500 | 12 | 6 | 23,900 |
| 14 | 11 | | | 12 | 6 | 29,700 | 13 | 9 | 25,000 |
| 15 | 12 | | | 13 | 9 | 30,900 | 13 | | |
| 16 | 13 | | | 13 | | | 14 | 3 | 27,100 |
| 17 | 14 | | | 14 | | | 15 | 6 | 28,000 |
| 18 | 15 | | | 15 | | | 16 | 9 | 28,900 |
| 19 | 16 | | | 16 | | | 16 | | |
| 20 | 17 | | | 17 | | | 17 | | |
| 21 | | | | 18 | | | 18 | | |
| 22 | | | | 19 | | | 19 | | |
| 23 | | | | 20 | | | | | |
| 24 | | | | 21 | | | | | |

ハ 医療職給料表（三）の適用を受ける者

| 旧号給 | 1等級 | | | 2等級 | | | 3等級 | | | 4等級 | | |
|-----|-----------|---|--------|-----|---|--------|-----|---|--------|-----|---|--|
| | 職務の 等級 | 号 | 期 | 号 | 期 | 号 | 期 | 号 | 期 | 号 | 期 | |
| | 区分 | 給 | 間 | 給 | 間 | 給 | 間 | 給 | 間 | 給 | 間 | |
| | | 月 | 間 | 月 | 間 | 月 | 間 | 月 | 間 | 月 | 間 | |
| | | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | 円 | 月 | |
| 1 | 1 | 9 | 26,100 | 1 | 6 | 19,700 | 1 | | | 1 | | |
| 2 | 1 | | | 2 | 9 | 20,900 | 2 | | | 2 | | |
| 3 | 2 | 3 | 29,300 | 2 | | | 3 | | | 3 | | |
| 4 | 3 | 6 | 30,700 | 3 | 3 | 23,500 | 4 | | | 4 | | |
| 5 | 4 | 9 | 32,100 | 4 | 6 | 24,800 | 5 | | | 5 | | |
| 6 | 4 | | | 5 | 9 | 26,100 | 6 | 3 | 18,700 | 6 | | |

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|--|----|---|--------|----|--------|--------|----|---|--------|
| 7 | 5 | | 5 | | 7 | 6 | 19,700 | 7 | | | |
| 8 | 6 | | 6 | 3 | 29,100 | 8 | 9 | 20,700 | 8 | | |
| 9 | 7 | | 7 | 6 | 30,400 | 8 | | | 9 | | |
| 10 | 8 | | 8 | 9 | 31,700 | 9 | 3 | 22,700 | 10 | 3 | 18,400 |
| 11 | 9 | | 8 | | | 10 | 6 | 23,700 | 11 | 6 | 19,300 |
| 12 | 10 | | 9 | | | 11 | 9 | 24,700 | 12 | 9 | 20,000 |
| 13 | 11 | | 10 | | | 11 | | | 12 | | |
| 14 | 12 | | 11 | | | 12 | 3 | 26,500 | 13 | 3 | 21,400 |
| 15 | 13 | | 12 | | | 13 | 6 | 27,300 | 14 | 6 | 22,000 |
| 16 | 14 | | 13 | | | 14 | 9 | 28,000 | 15 | 9 | 22,500 |
| 17 | 15 | | 14 | | | 14 | | | 15 | | |
| 18 | 16 | | 15 | | | 15 | | | 16 | | |
| 19 | 17 | | 16 | | | 16 | | | | | |
| 20 | 18 | | 17 | | | 17 | | | | | |
| 21 | 19 | | 18 | | | | | | | | |
| 22 | 20 | | 19 | | | | | | | | |
| 23 | 21 | | 20 | | | | | | | | |

附則別表第六

| 職務の等級 | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 | 5等級 | 6等級 |
|-----------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 給料表 | | | | | | |
| 行政職給料表 | 1～13 | 1～18 | 1～18 | 5～18 | 8～17 | 15～17 |
| 公安職給料表 | 1～16 | 1～20 | 6～25 | 9～27 | 12～29 | |
| 教育職給料表（一） | | 1～22 | 1～23 | 2～27 | 8～27 | |
| 教育職給料表（二） | 1～22 | 8～35 | 14～30 | | | |
| 研究職給料表 | 1～16 | 1～26 | 8～29 | 11～28 | 15～17 | |
| 医療職給料表（一） | 1～15 | 1～18 | 1～22 | 6～25 | | |
| 医療職給料表（二） | 1～15 | 3～20 | 8～24 | 11～22 | | |
| 医療職給料表（三） | 1～23 | 3～23 | 9～20 | 13～18 | | |

備考 本表中「1～13」等とあるのは、「1号給から13号給までの号給」等を示す。

附 則（昭和三八年一月一〇日条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三八年三月一五日条例第五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。
（給与の内払い）
- 2 この条例の施行前に改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和三十七年十月一日以降この条例の施行の日の前日までの間にかかる給与は、改正後の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和三八年一〇月二五日条例第三六号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和三八年一二月二五日条例第四三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。
（高等学校等の教諭等の号給の切替え等）
- 2 昭和三十八年十月一日（以下「切替日」という。）の前日において、その属する職務の等級が教育職給料表（二）の二等級である職員（次項に規定する職員を除く。）の切替日における号給は、その者が切替日の前日において改正前の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定により受ける号給（以下この項において「旧号給」という。）の号数に一を加えて得た号数の号給とし、その者に対する切替日以降における最初の給与条例第四条第四項の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間）を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（最高号給等を受ける職員の切替え等）

- 3 切替日の前日において改正前の給与条例の規定により職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給若しくは給料月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（昇給期間の短縮）

- 4 昭和三十七年九月三十日において職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十八年福島県条例第一号）による改正前の給与条例の規定により附則別表に掲げられている号給を受けていた職員及び職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受けていた職員でそれぞれ人事委員会の定めるもの並びに人事委員会の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日（同日において改正前の給与条例第四条第四項又は第六項ただし書の規定

により昇給した職員にあつては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降における最初の給与条例第四条第四項又は第六項ただし書の規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事委員会の定めるものを除き、同条第四項中「十二月」とあるのは「九月」と、同条第六項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十一月」と、「十八月」とあるのは「十五月」とする。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者等の号給等の調整）

- 5 切替日から施行日の前日までの間において、改正前の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（切替日前の異動者等の号給等の調整）

- 6 昭和三十七年十月一日から切替日の前日までの間において、職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者の切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（人事委員会規則への委任）

- 7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えに関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（給与の内払い）

- 8 この条例の施行前に改正前の給与条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた切替日以降施行日の前日までの間にかかる給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 9 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年福島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則別表

| 職務の等級 | 一等級 | 二等級 | 三等級 | 四等級 | 五等級 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|

| | | | | | |
|-----------|------|-------|-------|-------|-------|
| 給料表 | | | | | |
| 行政職給料表 | 一～一四 | 一～一九 | 五～一九 | 九～一九 | 一二～一八 |
| 公安職給料表 | 一～一七 | 五～二一 | 一〇～二六 | 一三～二八 | 一六～三〇 |
| 教育職給料表（一） | | 一～二三 | 三～二四 | 六～二八 | 一二～二八 |
| 教育職給料表（二） | 一～二三 | 一二～二一 | 一八～三一 | | |
| 研究職給料表 | 一～一七 | 五～二七 | 一二～三〇 | 一五～二九 | |
| 医療職給料表（一） | 一～一六 | 一～一九 | 三～二三 | 一〇～二六 | |
| 医療職給料表（二） | 一～一二 | 七～二一 | 一二～二五 | 一五～二三 | |
| 医療職給料表（三） | 二～二四 | 七～二四 | 一三～二一 | 一七～一九 | |

備考 本表中「一～一四」等とあるのは、「一号給から一四号給までの号給」等を示す。

附 則（昭和三九年八月二五日条例第一〇八号）

- この条例は、公布の日から施行する。
- 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 福島県工業用水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十七年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和三九年一二月二五日条例第一二三号）

改正 昭和四三年一二月二〇日条例第四五号

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条から第四条まで及び附則第十四項の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。ただし、改正後の条例第十八条の五の規定は、同年四月一日から適用する。

（職務の等級の切替え）

- 昭和三十九年九月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第一に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表に定める職務の等級とし、旧等級が行政職給料表の二等級である職員の切替日における職務の等級は、人事委員会の定めるところにより、

同表の二等級又は三等級とする。

(号給の切替え)

- 4 前項に規定する職員(次項、附則第六項及び附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号給は、切替日の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)と同じ号数の号給とする。
- 5 旧等級が行政職給料表の一等級である職員(附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号給は、旧号給の号数から一を減じた号数の号給(旧号給が一号給である職員にあつては、一号給)とする。
- 6 附則第三項の規定により切替日における職務の等級が行政職給料表の二等級となる職員(附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号給は、旧号給に対応する附則別表第二に定める号給とする。

(旧号給を受けていた期間の通算)

- 7 前三項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の職員の給与に関する条例第四条第四項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等の切替え等)

- 8 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(昇給期間の短縮)

- 9 昭和三十七年九月三十日において附則別表第三に掲げられている号給を受けていた職員及び同表に号給の掲げられている職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受けていた職員でそれぞれ人事委員会の定めるもの並びに人事委員会の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日(昭和三十九年十月一日において昇給規定(職員の給与に関する条例第四条第四項又は第六項ただし書の規定をいう。以下同じ。))により昇給した職員にあつては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。))以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事委員会の定めるものを除き、昇給規定に定める期間(以下「昇給所要期間」という。)から三月(人事委員会の定める職員にあつては、六月)を減じた期間をもつて昇給所要期間とする。

10 前項の規定の適用により、昇給所要期間を六月短縮されたことにより、昭和三十九年十月一日に昇給することとなる職員のうち、当該昇給前の号給又は給料月額を受けていた期間(附則第八項の規定により当該号給又は給料月額を受ける期間に通算されることとなる期間を含む。)が前項の規定により短縮された昇給所要期間をこえる職員で人事委員会の定めるものの昭和三十九年十月二日以降における最初の昇給規定の適用については、昇給所要期間から三月を減じた期間をもつて昇給所要期間とする。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

11 切替日から施行日の前日までの間において新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びそれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

12 昭和三十二年四月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(給与の内払い)

13 第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。この場合において、改正前の条例第十八条の五の規定に基づいて、昭和三十九年四月一日から施行日の前日までの間に職員に支払われた農業改良普及手当は、改正後の条例第十八条の五の規定による農林漁業改良普及手当の内払いとみなす。

(人事委員会規則への委任)

14 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(昭四三条例四五・旧第十五項繰上)

附則別表第一

職務の等級の切替表

| 給料表 | 旧等級 | 切替日における職務の等級 |
|-----------|-----|--------------|
| 行政職給料表 | 3等級 | 4等級 |
| | 4等級 | 5等級 |
| | 5等級 | 6等級 |
| | 6等級 | 7等級 |
| 教育職給料表（一） | 2等級 | 1等級 |
| | 3等級 | 2等級 |
| | 4等級 | 3等級 |
| | 5等級 | 4等級 |

附則別表第二

行政職給料表の二等級となる職員の号給の切替表

| 旧号給 | 切替日における号給 |
|---------------|-----------|
| 1号給から5号給までの号給 | 1号給 |
| 6号給 | 2号給 |
| 7号給 | 3号給 |
| 8号給 | 4号給 |
| 9号給 | 5号給 |
| 10号給 | 6号給 |
| 11号給 | 7号給 |
| 12号給 | 8号給 |
| 13号給 | 9号給 |
| 14号給 | 10号給 |
| 15号給 | 11号給 |
| 16号給 | 12号給 |
| 17号給 | 13号給 |

附則別表第三

昇給期間の短縮される号給の表

| 給料表 | 職務の等級 | | | | |
|--------|-------|------|------|-------|-------|
| | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 | 5等級 |
| 行政職給料表 | 1～14 | 4～19 | 9～19 | 13～19 | 16～18 |

| | | | | | |
|-----------|------|-------|-------|-------|-------|
| 公安職給料表 | 2～17 | 9～21 | 14～26 | 17～28 | 20～30 |
| 教育職給料表（一） | | 1～23 | 7～24 | 10～28 | 16～28 |
| 教育職給料表（二） | 1～23 | 16～36 | 22～31 | | |
| 研究職給料表 | 1～17 | 9～27 | 16～30 | 19～29 | |
| 医療職給料表（一） | 1～16 | 1～19 | 7～23 | 14～26 | |
| 医療職給料表（二） | 1～16 | 11～21 | 16～25 | 19～23 | |
| 医療職給料表（三） | 6～24 | 11～24 | 17～21 | | |

備考 本表中「1～14」等とあるのは、「昭和37年9月30日現在における1号給から14号給までの号給」等を示す。

附 則（昭和四〇年一二月二八日条例第八一号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第二条並びに附則第八項から附則第十項まで及び附則第十三項の規定は、規則で定める日の属する月の翌月一日から施行する。

（昭和四〇年規則第一一三号で昭和四〇年一二月二八日から施行）

- 2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、昭和四十年九月一日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和四十年九月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（昇給期間の短縮）

- 4 昭和三十七年九月三十日において附則別表に掲げられている号給を受けていた職員で人事委員会の定めるもの及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員に対する切替日（昭和四十年十月一日において昇給規定（職員の給与に関する条例第四条第四項又は第六項ただし書の規定をいう。以下この項において同じ。）により昇給した職員にあつては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事委員会の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等）

5 切替日から施行日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち人事委員会の定める職員の同条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(給与の内払い)

7 第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。

(扶養手当の経過規定)

8 この条例（附則第一項ただし書にかかる部分に限る。）の施行の日前に新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に職員の給与に関する条例第九条第一項第一号に掲げる事実が生じた場合において、これらの職員が、同日以後それぞれその者が職員となつた日又は同号に掲げる事実が生じた日から十五日以内に同項の規定による届出をしたときにおける当該届出にかかる事実にかかる扶養手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお従前の例による。

(期末手当及び勤勉手当の経過規定)

9 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十七条の二の規定の昭和四十一年三月一日における適用については、同条第一項第一号中「十二月以内」とあるのは、「十一箇月十七日以内」とする。

10 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十七条及び第十七条の二の規定の昭和四十一年六月一日における適用については、同条例第十七条第二項各号列記以外の部分中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」と、同項第一号及び第二号中「六月」とあるのは「五箇月十七日」と、同項第二号及び第三号中「三月」とあるのは「二箇

月十七日」と、同条例第十七条の二第一項第二号中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」とする。

(人事委員会規則への委任)

11 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の一部改正)

12 福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例（昭和二十四年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

13 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十八年福島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則別表

昇給期間の短縮される号給の表

| 職務の等級 | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 | 5等級 |
|-----------|-----|------|-------|-------|-------|
| 給料表 | | | | | |
| 行政職給料表 | | 1～3 | 2～8 | 6～12 | 9～15 |
| 公安職給料表 | 1 | 2～8 | 7～13 | 10～16 | 13～19 |
| 教育職給料表（一） | | | 1～6 | 3～9 | 9～15 |
| 教育職給料表（二） | | 9～15 | 15～21 | | |
| 研究職給料表 | | 2～8 | 9～15 | 12～18 | |
| 医療職給料表（一） | | | 1～6 | 7～13 | |
| 医療職給料表（二） | | 4～10 | 9～15 | 12～18 | |
| 医療職給料表（三） | 1～5 | 4～10 | 10～16 | 14～16 | |

備考

- 1 本表中「1～3」等とあるのは、「1号給から3号給までの号給」等を示す。
- 2 本表に掲げる職務の等級及び号給は、昭和37年9月30日現在における職員の給与に関する条例の規定による職務の等級及び号給を示す。

附 則（昭和四一年四月一日条例第九号）

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四一年一二月二二日条例第八〇号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行し、昭和四十一年九月一日から適用する。

（昭和四一年規則第一一一号で昭和四一年一二月二七日から施行）

（特定の号給の切替え等）

- 2 昭和四十一年九月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給が附則別表に掲げる職務の等級の一号給である職員の切替日における号給は二号給とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は人事委員会が定める。

（最高号給等の切替え等）

- 3 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち人事委員会の定める職員のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（給与の内払い）

- 6 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。

（人事委員会規則への委任）

7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表

| 給料表 | 職務の等級 |
|-----------|-------------|
| 行政職給料表 | 2等級 3等級 4等級 |
| 公安職給料表 | 1等級 2等級 |
| 教育職給料表（一） | 1等級 2等級 |
| 教育職給料表（二） | 1等級 |
| 研究職給料表 | 1等級 2等級 |
| 医療職給料表（一） | 3等級 |

附 則（昭和四二年一月二二日条例第四三号）

改正 昭和四四年三月二〇日条例第三号

昭和四四年一月一〇日条例第六一号

昭和四五年一月二二日条例第五六号

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。

（昭和四二年規則第一一五号で昭和四二年一月二六日から施行）

2 この条例中第十七条（同条第一項に規定する基準日が十二月一日である期末手当に関する部分を除く。）及び第十七条の二（同条第一項に規定する基準日が十二月一日である勤勉手当に関する部分を除く。）の改正規定以外の改正規定、附則第九項及び第十一項の規定並びに附則第十四項の規定による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例の規定及び附則第十五項の規定による改正後の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 昭和四十二年八月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料

月額に異動のあつた職員のうち人事委員会の定める職員のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（給与の内払い）

- 6 改正前の条例又はこの条例による改正前の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員及び福島県教育委員会教育長に支払われた給与は、改正後の条例又はこの条例による改正後の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。この場合において、改正後の条例の規定により調整手当を支給されることとなる職員に支払われた暫定手当は、改正後の条例の規定による調整手当の内払いとみなす。

（昭四五条例五六・旧第十一項繰上）

（人事委員会への委任）

- 7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（昭四五条例五六・旧第十二項繰上）

（昭和三十二年改正条例の一部改正）

- 8 昭和三十二年改正条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（昭四五条例五六・旧第十三項繰上）

（福島県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

- 9 福島県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（昭四五条例五六・旧第十四項繰上）

(福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の一部改正)

- 10 福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例(昭和二十四年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(昭四五条例五六・旧第十五項繰上)

(福島県工業用水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

- 11 福島県工業用水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和四十一年福島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(昭四五条例五六・旧第十六項繰上)

附 則(昭和四三年一月二〇日条例第四五号)

改正 昭和四四年三月二〇日条例第三号

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第三条第九項及び第十九条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から、第十七条第一項及び第二項並びに第十七条の二の改正規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。

(昭和四三年規則第一一六号で昭和四三年一月二四日から施行)

- 2 この条例中次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

一 第十条の改正規定 昭和四十三年五月一日

二 第七条の三第一項及び別表第一から別表第五までの改正規定並びに附則第十項の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定 昭和四十三年七月一日

三 第三条第九項の改正規定 昭和四十三年十一月一日

四 第十九条の次に一条を加える改正規定 昭和四十三年十二月十四日

(昭四四条例三・一部改正)

(特定の号給の切替え)

- 3 昭和四十三年七月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級が医療職給料表(三)の三等級である職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の切替日における号給は、切替日の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)の号数に一を加えて得た号数の号給とする。

(昭四四条例三・一部改正)

(旧号給を受けていた期間の通算)

- 4 前項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の職員の給与に関する条例第四条第四項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間）を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等の切替え等)

- 5 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

- 6 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち人事委員会の定める職員のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(給与の内払い)

- 8 改正前の条例の規定に基づいて切替日（通勤手当にあつては、昭和四十三年五月一日）からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(人事委員会への委任)

- 9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十九年福島県条例第百二十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和四四年三月二〇日条例第三号)

改正 昭和四四年一二月一〇日条例第六一号

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和四十三年八月三十一日から、附則第六項の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定は、昭和四十三年七月一日から適用する。
(寒冷地手当の基準額に関する経過措置)
- 3 改正後の条例第十八条の規定の適用を受ける職員で、同条第三項の規定により算出するものとした場合における基準額が、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額に、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第十八条第三項に規定する割合を乗じて得た額(以下「定率基本額」という。)に達しないこととなるものについては、改正後の条例第十八条第三項の規定にかかわらず、当分の間、定率基本額をもつて当該職員に係る同項の基準額とする。
 - 一 基準日において職務の等級の号給を受ける職員 基準日において当該職員が受ける職務の等級の号給の昭和四十三年八月三十一日における額又は同日における当該額の定めがない場合は人事委員会規則で定めるこれに相当する額(以下本号において「昭和四十三年八月三十一日の額」という。)(基準日において当該職員が給料の調整額を受ける場合にあつては、昭和四十三年八月三十一日の額とその額を基礎とした場合における当該職員の給料の調整額を合算した額)に千百円を加算した額
 - 二 基準日において職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける職員 基準日において当該職員が受ける給料月額から同日における当該職員の属する職務の等級の最高の号給の額を減じた額を、同日における当該職務の等級の最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額で除して得た数を、昭和四十三年八月三十一日における当該職務の等級の最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額に乗じて得た額と、同日における当該職務の等級の最高の号給の額との合計額(以下本号において「昭和四十三

年八月三十一日の合計額」という。) (基準日において当該職員が給料の調整額を受け
る場合にあっては、昭和四十三年八月三十一日の合計額とその額を基礎とした場合にお
ける当該職員の給料の調整額を合算した額) に千百円を加算した額

(昭四四条例六一・一部改正)

- 4 昭和四十三年八月三十一日から昭和四十四年二月二十八日までの間に支給する寒冷地
手当については、改正後の条例第十八条第三項の規定により算出するものとした場合にお
ける基準額が、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額をこえ、か
つ、改正前の条例第十八条第三項の規定により算出するものとした場合における定率額に
達しないこととなるときは、改正後の条例第十八条第三項の規定にかかわらず、当該定率
額をもつて同条例同条同項の基準額とし、前項の規定により算出するものとした場合にお
ける定率基本額が、同条例同条同項の規定により算出するものとした場合における基準額
をこえ、かつ、改正前の条例第十八条第三項の規定により算出するものとした場合におけ
る定率額に達しないこととなるときは、改正後の条例第十八条第三項及び前項の規定にか
かわらず、当該定率額をもつて同条例同条同項の基準額とする。

(寒冷地手当の内払い)

- 5 改正前の条例の規定に基づいて昭和四十三年八月三十一日から昭和四十四年二月二十
八日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、改正後の条例の規定による寒冷地手当の
内払いとみなす。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (昭和四十二年福島県条例第四十三号)
の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (昭和四四年一二月一〇日条例第六一号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第十八条第
一項の改正規定及び附則第十五項の規定による改正後の福島県公営企業の業務に従事す
る職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定は、昭和四十五年三月一日から施行する。

(昭和四四年規則第一〇九号で昭和四四年一二月一〇日から施行)

- 2 この条例中第九条の改正規定以外の改正規定、附則第十二項の規定による改正後の職員
の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定、附則第十三項の規定による改正後の職
員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定及び附則第十四項の規定による改

正後の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定は、昭和四十四年六月一日から適用する。

(最高号給の切替え等)

- 3 昭和四十四年六月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち人事委員会の定める職員のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(扶養手当に関する経過措置)

- 6 次の各号の一に該当する者は、すみやかにその旨を任命権者に届け出なければならない。
- 一 切替日において、その前日から引き続き、扶養親族たる十八歳未満の子で改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされたもの(切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた十八歳未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があり、かつ、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)のなかつた者
- 二 切替期間において新たに扶養親族たる十八歳未満の子で改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者であつて、その届出に係る事実が生じた日(その届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日)に配偶者のなかつたもの(前号に該当する者を

除く。)

三 切替期間において配偶者のない職員となつた者(改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。)であつて、その配偶者のない職員となつた日に扶養親族たる十八歳未満の子で同項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた十八歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があつたもの

四 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に扶養親族たる十八歳未満の子で改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた十八歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があつたもの

7 前項第一号又は第二号の規定による届出が施行日から三十日を経過した後に行なわれた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第八条第三項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日(これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日)までの間同項中「六百元(職員に配偶者がいない場合にあっては、千二百円)」とあるのは「六百元」とする。

8 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に扶養親族たる十八歳未満の子で改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされたもの(これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた十八歳未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)を有するときにおける当該十八歳未満の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なう。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における同項第二号又は附則第六項第三号の規定による届出が施行日から三十日を経過した後に行なわれたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なうものとする。

(期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)

9 切替日において在職する職員に対して昭和四十四年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の条例第十七条及び第十七条の二の規定の適用については、同条例第

十七条第二項中「受けるべき」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十四年福島県条例第六十一号）による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により受けるべきであつた」と、改正後の条例第十七条の二第二項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例の規定により受けるべきであつた」とする。

（給与の内払い）

- 10 改正前の条例又はこの条例による改正前の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員及び福島県教育委員会教育長に支払われた給与は、改正後の条例又はこの条例による改正後の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。

（人事委員会への委任）

- 11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十二年福島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 13 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和四十四年福島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の一部改正）

- 14 福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例（昭和二十四年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 15 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和四十一年福島県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和四五年七月一五日条例第三九号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和四五年一二月二二日条例第五六号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。ただし、第十六条の二の改正規定は、昭和四十六年一月一日から施行する。

（昭和四五年規則第一二〇号で昭和四五年一二月二二日から施行）

（特定号給の切替え等）

- 2 昭和四十五年五月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の等級が教育職給料表（一）の一等級又は研究職給料表の一等級若しくは二等級である職員のうち、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により切替日の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表に掲げられている職員の切替日における号給は、旧号給に対応する同表に定める号給とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（最高号給等の切替え等）

- 3 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち人事委員会の定める職員のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（特地勤務手当に関する経過措置）

- 6 切替期間において、改正前の条例第十一条の二の規定による隔遠地手当を受けていた期

間がある職員について必要がある場合には、人事委員会規則で定めるところにより、改正後の条例第十一条の二の規定による特地勤務手当の額に関し特例を定めることができる。

(給与の内払い)

- 7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。この場合において、隔遠地手当は、改正後の条例の規定による特地勤務手当の内払いとみなす。

(人事委員会への委任)

- 8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 9 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年福島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

- 10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十二年福島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 11 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第百一号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(県議会の議員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 12 県議会の議員の報酬等に関する条例（昭和二十二年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(期末手当の内払い)

- 13 前項の規定による改正前の県議会の議員の報酬等に関する条例の規定に基づいて切替期間に県議会の議長、副議長及び議員に支払われた期末手当は、前項の規定による改正後の県議会の議員の報酬等に関する条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

附則別表

| 区分 | 旧号給 | 切替日における号給 |
|----|-----|-----------|
|----|-----|-----------|

| 給料表 | 職務の等級 | | |
|-----------|-------|-----|-----|
| 教育職給料表（一） | 1等級 | 2号給 | 3号給 |
| 研究職給料表 | 1等級 | 2号給 | 4号給 |
| | | 3号給 | 4号給 |
| | 2等級 | 2号給 | 4号給 |
| | | 3号給 | 4号給 |

附 則（昭和四十六年三月二〇日条例第三号） 抄
（施行期日）

- 1 この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十六年一二月二〇日条例第六一号）
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第八条に一項を加える改正規定及び第十八条第三項の改正規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

（昭和四十六年規則第八五号で昭和四十六年一二月二四日から施行）

- 2 この条例中次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

一 第十八条の三第二項の改正規定 昭和四十六年四月一日

二 第七条の三第一項、第八条第三項、第十七条第二項、第十七条の二第二項及び別表第一から別表第五までの改正規定 昭和四十六年五月一日

三 附則第十二項の規定による改正後の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定 昭和四十六年五月一日

（特定号給の切替え等）

- 3 昭和四十六年五月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が同表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間。以下同じ。）が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。
- 4 特定号給職員のうち、旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和

四十六年七月一日、同年十月一日又は昭和四十七年一月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する同表の暫定給料月額欄に定める額とする。

- 5 附則第三項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第四条第四項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員にあつては、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する同欄に定める期間を減じた期間）を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（最高号給等の切替え等）

- 6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受け取る職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受け取る期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 7 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。この場合において、その給料月額が附則別表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、人事委員会が定める。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（改正後の条例第四条の適用の経過措置）

9 改正後の条例第四条の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、同条第一項中「号給」とあるのは「号給又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十六年福島県条例第六十一号）附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）」と、同条第二項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」とする。

（給与の内払い）

10 改正前の条例の規定に基づいて切替日（定時制通信教育手当にあつては、昭和四十六年四月一日）から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（人事委員会への委任）

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の一部改正）

12 福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例（昭和二十四年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（給与の内払い）

13 この条例による改正前の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に福島県教育委員会教育長に支払われた給与は、この条例による改正後の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。

附則別表

| 給料表 | 職務の等級 | 旧号給 | 新号給 | 期間 | 暫定給料月額 | |
|--------|-------|-----|-----|----|--------|--------|
| 行政職給料表 | 7等級 | 1 | 2 | 月 | 円 | |
| | | 2 | 3 | | | |
| | | 3 | 4 | | | |
| | | 4 | 5 | | | |
| | | 5 | 6 | 3 | | 35,600 |
| | | 6 | 7 | 6 | | 36,800 |
| | | 7 | 8 | 9 | | 38,100 |

| | | | | | |
|-----------|-----|---|---|---|--------|
| 公安職給料表 | 4等級 | 1 | 2 | 3 | 40,200 |
| | | 2 | 3 | 6 | 41,600 |
| | | 3 | 4 | 9 | 43,000 |
| | 5等級 | 1 | 2 | | |
| | | 2 | 3 | | |
| | | 3 | 4 | | |
| | | 4 | 5 | 3 | 40,200 |
| | | 5 | 6 | 6 | 41,600 |
| | | 6 | 7 | 9 | 43,000 |
| 教育職給料表（二） | 2等級 | 1 | 2 | 9 | 41,000 |
| | 3等級 | 1 | 2 | | |
| | | 2 | 3 | | |
| | | 3 | 4 | | |
| | | 4 | 5 | 3 | 36,800 |
| | | 5 | 6 | 6 | 38,300 |
| | | 6 | 7 | 9 | 39,900 |
| 研究職給料表 | 4等級 | 1 | 2 | 3 | 35,600 |
| | | 2 | 3 | 6 | 36,900 |
| | | 3 | 4 | 9 | 38,300 |
| | 5等級 | 1 | 2 | | |
| | | 2 | 3 | | |
| | | 3 | 4 | | |
| | | 4 | 5 | 3 | 35,600 |
| | | 5 | 6 | 6 | 36,900 |
| | | 6 | 7 | 9 | 38,300 |
| 医療職給料表（二） | 4等級 | 1 | 2 | 3 | 35,600 |
| | | 2 | 3 | 6 | 37,000 |
| | | 3 | 4 | 9 | 38,400 |
| | 5等級 | 1 | 2 | | |
| | | 2 | 3 | | |

| | | | | | |
|--|--|---|---|---|--------|
| | | 3 | 4 | | |
| | | 4 | 5 | 3 | 35,600 |
| | | 5 | 6 | 6 | 36,800 |
| | | 6 | 7 | 9 | 38,100 |

附 則（昭和四七年条例第三四号）

この条例は、昭和四十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和四七年条例第五六号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。ただし、別表第一及び別表第五（イ医療職給料表（二）に限る。）の改正規定中特一等級に係る部分並びに附則第九項の規定は昭和四十八年一月一日から、第十六条の二第一項の改正規定は昭和四十八年四月一日から施行する。

（最高号給等の切替え等）

- 2 昭和四十七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち人事委員会の定める職員のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（通勤手当の特例）

5 改正後の条例第十条第二項第二号の規定の昭和四十七年四月一日から同年七月三十一日までの間における適用については、同号中「当該職員の通勤距離に応じて三千六百円の範囲内で人事委員会規則で定める額」とあるのは、「千八百円」とする。

(給与の内払い)

6 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(人事委員会への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

8 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年福島県条例第百一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福島県旅費条例の一部改正)

9 福島県旅費条例(昭和二十八年福島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和四八年条例第三九号) 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四八年条例第四五号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十七年八月十日から適用する。

(寒冷地手当の内払い)

2 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和四十七年八月十日に職員に支払われた寒冷地手当は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定による寒冷地手当の内払いとみなす。

附 則(昭和四八年条例第五五号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第十七条の二第二項の改正規定及び附則第十七項(福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例(昭和二十四年福島県条例第六十号)第二条第二項の改正規定に限る。)の規定は公布の日から、別表第二の改正規定中特一等級に係る部分は昭和四十九年一月一日から施行す

る。

(昭和四八年規則第七八号で昭和四八年一〇月一九日から施行)

- 2 この条例中次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - 一 第七条の三第一項、第八条、第九条の五第一項、第十条第二項及び別表第一から別表第五までの改正規定並びに附則第十七項(福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例第一条の改正規定に限る。)の規定 昭和四十八年四月一日
 - 二 第十六条の二第一項の改正規定 昭和四十八年九月一日
(職務の等級の切替え)
- 3 昭和四十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第一に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表に定める職務の等級とする。
(特定の号給の切替え等)
- 4 前項に規定する職員(次項、附則第六項及び附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号給は、切替日の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)と同じ号数の号給とする。
- 5 旧号給が附則別表第二(この項から附則第七項まで、附則第九項及び附則第十二項において「切替表」という。)の旧号給欄に掲げられている号給である職員(以下「特定号給職員」という。)のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間。次項及び附則第七項第二号において同じ。)が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。
- 6 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、昭和四十八年七月一日又は同年十月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。
- 7 附則第四項及び附則第五項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改

正後の条例」という。) 第四条第四項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

一 附則第四項の規定により切替日における号給を決定される職員及び附則第五項の規定により切替日における号給を決定される職員のうち旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員 旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間)

二 附則第五項の規定により切替日における号給を決定される職員のうち旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員 旧号給を受けていた期間が九月未満である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号給を受けていた期間が九月以上である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

(最高号給等の切替え等)

8 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

9 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。この場合において、その給料月額が切替表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、人事委員会が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(改正後の条例第四条の規定の適用の経過措置)

11 改正後の条例第四条第一項及び第二項の規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間における適用については、同条第一項中「号給」とあるのは「号給又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年福島県条例第五十五号)附則別表第二の暫定給料月額欄に定める給料月額(次項において「暫定給料月額」という。)」と、同条第二項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」とする。

12 切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の条例第四条第五項の規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間における適用については、人事委員会規則で定める。

(住居手当に関する経過措置)

13 切替期間において改正前の条例第九条の五の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の五の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和四十九年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(通勤手当の特例)

14 改正後の条例第十条第二項の規定の切替日から昭和四十八年十月三十一日までの間における適用については、同項第一号及び第三号中「その差額の二分の一が五千円をこえるときは、五千円」とあるのは「その差額の二分の一が二千円をこえるときは、二千円」と、同項第二号中「五千円」とあるのは「三千六百円」とする。

(給与の内払い)

15 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(人事委員会への委任)

16 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の一部改正)

17 福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(給与の内払い)

18 前項の規定による改正前の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定に基づいて切替期間に福島県教育委員会教育長に支払われた給与は、前項の規定による改正後の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。

附則別表第一

職務の等級の切替表

| 給料表 | 旧等級 | 新等級 |
|--------|------|-----|
| 公安職給料表 | 特1等級 | 1等級 |
| | 1等級 | 2等級 |
| | 2等級 | 3等級 |
| | 3等級 | 4等級 |
| | 4等級 | 5等級 |
| | 5等級 | 6等級 |

附則別表第二

特定号給職員の号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける者

| 職務の等級 | 旧号給 | 新号給 | 期間 | | 暫定給料月額 円 |
|-------|-----|-----|----|---|-------------|
| | | | 月 | 月 | |
| 1等級 | 12 | 12 | 3 | 6 | 177,200 |
| | 13 | 13 | 6 | 9 | 180,500 |
| | 14 | 13 | | | |
| | 15 | 14 | 3 | 6 | 186,400 |
| 2等級 | 14 | 14 | 3 | 6 | 156,900 |
| | 15 | 15 | 6 | 9 | 159,200 |

| | | | | | |
|-----|----|----|---|---|---------|
| | 16 | 15 | | | |
| | 17 | 16 | 3 | 6 | 164,100 |
| 3等級 | 15 | 15 | 3 | 6 | 140,400 |
| | 16 | 16 | 6 | 9 | 143,100 |
| | 17 | 16 | | | |
| | 18 | 17 | 3 | 6 | 147,800 |
| | 19 | 18 | 6 | 9 | 149,800 |
| 4等級 | 16 | 16 | 3 | 6 | 121,400 |
| | 17 | 17 | 6 | 9 | 123,100 |
| | 18 | 17 | | | |
| | 19 | 18 | 3 | 6 | 126,800 |
| | 20 | 19 | 6 | 9 | 128,100 |
| | 21 | 19 | | | |
| 5等級 | 16 | 16 | 3 | 6 | 102,900 |
| | 17 | 17 | 6 | 9 | 104,200 |
| | 18 | 17 | | | |
| | 19 | 18 | 3 | 6 | 107,200 |
| | 20 | 19 | 6 | 9 | 108,400 |
| 6等級 | 15 | 15 | 3 | 6 | 84,100 |
| | 16 | 16 | 6 | 9 | 85,100 |
| | 17 | 16 | | | |
| | 18 | 17 | 3 | 6 | 87,300 |
| 7等級 | 14 | 14 | 3 | 6 | 61,500 |
| | 15 | 15 | 6 | 9 | 62,500 |
| | 16 | 15 | | | |

イ 公安職給料表の適用を受ける者

| 職務の等級 | 旧号給 | 新号給 | 期間 | | 暫定給料月額 |
|-------|-----|-----|----|---|---------|
| | | | 月 | 月 | |
| 特1等級 | | | | | 円 |
| | 14 | 14 | 3 | 6 | 179,500 |
| | 15 | 15 | 6 | 9 | 182,500 |

| | | | | | | |
|-----|--|----|----|---|---|---------|
| | | 16 | 15 | | | |
| | | 17 | 16 | 3 | 6 | 187,800 |
| 1等級 | | 14 | 14 | 3 | 6 | 168,400 |
| | | 15 | 15 | 6 | 9 | 170,700 |
| | | 16 | 15 | | | |
| | | 17 | 16 | 3 | 6 | 175,600 |
| 2等級 | | 15 | 15 | 3 | 6 | 153,700 |
| | | 16 | 16 | 6 | 9 | 156,500 |
| | | 17 | 16 | | | |
| | | 18 | 17 | 3 | 6 | 161,800 |
| | | 19 | 18 | 6 | 9 | 163,800 |
| | | 20 | 18 | | | |
| 3等級 | | 18 | 18 | 3 | 6 | 135,200 |
| | | 19 | 19 | 6 | 9 | 137,700 |
| | | 20 | 19 | | | |
| | | 21 | 20 | 3 | 6 | 141,300 |
| | | 22 | 21 | 6 | 9 | 142,900 |
| | | 23 | 21 | | | |
| 4等級 | | 22 | 22 | 3 | 6 | 128,700 |
| | | 23 | 23 | 6 | 9 | 130,500 |
| | | 24 | 23 | | | |
| | | 25 | 24 | 3 | 6 | 134,400 |
| | | 26 | 25 | 6 | 9 | 135,900 |
| 5等級 | | 25 | 25 | 3 | 6 | 125,000 |
| | | 26 | 26 | 6 | 9 | 126,700 |
| | | 27 | 26 | | | |
| | | 28 | 27 | 3 | 6 | 130,400 |
| 6等級 | | 28 | 28 | 3 | 6 | 121,400 |
| | | 29 | 29 | 6 | 9 | 123,100 |
| | | 30 | 29 | | | |

ウ 教育職給料表（一）の適用を受ける者

| 職務の等級 | 旧号給 | 新号給 | 期間 | | 暫定給料月額 |
|-------|-----|-----|----|---|---------|
| | | | 月 | 月 | |
| 2等級 | | | | | 円 |
| | 20 | 20 | 3 | 6 | 169,700 |
| | 21 | 21 | 6 | 9 | 172,200 |
| | 22 | 21 | | | |
| | 23 | 22 | 3 | 6 | 176,900 |
| | 24 | 23 | 6 | 9 | 179,200 |
| | 25 | 23 | | | |
| | 26 | 24 | 3 | 6 | 183,900 |
| | 27 | 25 | 6 | 9 | 186,000 |
| 3等級 | 21 | 21 | 3 | 6 | 152,800 |
| | 22 | 22 | 6 | 9 | 155,300 |
| | 23 | 22 | | | |
| | 24 | 23 | 3 | 6 | 159,800 |
| | 25 | 24 | 6 | 9 | 161,900 |
| | 26 | 24 | | | |
| 4等級 | 21 | 21 | 3 | 6 | 120,700 |
| | 22 | 22 | 6 | 9 | 122,600 |
| | 23 | 22 | | | |
| | 24 | 23 | 3 | 6 | 126,000 |
| | 25 | 24 | 6 | 9 | 127,800 |
| | 26 | 24 | | | |
| | 27 | 25 | 3 | 6 | 131,400 |

エ 教育職給料表（二）の適用を受ける者

| 職務の等級 | 旧号給 | 新号給 | 期間 | | 暫定給料月額 |
|-------|-----|-----|----|---|---------|
| | | | 月 | 月 | |
| 1等級 | | | | | 円 |
| | 19 | 19 | 3 | 6 | 176,600 |
| | 20 | 20 | 6 | 9 | 180,100 |
| | 21 | 20 | | | |

| | | | | | |
|-----|----|----|----|---|---------|
| | 22 | 21 | 3 | 6 | 186,300 |
| | 23 | 22 | 6 | 9 | 189,500 |
| | 24 | 22 | | | |
| | 25 | 23 | 3 | 6 | 195,900 |
| 2等級 | 28 | 28 | 3 | 6 | 147,200 |
| | 29 | 29 | 6 | 9 | 149,800 |
| | 30 | 29 | | | |
| | 31 | 30 | 3 | 6 | 154,000 |
| | 32 | 31 | 6 | 9 | 156,200 |
| | 33 | 31 | | | |
| | 34 | 32 | 3 | 6 | 161,000 |
| | 35 | 33 | 6 | 9 | 162,700 |
| | 36 | 33 | | | |
| | 37 | 34 | 3 | 6 | 166,700 |
| | 38 | 35 | 6 | 9 | 168,400 |
| 3等級 | 25 | 25 | 3 | 6 | 105,200 |
| | 26 | 26 | 6 | 9 | 107,100 |
| | 27 | 26 | | | |
| | 28 | 27 | 3 | 6 | 110,100 |
| | 29 | 28 | 6 | 9 | 111,700 |
| | 30 | 28 | | | |
| | 31 | 29 | 3 | 6 | 115,100 |
| | 32 | 30 | 6 | 9 | 116,500 |
| | 33 | 30 | | | |
| | 34 | 31 | 3 | 6 | 119,600 |
| | 35 | 32 | 6 | 9 | 120,900 |
| | | 36 | 32 | | |

オ 研究職給料表の適用を受ける者

| 職務の等級 | 旧号給 | 新号給 | 期間 | | 暫定給料月額 |
|-------|-----|-----|----|---|--------|
| 2等級 | | | 月 | 月 | 円 |

| | | | | | |
|-----|----|----|---|---|---------|
| | 21 | 21 | 3 | 6 | 151,600 |
| | 22 | 22 | 6 | 9 | 153,700 |
| | 23 | 22 | | | |
| | 24 | 23 | 3 | 6 | 157,800 |
| | 25 | 24 | 6 | 9 | 159,900 |
| | 26 | 24 | | | |
| | 27 | 25 | 3 | 6 | 163,800 |
| 3等級 | 22 | 22 | 3 | 6 | 124,200 |
| | 23 | 23 | 6 | 9 | 126,200 |
| | 24 | 23 | | | |
| | 25 | 24 | 3 | 6 | 130,400 |
| | 26 | 25 | 6 | 9 | 132,200 |
| 4等級 | 21 | 21 | 3 | 6 | 102,900 |
| | 22 | 22 | 6 | 9 | 104,700 |
| | 23 | 22 | | | |
| | 24 | 23 | 3 | 6 | 107,900 |
| | 25 | 24 | 6 | 9 | 109,200 |
| 5等級 | 14 | 14 | 3 | 6 | 62,500 |
| | 15 | 15 | 6 | 9 | 63,700 |
| | 16 | 15 | | | |

カ 医療職給料表（一）の適用を受ける者

| 職務の等級 | 旧号給 | 新号給 | 期間 | | 暫定給料月額 円 |
|-------|-----|-----|----|---|-------------|
| | | | 月 | 月 | |
| 2等級 | 18 | 18 | 3 | 6 | 206,200 |
| | 19 | 19 | 6 | 9 | 209,200 |
| | 20 | 19 | | | |
| | 21 | 20 | 3 | 6 | 214,500 |
| | 22 | 21 | 6 | 9 | 217,000 |
| 3等級 | 18 | 18 | 3 | 6 | 179,800 |
| | 19 | 19 | 6 | 9 | 182,500 |

| | | | | | |
|-----|----|----|---|---|---------|
| | 20 | 19 | | | |
| | 21 | 20 | 3 | 6 | 187,100 |
| | 22 | 21 | 6 | 9 | 189,200 |
| | 23 | 21 | | | |
| 4等級 | 18 | 18 | 3 | 6 | 144,500 |
| | 19 | 19 | 6 | 9 | 146,800 |
| | 20 | 19 | | | |
| | 21 | 20 | 3 | 6 | 150,900 |
| | 22 | 21 | 6 | 9 | 152,600 |

キ 医療職給料表（二）の適用を受ける者

| 職務の等級 | 旧号給 | 新号給 | 期間 | | 暫定給料月額 円 |
|-------|-----|-----|----|---|-------------|
| | | | 月 | 月 | |
| 特1等級 | 11 | 11 | 3 | 6 | 177,400 |
| | 12 | 12 | 6 | 9 | 181,000 |
| | 13 | 12 | | | |
| | 14 | 13 | 3 | 6 | 186,400 |
| | 15 | 14 | 6 | 9 | 189,000 |
| | 16 | 14 | | | |
| 1等級 | 13 | 13 | 3 | 6 | 141,600 |
| | 14 | 14 | 6 | 9 | 144,400 |
| | 15 | 14 | | | |
| | 16 | 15 | 3 | 6 | 149,000 |
| | 17 | 16 | 6 | 9 | 151,100 |
| | 18 | 16 | | | |
| 2等級 | 19 | 17 | 3 | 6 | 155,800 |
| | 17 | 17 | 3 | 6 | 121,700 |
| | 18 | 18 | 6 | 9 | 123,600 |
| | 19 | 18 | | | |
| | 20 | 19 | 3 | 6 | 127,500 |
| | 21 | 20 | 6 | 9 | 128,900 |

| | | | | | |
|-----|----|----|---|---|---------|
| | 22 | 20 | | | |
| 3等級 | 19 | 19 | 3 | 6 | 103,100 |
| | 20 | 20 | 6 | 9 | 104,400 |
| | 21 | 20 | | | |
| 4等級 | 18 | 18 | 3 | 6 | 84,300 |
| | 19 | 19 | 6 | 9 | 85,300 |
| 5等級 | 11 | 11 | 3 | 6 | 58,600 |
| | 12 | 12 | 6 | 9 | 59,500 |

ク 医療職給料表（三）の適用を受ける者

| 職務の等級 | 旧号給 | 新号給 | 期間 | | 暫定給料月額 円 |
|-------|-----|-----|----|---|-------------|
| | | | 月 | 月 | |
| 特1等級 | 15 | 15 | 3 | 6 | 158,000 |
| | 16 | 16 | 6 | 9 | 160,300 |
| | 17 | 16 | | | |
| | 18 | 17 | 3 | 6 | 164,500 |
| 1等級 | 18 | 18 | 3 | 6 | 134,600 |
| | 19 | 19 | 6 | 9 | 136,400 |
| | 20 | 19 | | | |
| | 21 | 20 | 3 | 6 | 140,200 |
| | 22 | 21 | 6 | 9 | 141,800 |
| | 23 | 21 | | | |
| | 24 | 22 | 3 | 6 | 145,100 |
| | 25 | 23 | 6 | 9 | 146,400 |
| 2等級 | 16 | 16 | 3 | 6 | 112,100 |
| | 17 | 17 | 6 | 9 | 113,900 |
| | 18 | 17 | | | |
| | 19 | 18 | 3 | 6 | 117,400 |
| | 20 | 19 | 6 | 9 | 118,700 |
| | 21 | 19 | | | |
| | 22 | 20 | 3 | 6 | 122,300 |

| | | | | | |
|-----|----|----|---|---|---------|
| | 23 | 21 | 6 | 9 | 123,600 |
| 3等級 | 17 | 17 | 3 | 6 | 88,700 |
| | 18 | 18 | 6 | 9 | 90,200 |
| | 19 | 18 | | | |
| | 20 | 19 | 3 | 6 | 93,300 |
| | 21 | 20 | 6 | 9 | 94,600 |
| | 22 | 20 | | | |
| | 23 | 21 | 3 | 6 | 97,400 |
| | 24 | 22 | 6 | 9 | 98,400 |
| | 25 | 22 | | | |
| 4等級 | 17 | 17 | 3 | 6 | 78,500 |
| | 18 | 18 | 6 | 9 | 79,800 |
| | 19 | 18 | | | |
| | 20 | 19 | 3 | 6 | 82,200 |
| | 21 | 20 | 6 | 9 | 83,200 |
| | 22 | 20 | | | |

附 則（昭和四十九年条例第四三号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年一月一日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 2 昭和四十九年一月一日（以下「切替日」という。）の前日において教育職給料表の職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員で人事委員会規則で定めるものの切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、教育職給料表の適用を受ける職員で人事委員会の定めるもののこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以

下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日において教育職給料表の適用を受ける職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払い)

- 5 切替期間において教育職給料表の適用を受けた職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(人事委員会への委任)

- 6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則 (昭和四十九年条例第四八号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。
(最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額等)
- 2 昭和四十九年四月一日において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による同日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
- 3 昭和四十九年四月二日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における給料月額及びこれを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(給与の内払)

- 4 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日以後の分として支給を

受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則 (昭和四十九年条例第五二号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。ただし、第三条第五項の改正規定は、昭和四十九年九月一日から施行する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 昭和四十九年四月一日 (以下「切替日」という。)の前日において医療職給料表 (三)の職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間 (以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例 (以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、医療職給料表 (三)の適用を受ける職員で人事委員会の定めるもののこの条例による改正後の職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日において医療職給料表 (三)の適用を受ける職員のうち、切替日に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 切替期間において医療職給料表 (三)の適用を受ける職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（昭和四九年条例第七七号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定めた日から施行する。ただし、第十二条の改正規定及び第十五条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（昭和四九年規則第八七号で昭和四九年一月二六日から施行）

- 2 この条例中次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

一 第七条の三第一項、第八条第三項、第九条の五及び第十条第二項の改正規定、附則第六項を削る改正規定並びに別表第一から別表第五までの改正規定並びに附則第十四項の規定 昭和四十九年四月一日

二 第十六条の二第一項及び第十七条第二項の改正規定並びに附則第十二項の規定 昭和四十九年九月一日

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和四十九年四月一日（以下「切替日」という。）において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員のこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の改正後の条例の規定による切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の条例の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人

事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(扶養手当に関する経過措置)

6 次の各号のいずれかに該当する者は、速やかにその旨を任命権者に届け出なければならない。

一 切替日において、その前日から引き続き、改正前の条例第八条第二項第二号から第五号までの扶養親族（十八歳未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母等」という。）で改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び扶養親族たる十八歳未満の子のなかつた者

二 切替期間において新たに扶養親族たる父母等で改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者（その職員となつた日に扶養親族たる十八歳未満の子があつた者を除く。）であつてその届出に係る事実の生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者及び扶養親族たる十八歳未満の子のなかつたもの（前号に該当する者を除く。）

三 切替期間において配偶者のない職員となつた者（改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。）であつて、その配偶者のない職員となつた日に、扶養親族たる十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの

四 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に、扶養親族たる十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの

7 前項第一号又は第二号の規定による届出がこの条例の施行の日から三十日を経過した

後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第八条第三項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間、同項中「千五百円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については三千五百円）」とあるのは、「千五百円」とする。

- 8 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に、扶養親族たる十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における同項第二号又は附則第六項第三号の規定による届出がこの条例の施行の日から三十日を経過した後にされたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。

（通勤手当の特例）

- 9 改正後の条例第十条第二項の規定の切替日から昭和四十九年十月三十一日までの間における適用については、同項第一号及び第三号中「その差額の二分の一が六千円を超えるときは、六千円」とあるのは「その差額の二分の一が五千円を超えるときは、五千円」と、同項第二号中「八千円」とあるのは「五千円」とする。

（給与の内払）

- 10 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

- 11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 12 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十三年福島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(特殊勤務手当の内払)

- 13 職員が、前項の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、昭和四十九年九月一日以後の分として支給を受けた特殊勤務手当は、前項の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。
(福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の一部改正)

- 14 福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例(昭和二十四年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(給与の内払)

- 15 福島県教育委員会教育長が、前項の規定による改正前の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、前項の規定による改正後の福島県教育委員会教育長の諸給与支給に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和五〇年条例第三一号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年八月十日から適用する。

(給与の内払)

- 2 職員が、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和四十九年八月十日以後の分として支給を受けた寒冷地手当は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

附 則(昭和五〇年条例第三四号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年一月一日から適用する。

(特定の職務の等級の切替え)

- 2 昭和五十年一月一日(以下「切替日」という。)において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりその者が属していた職務の等級が附則別表第一に掲げられている職員の切替日におけるこの条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による職務の等級は、人事委員会の定めるところにより、切替日において改正前の条例の規定によりその者が属していた職務の等級に対応する同表の甲欄又は乙欄に定める職務の等級とする。

(特定の号給の切替え等)

- 3 前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の甲欄に定める職務の等級となる職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の切替日における改正後の条例の規定による号給(以下この項及び次項において「新号給」という。)は、切替日において改正前の条例の規定によりその者が受けていた号給(以下この項及び次項において「旧号給」という。)に対応する附則別表第二及び附則別表第三の新号給欄に定める号給とし、前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の乙欄に定める職務の等級となる職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の新号給は、旧号給と同じ号数の号給とする。
- 4 前項の規定により新号給を決定される職員に対する切替日後における最初の改正後の条例第四条第四項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間)を新号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等の切替え等)

- 5 切替日において改正前の条例の規定により教育職給料表の職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員で人事委員会規則で定めるものの切替日における改正後の条例の規定による号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

- 6 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに教育職給料表の適用を受けることとなつた職員及び教育職給料表の適用上その属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 7 切替日において改正前の条例の規定により教育職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における改正後の条例の規定による号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の条例の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人

事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表第一

職務の等級の切替表

| 給料表 | 切替日において改正前の条例の規定により職員が属していた職務の等級 | 切替日における改正後の条例の規定による職務の等級 | |
|-----------|----------------------------------|--------------------------|-----|
| | | 甲 | 乙 |
| 教育職給料表（二） | 1等級 | 特1等級 | 1等級 |
| | 2等級 | 1等級 | 2等級 |

附則別表第二

教育職給料表（二）の特1等級となる職員の号給の切替表

| 旧号給 | 新号給 |
|---------|-----|
| 2から11まで | 1 |
| 12 | 2 |
| 13 | 3 |
| 14 | 4 |
| 15 | 5 |
| 16 | 6 |
| 17 | 7 |
| 18 | 8 |
| 19 | 9 |
| 20 | 10 |
| 21 | 11 |
| 22 | 12 |
| 23 | 13 |

| | |
|----|----|
| 24 | 14 |
|----|----|

附則別表第三

教育職給料表（二）の1等級となる職員の号給の切替表

| 旧号給 | 新号給 |
|---------|-----|
| 1から16まで | 2 |
| 17 | 3 |
| 18 | 4 |
| 19 | 5 |
| 20 | 6 |
| 21 | 7 |
| 22 | 8 |
| 23 | 9 |
| 24 | 10 |
| 25 | 11 |
| 26 | 12 |
| 27 | 13 |
| 28 | 14 |
| 29 | 15 |
| 30 | 16 |
| 31 | 17 |
| 32 | 17 |
| 33 | 18 |
| 34 | 19 |
| 35 | 19 |
| 36 | 20 |

附 則（昭和五一年条例第一号）

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

（職務の等級の切替え）

2 昭和五十年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表に定める職務の等級とする。

（号給の切替え等）

3 前項に規定する職員（附則第五項に規定する職員を除く。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）と同じ号数の号給とする。

4 前項の規定により新号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第四条第四項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間）を新号給を受ける期間に通算する。

（最高号給等の切替え等）

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

6 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の改正後の条例の規定による切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の条例の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（住居手当に関する経過措置）

8 切替期間において、改正前の条例第九条の五の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなる期

間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の五の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和五十一年三月三十一日（同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（通勤手当の特例）

- 9 改正後の条例第十条第二項の規定の切替日から同年十月三十一日までの間における適用については、同項第一号及び第三号中「一万一千円」とあるのは「一万円」と、「六千円」とあるのは「四千円」とする。

（給与の内払）

- 10 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第九条の五又は附則第八項）の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

- 11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表

職務の等級の切替表

| 給料表 | 旧等級 | 新等級 |
|-----------|-----|-----|
| 医療職給料表（二） | 1等級 | 2等級 |
| | 2等級 | 3等級 |
| | 3等級 | 4等級 |
| | 4等級 | 5等級 |
| | 5等級 | 6等級 |

附 則（昭和五十一年条例第四七号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福島県職員の退職手当に関

する条例の規定及び次項の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五十一年条例第六〇号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 昭和五十一年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(期末手当の額の特例)

- 5 昭和五十一年十二月に改正前の条例第十七条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第十七条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

(勤勉手当の額の特例)

- 6 昭和五十一年六月に改正前の条例第十七条の二の規定に基づいて支給された職員の勤

勉手当の額が、改正後の条例第十七条の二の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

(給与の内払)

- 7 職員が、改正後の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(期末手当については改正後の条例第十七条又は附則第五項、勤勉手当については改正後の条例第十七条の二又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則 (昭和五二年条例第五〇号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(第十六条の二の規定を除く。)は、昭和五十二年四月一日から適用する。

(昭和五二年規則第七一号で昭和五二年一月二三日から施行)

(最高号給等の切替え等)

- 2 昭和五十二年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、

その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 切替期間において、改正前の条例第九条の五の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の五の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和五十三年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 6 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第九条の五又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 8 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年福島県条例第百一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (昭和五三年条例第八号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五三年条例第四四号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び第二条の規定による改正後の福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定並びに第三条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第十九条第一項第十号、同条第十一項及び同条第十二項第八号の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

(義務教育等教員特別手当の内払)

- 2 教育職員が、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第十八条の二第一項及び第二項の規定による改正前の福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例第八条の九第一項の規定に基づいて昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた義務教育等教員特別手当は、改正後の条例の規定による義務教育等教員特別手当の内払とみなす。

附 則（昭和五三年条例第六二号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条の三第一項の改正規定（同項第一号及び第二号を改める部分を除く。）並びに附則第六項及び第七項の規定は、昭和五十四年一月一日から、附則に二項を加える改正規定中附則第十項に係る部分については、同年七月一日から施行する。
- 2 この条例（第七条の三第一項の改正規定（同項第一号及び第二号を改める部分を除く。以下「初任給調整手当に関する改正規定」という。）及び附則に二項を加える改正規定中附則第十項に係る部分を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 3 昭和五十三年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(初任給調整手当に関する経過措置)

- 6 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の条例第七条の三第一項第三号又は第四号の規定により初任給調整手当を支給することとされていた職員及び同条第二項の規定によりこれらの職員との権衡上初任給調整手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第七条の三第一項又は第二項の規定による初任給調整手当を支給されないこととなる職員については、人事委員会規則で定めるところにより、従前の例による支給期間及び支給額の範囲内で初任給調整手当を支給する。

- 7 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の条例第七条の三第一項第三号に該当していた職(改正後の条例第七条の三第一項第三号に該当する職を除く。)に新たに採用された職員及び人事委員会規則で定めるこれに準ずる職員のうち、前項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員については、人事委員会規則で定めるところにより、三年以内の期間、月額千五百円を超えない範囲内の額の初任給調整手当を支給することができる。

(期末手当の額の特例)

- 8 昭和五十三年十二月に改正前の条例第十七条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第十七条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

(給与の内払)

- 9 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(期末手当については改正後の条例第十七条又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

人事委員会が定める。

附 則（昭和五四年条例第四八号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

（昭和五四年規則第七六号で昭和五四年一二月二四日から施行）

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

- 2 昭和五十四年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 5 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

- 6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（昭和五五年条例第五一号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

(号給の切替え等)

- 2 職員（次項に規定する職員を除く。）の昭和五十五年四月一日（以下「切替日」という。）における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）の号数から一を減じた号数の号給とする。

- 3 旧号給が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員の号給は、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。ただし、切替日において旧号給を受けていた期間が同表の期間欄に定める期間に達していない職員は、昭和五十五年七月一日、同年十月一日、昭和五十六年一月一日又は同年四月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する同表の暫定給料月額欄に定める額とする。

- 4 附則第二項の規定により新号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第四条第四項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 5 切替日の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 6 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる

職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(住居手当に関する経過措置)

- 8 切替期間において、改正前の条例第九条の五の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の五の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和五十六年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 9 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第九条の五又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表

| 給料表 | 職務の等級 | 旧号給 | 新号給 | 期間 | 暫定給料月額 |
|--------|-------|-----|-----|-----|----------|
| 行政職給料表 | 特1等級 | 1 | 1 | 12月 | 270,300円 |
| | 2等級 | 2 | 2 | 12月 | 186,900円 |

附 則 (昭和五六年条例第一号)

改正 昭和六〇年一二月二五日条例第五二号

平成九年三月二五日条例第三号

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十五年八月九日から適用する。

(基準額等に関する経過措置)

- 2 改正後の条例の規定の適用を受ける職員で、改正後の条例第十八条第三項の規定により算出した場合における基準額が、基準日（基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の二月末日までの間に新たに採用された者にあつては、職員となつた日。以下この項において同じ。）において当該職員の受ける職務の級の号給に相当するものとして、人事委員会が指定する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十年福島県条例第五十二号）による改正前の職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）別表第一から別表第五までに定める職務の等級の号給の昭和五十五年八月九日において適用される額（基準日において当該職員が職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける場合その他人事委員会規則で定める場合にあつては、その定める額）に七千八百円を加算した額（県立大学の学長にあつては、昭和五十五年八月九日において受けている給料月額）を改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第十八条第三項に規定する割合を乗ずべき額とみなして、同項の規定により算出するものとした場合に得られる額（以下「暫定基準額」という。）に達しないこととなるものについては、改正後の条例第十八条第三項の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日までの間、暫定基準額をもつて当該職員に係る同項の基準額とする。ただし、同条第五項に規定する最高限度額の算出については、この限りでない。

(昭六〇条例五二・平九条例三・一部改正)

- 3 昭和五十五年八月九日から昭和五十六年二月二十八日までの間（前項の規定の適用のある期間に限る。）の日を支給日とする寒冷地手当については、改正後の条例第十八条第三項の規定により算出した場合における基準額（前項本文の規定の適用を受ける職員に係るものにあつては、暫定基準額）が、改正前の条例第十八条第三項の規定により算出するものとした場合における基準額（以下「旧基準額」という。）に達しないこととなるときは、改正後の条例第十八条第三項及び前項本文の規定にかかわらず、当該旧基準額をもつて当該職員に係る同条第三項の基準額とする。
- 4 昭和五十五年八月九日以前から引き続き在職する職員のうち、暫定基準額を改正前の条例第十八条第三項の基準額とみなして、同条第二項又は第五項の規定（休職者にあつては、改正前の条例第十九条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定）により算出するものと

した場合における寒冷地手当の額（前項の規定の適用を受ける寒冷地手当については、旧基準額を用いてこれらの規定により算出した場合における寒冷地手当の額）（以下「改正前の条例の例による額」という。）が改正後の条例第十八条第五項に規定する最高限度額（休職者にあつては、その額に第十九条の規定による割合を乗じて得た額）を超えることとなる職員の寒冷地手当の額は、平成九年三月三十一日までの間、改正後の条例第十八条第五項及び第六項並びに第十九条の規定にかかわらず、改正前の条例の例による額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

（平九条例三・一部改正）

- 改正後の条例第十八条第九項の規定は、同項の規定により返納させるべき事由（改正前の条例第十八条第八項の規定により返納させることとされていた事由と同一の事由を除く。）で昭和五十五年八月九日から昭和五十六年一月三十一日までの間に生じたものについては適用しない。

（寒冷地手当の内払）

- 改正前の条例の規定に基づいて、昭和五十五年八月九日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、改正後の条例の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

附 則（昭和五六年条例第四二号）抄

（施行期日）

- この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和五六年規則第六〇号で昭和五六年十一月八日から施行）

附 則（昭和五六年条例第四九号）

（施行期日等）

- この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第九条の二第二項第一号及び第九条の三の改正規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。

（昭和五六年規則第六九号で昭和五六年一二月二四日から施行）

- この条例（第九条の二第二項第一号及び第九条の三の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 昭和五十六年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料

月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(住居手当に関する経過措置)

- 6 切替期間において、改正前の条例第九条の五の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の五の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和五十七年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)

- 7 昭和五十六年六月、同年十二月及び昭和五十七年三月に支給する期末手当並びに昭和五十六年六月及び同年十二月に支給する勤勉手当に関する改正後の条例第十七条及び第十七条の二の規定の適用については、同条例第十七条第二項中「受けるべき」とあるのは「職

員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年福島県条例第四十九号）による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により受けるべきであつた」と、改正後の条例第十七条の二第二項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例の規定により受けるべきであつた」とする。

（給与の内払）

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

- 9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（昭和五七年条例第四二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年条例第四五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年条例第四三号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第二項第二号、第十六条の二第一項、第十七条第一項、第十七条の二第一項及び第十八条第一項の改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項及び第六項において同じ。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和五十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の

改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(住居手当に関する経過措置)

- 6 切替期間において、改正前の条例第九条の五の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の五の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和五十九年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則 (昭和五九年条例第五八号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第十六条の二第一項の改正規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

(昭和五十九年規則第七二号で昭和五十九年一月二六日から施行)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 3 昭和五十九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則 (昭和六〇年条例第五二号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第十六条の二第一項の改正規定は、昭和六十一年四月一日から、第八条第四項の改正規定は、同年六

月一日から施行する。

(昭和六〇年規則第七八号で昭和六〇年一月二六日から施行)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十六年福島県条例第一号)の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

(職務の級への切替え)

- 3 昭和六十年七月一日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第一に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、人事委員会の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え等)

- 4 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表第二又は附則別表第三の新号給欄に定める号給とする。

- 5 前項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第四条第四項又は第六項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間。以下この項において同じ。)を新号給を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において、旧号給が旧等級の最高の号給であつて新号給が職務の級の最高の号給以外の号給となる者については、旧号給を受けていた期間のうち十二月を超える期間は、この限りでない。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者の職務の級及び号給等)

- 7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例(附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後

の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年福島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 12 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和五十年福島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福島県旅費条例の一部改正)

- 13 福島県旅費条例（昭和二十八年福島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福島県旅費条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 略

附則別表第1（附則第3項関係）

職員の職務の級への切替表

| 給料表 | 旧等級 | 職務の級 |
|--------|-----|------|
| 行政職給料表 | 7等級 | 1級 |

| | | |
|-----------|------|-----|
| | 6等級 | 2級 |
| | 5等級 | 3級 |
| | 4等級 | 4級 |
| | | 5級 |
| | 3等級 | 6級 |
| | | 7級 |
| | 2等級 | 8級 |
| | 1等級 | 9級 |
| | | 10級 |
| | 特1等級 | 11級 |
| 公安職給料表 | 6等級 | 1級 |
| | 5等級 | 2級 |
| | 4等級 | 3級 |
| | 3等級 | 4級 |
| | | 5級 |
| | 2等級 | 6級 |
| | | 7級 |
| | 1等級 | 8級 |
| 特1等級 | 9級 | |
| 教育職給料表(1) | 4等級 | 1級 |
| | 3等級 | 2級 |
| | 2等級 | 3級 |
| | 1等級 | 4級 |
| 教育職給料表(2) | 3等級 | 1級 |
| | 2等級 | 2級 |
| | 1等級 | 3級 |
| | 特1等級 | 4級 |
| 研究職給料表 | 5等級 | 1級 |
| | 4等級 | |
| | 3等級 | 2級 |

| | | |
|-----------|-----|----|
| | 2等級 | 3級 |
| | | 4級 |
| | 1等級 | 5級 |
| 医療職給料表(1) | 4等級 | 1級 |
| | 3等級 | 2級 |
| | 2等級 | 3級 |
| | 1等級 | 4級 |
| 医療職給料表(2) | 6等級 | 1級 |
| | 5等級 | |
| | 4等級 | 2級 |
| | 3等級 | 3級 |
| | | 4級 |
| | 2等級 | 5級 |
| | 1等級 | 6級 |
| 特1等級 | 7級 | |
| 医療職給料表(3) | 4等級 | 1級 |
| | 3等級 | 2級 |
| | 2等級 | 3級 |
| | | 4級 |
| | 1等級 | 5級 |
| 特1等級 | 6級 | |

附則別表第2（附則第4項関係）

研究職給料表又は医療職給料表(2)の1級となる職員以外の職員の号給の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

| 旧号給 | 新号給 | | | | | | | | | | |
|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 | 11級 |
| 1 | | 1 | 1 | | | | | | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| 3 | 2 | 3 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 1 | 3 |
| 4 | 3 | 4 | 4 | 3 | 1 | 3 | 1 | 3 | 4 | 1 | 4 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 5 | 4 | 5 | 5 | 4 | 2 | 4 | 2 | 4 | 5 | 2 | 5 |
| 6 | 5 | 6 | 6 | 5 | 3 | 5 | 3 | 5 | 6 | 3 | 6 |
| 7 | 6 | 7 | 7 | 6 | 4 | 6 | 4 | 6 | 7 | 4 | 7 |
| 8 | 7 | 8 | 8 | 7 | 5 | 7 | 5 | 7 | 8 | 5 | 8 |
| 9 | 8 | 9 | 9 | 8 | 6 | 8 | 6 | 8 | 9 | 6 | 9 |
| 10 | 9 | 10 | 10 | 9 | 7 | 9 | 7 | 9 | 10 | 7 | 10 |
| 11 | 10 | 11 | 11 | 10 | 8 | 10 | 8 | 10 | 11 | 8 | 11 |
| 12 | 11 | 12 | 12 | 11 | 9 | 11 | 9 | 11 | 12 | 9 | 12 |
| 13 | 12 | 13 | 13 | 12 | 10 | 12 | 10 | 12 | 13 | 10 | 13 |
| 14 | 13 | 14 | 14 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 | 14 | 11 | 14 |
| 15 | 14 | 15 | 15 | 14 | 12 | 14 | 12 | 14 | 15 | 12 | 15 |
| 16 | 15 | 16 | 16 | 15 | 13 | 15 | 13 | 15 | 16 | 12 | |
| 17 | 16 | 17 | 17 | 16 | 14 | 16 | 14 | 16 | | | |
| 18 | | 18 | 18 | 17 | 15 | 17 | 15 | 17 | | | |
| 19 | | 19 | 19 | 18 | 16 | 18 | 16 | 18 | | | |
| 20 | | | 20 | 19 | 16 | 19 | 17 | 19 | | | |
| 21 | | | 21 | 20 | 17 | 20 | 18 | | | | |
| 22 | | | 22 | 21 | 17 | 21 | 18 | | | | |
| 23 | | | 23 | 22 | 18 | 22 | 19 | | | | |
| 24 | | | 24 | 23 | 19 | | | | | | |
| 25 | | | | 24 | 19 | | | | | | |
| 26 | | | | 25 | 20 | | | | | | |

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

| 旧号給 | 新号給 | | | | | | | | |
|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 |
| 1 | | 1 | 1 | | | | | | |
| 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 2 | 3 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 4 | 3 | 4 | 4 | 3 | 1 | 3 | 1 | 3 | 2 |
| 5 | 4 | 5 | 5 | 4 | 1 | 4 | 2 | 4 | 3 |

| | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 6 | 5 | 6 | 6 | 5 | 1 | 5 | 3 | 5 | 4 |
| 7 | 6 | 7 | 7 | 6 | 2 | 6 | 4 | 6 | 5 |
| 8 | 7 | 8 | 8 | 7 | 3 | 7 | 5 | 7 | 6 |
| 9 | 8 | 9 | 9 | 8 | 4 | 8 | 6 | 8 | 7 |
| 10 | 9 | 10 | 10 | 9 | 5 | 9 | 7 | 9 | 8 |
| 11 | 10 | 11 | 11 | 10 | 6 | 10 | 8 | 10 | 9 |
| 12 | 11 | 12 | 12 | 11 | 7 | 11 | 9 | 11 | 10 |
| 13 | 12 | 13 | 13 | 12 | 8 | 12 | 10 | 12 | 11 |
| 14 | 13 | 14 | 14 | 13 | 9 | 13 | 11 | 13 | 12 |
| 15 | 14 | 15 | 15 | 14 | 10 | 14 | 12 | 14 | 13 |
| 16 | 15 | 16 | 16 | 15 | 11 | 15 | 13 | 15 | 14 |
| 17 | 16 | 17 | 17 | 16 | 12 | 16 | 14 | 16 | 15 |
| 18 | 17 | 18 | 18 | 17 | 13 | 17 | 15 | 17 | 16 |
| 19 | 18 | 19 | 19 | 18 | 14 | 18 | 16 | 18 | 17 |
| 20 | 19 | 20 | 20 | 19 | 15 | 19 | 17 | 19 | |
| 21 | 20 | 21 | 21 | 20 | 16 | 20 | 18 | | |
| 22 | 21 | 22 | 22 | 21 | 17 | 21 | 19 | | |
| 23 | 22 | 23 | 23 | 22 | 18 | 22 | 20 | | |
| 24 | 23 | 24 | 24 | 23 | 19 | | | | |
| 25 | 24 | 25 | 25 | 24 | 20 | | | | |
| 26 | 25 | 26 | 26 | 25 | 20 | | | | |
| 27 | 26 | 27 | 27 | 26 | 21 | | | | |
| 28 | 27 | 28 | 28 | 27 | 22 | | | | |
| 29 | 28 | 29 | 29 | 28 | 23 | | | | |
| 30 | 29 | 30 | 30 | | | | | | |
| 31 | 30 | 31 | 31 | | | | | | |
| 32 | 31 | 32 | 32 | | | | | | |
| 33 | 32 | 33 | 33 | | | | | | |
| 34 | 33 | | | | | | | | |

ハ 教育職給料表(1)の適用を受ける職員

| 旧号給 | 新号給 | | | |
|-----|-----|----|----|----|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
| 1 | 1 | 1 | | |
| 2 | 2 | 2 | 1 | |
| 3 | 3 | 3 | 2 | 1 |
| 4 | 4 | 4 | 3 | 2 |
| 5 | 5 | 5 | 4 | 3 |
| 6 | 6 | 6 | 5 | 4 |
| 7 | 7 | 7 | 6 | 5 |
| 8 | 8 | 8 | 7 | 6 |
| 9 | 9 | 9 | 8 | 7 |
| 10 | 10 | 10 | 9 | 8 |
| 11 | 11 | 11 | 10 | 9 |
| 12 | 12 | 12 | 11 | 10 |
| 13 | 13 | 13 | 12 | 11 |
| 14 | 14 | 14 | 13 | 12 |
| 15 | 15 | 15 | 14 | 13 |
| 16 | 16 | 16 | 15 | 14 |
| 17 | 17 | 17 | 16 | 15 |
| 18 | 18 | 18 | 17 | 16 |
| 19 | 19 | 19 | 18 | 17 |
| 20 | 20 | 20 | 19 | 18 |
| 21 | 21 | 21 | 20 | 19 |
| 22 | 22 | 22 | 21 | 20 |
| 23 | 23 | 23 | 22 | 21 |
| 24 | 24 | 24 | 23 | 22 |
| 25 | 25 | 25 | 24 | 23 |
| 26 | 26 | 26 | 25 | 24 |
| 27 | 27 | | 26 | |
| 28 | 28 | | | |

| | | | |
|----|----|--|--|
| 29 | 29 | | |
|----|----|--|--|

ニ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員

| 旧号給 | 新号給 | | | |
|-----|-----|----|----|----|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
| 1 | | 1 | | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 3 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| 4 | 3 | 3 | 3 | 4 |
| 5 | 4 | 4 | 4 | 5 |
| 6 | 5 | 5 | 5 | 6 |
| 7 | 6 | 6 | 6 | 7 |
| 8 | 7 | 7 | 7 | 8 |
| 9 | 8 | 8 | 8 | 9 |
| 10 | 9 | 9 | 9 | 10 |
| 11 | 10 | 10 | 10 | 11 |
| 12 | 11 | 11 | 11 | 12 |
| 13 | 12 | 12 | 12 | 13 |
| 14 | 13 | 13 | 13 | 14 |
| 15 | 14 | 14 | 14 | 15 |
| 16 | 15 | 15 | 15 | |
| 17 | 16 | 16 | 16 | |
| 18 | 17 | 17 | 17 | |
| 19 | 18 | 18 | 18 | |
| 20 | 19 | 19 | 19 | |
| 21 | 20 | 20 | 20 | |
| 22 | 21 | 21 | 21 | |
| 23 | 22 | 22 | 22 | |
| 24 | 23 | 23 | 23 | |
| 25 | 24 | 24 | 24 | |
| 26 | 25 | 25 | | |

| | | | | |
|----|----|----|--|--|
| 27 | 26 | 26 | | |
| 28 | 27 | 27 | | |
| 29 | 28 | 28 | | |
| 30 | 29 | 29 | | |
| 31 | 30 | 30 | | |
| 32 | 31 | 31 | | |
| 33 | 32 | 32 | | |
| 34 | 33 | 33 | | |
| 35 | 34 | 34 | | |
| 36 | | 35 | | |
| 37 | | 36 | | |

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

| 旧号給 | 新号給 | | | |
|-----|-----|----|----|----|
| | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 |
| 1 | 1 | | | |
| 2 | 2 | | | |
| 3 | 3 | | | |
| 4 | 4 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 5 | 2 | 1 | 2 |
| 6 | 6 | 3 | 1 | 3 |
| 7 | 7 | 4 | 1 | 4 |
| 8 | 8 | 5 | 1 | 5 |
| 9 | 9 | 6 | 2 | 6 |
| 10 | 10 | 7 | 3 | 7 |
| 11 | 11 | 8 | 4 | 8 |
| 12 | 12 | 9 | 5 | 9 |
| 13 | 13 | 10 | 6 | 10 |
| 14 | 14 | 11 | 7 | 11 |
| 15 | 15 | 12 | 8 | 12 |
| 16 | 16 | 13 | 9 | 13 |

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 17 | 17 | 14 | 10 | 14 |
| 18 | 18 | 15 | 11 | 15 |
| 19 | 19 | 16 | 12 | 16 |
| 20 | 20 | 17 | 13 | 17 |
| 21 | 21 | 18 | 13 | 18 |
| 22 | 22 | 19 | 14 | |
| 23 | 23 | 20 | 15 | |
| 24 | 24 | 21 | 16 | |
| 25 | 25 | 22 | 16 | |
| 26 | 26 | 23 | 17 | |
| 27 | 27 | 24 | 17 | |
| 28 | 28 | | | |

へ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

| 旧号給 | 新号給 | | | |
|-----|-----|----|----|----|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
| 1 | 1 | | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 3 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| 4 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| 5 | 4 | 4 | 5 | 5 |
| 6 | 5 | 5 | 6 | 6 |
| 7 | 6 | 6 | 7 | 7 |
| 8 | 7 | 7 | 8 | 8 |
| 9 | 8 | 8 | 9 | 9 |
| 10 | 9 | 9 | 10 | 10 |
| 11 | 10 | 10 | 11 | 11 |
| 12 | 11 | 11 | 12 | 12 |
| 13 | 12 | 12 | 13 | 13 |
| 14 | 13 | 13 | 14 | 14 |
| 15 | 14 | 14 | 15 | 15 |

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 16 | 15 | 15 | 16 | 16 |
| 17 | 16 | 16 | 17 | 17 |
| 18 | 17 | 17 | 18 | 18 |
| 19 | 18 | 18 | 19 | 19 |
| 20 | 19 | 19 | 20 | 20 |
| 21 | 20 | 20 | 21 | |
| 22 | 21 | 21 | 22 | |
| 23 | | 22 | 23 | |
| 24 | | 23 | | |

ト 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

| 旧号給 | 新号給 | | | | | |
|-----|-----|----|----|----|----|----|
| | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 3 | 3 | 3 | 1 | 3 | 3 | 3 |
| 4 | 4 | 4 | 1 | 4 | 4 | 4 |
| 5 | 5 | 5 | 2 | 5 | 5 | 5 |
| 6 | 6 | 6 | 3 | 6 | 6 | 6 |
| 7 | 7 | 7 | 4 | 7 | 7 | 7 |
| 8 | 8 | 8 | 5 | 8 | 8 | 8 |
| 9 | 9 | 9 | 6 | 9 | 9 | 9 |
| 10 | 10 | 10 | 7 | 10 | 10 | 10 |
| 11 | 11 | 11 | 8 | 11 | 11 | 11 |
| 12 | 12 | 12 | 9 | 12 | 12 | 12 |
| 13 | 13 | 13 | 10 | 13 | 13 | 13 |
| 14 | 14 | 14 | 11 | 14 | 14 | 14 |
| 15 | 15 | 15 | 12 | 15 | 15 | 15 |
| 16 | 16 | 16 | 13 | 16 | 16 | 16 |
| 17 | 17 | 17 | 14 | 17 | 17 | |
| 18 | 18 | 18 | 15 | 18 | | |

| | | | | | | |
|----|----|----|----|----|--|--|
| 19 | 19 | 19 | 16 | 19 | | |
| 20 | 20 | 20 | 17 | 20 | | |
| 21 | 21 | 21 | 18 | | | |
| 22 | 22 | 22 | 18 | | | |
| 23 | 23 | 23 | 19 | | | |
| 24 | 24 | 24 | 19 | | | |

チ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

| 旧号給 | 新号給 | | | | | |
|-----|-----|----|----|----|----|----|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 |
| 3 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1 | 3 |
| 4 | 4 | 4 | 4 | 1 | 1 | 4 |
| 5 | 5 | 5 | 5 | 2 | 2 | 5 |
| 6 | 6 | 6 | 6 | 3 | 3 | 6 |
| 7 | 7 | 7 | 7 | 4 | 4 | 7 |
| 8 | 8 | 8 | 8 | 5 | 5 | 8 |
| 9 | 9 | 9 | 9 | 6 | 6 | 9 |
| 10 | 10 | 10 | 10 | 7 | 7 | 10 |
| 11 | 11 | 11 | 11 | 8 | 8 | 11 |
| 12 | 12 | 12 | 12 | 9 | 9 | 12 |
| 13 | 13 | 13 | 13 | 10 | 10 | 13 |
| 14 | 14 | 14 | 14 | 11 | 11 | 14 |
| 15 | 15 | 15 | 15 | 12 | 12 | 15 |
| 16 | 16 | 16 | 16 | 13 | 13 | 16 |
| 17 | 17 | 17 | 17 | 14 | 14 | 17 |
| 18 | 18 | 18 | 18 | 15 | 15 | 18 |
| 19 | 19 | 19 | 19 | 16 | 16 | 19 |
| 20 | 20 | 20 | 20 | 17 | 17 | 20 |
| 21 | 21 | 21 | 21 | 18 | 18 | 21 |

| | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 22 | 22 | 22 | 22 | 19 | 19 | 22 |
| 23 | 23 | 23 | 23 | 20 | 20 | |
| 24 | 24 | 24 | 24 | 21 | 21 | |
| 25 | 25 | 25 | 25 | 22 | 22 | |
| 26 | 26 | 26 | 26 | 23 | 23 | |
| 27 | 27 | 27 | 27 | 23 | 24 | |
| 28 | 28 | 28 | 28 | 24 | | |
| 29 | 29 | 29 | | | | |
| 30 | | 30 | | | | |

附則別表第3（附則第4項関係）

研究職給料表又は医療職給料表(2)の1級となる職員の号給の切替表

イ 研究職給料表の1級となる職員

| 旧号給 | | 新号給 |
|-----|-----|-----|
| 5等級 | 4等級 | |
| 2 | | 1 |
| 3 | | 2 |
| 4 | | 3 |
| 5 | 1 | 4 |
| 6 | 2 | 5 |
| 7 | 3 | 6 |
| 8 | 4 | 7 |
| 9 | 5 | 8 |
| 10 | 6 | 9 |
| 11 | 7 | 10 |
| 12 | 8 | 11 |
| 13 | | |
| 14 | | |
| 15 | 9 | 12 |
| 16 | | |
| 17 | | |

| | | |
|--|----|----|
| | 10 | 13 |
| | 11 | 14 |
| | 12 | 15 |
| | 13 | 16 |
| | 14 | 17 |
| | 15 | 18 |
| | 16 | 19 |
| | 17 | 20 |
| | 18 | 21 |
| | 19 | 22 |
| | 20 | 23 |
| | 21 | 24 |
| | 22 | 25 |
| | 23 | 26 |
| | 24 | 27 |
| | 25 | 28 |
| | 26 | 29 |

ロ 医療職給料表(2)の1級となる職員

| 旧号給 | | 新号給 |
|-----|-----|-----|
| 6等級 | 5等級 | |
| 2 | | 1 |
| 3 | | 2 |
| 4 | 1 | 3 |
| 5 | 2 | 4 |
| 6 | 3 | 5 |
| 7 | 4 | 6 |
| 8 | 5 | 7 |
| 9 | 6 | 8 |
| 10 | 7 | 9 |
| 11 | | |

| | | |
|----|----|----|
| 12 | 8 | 10 |
| 13 | | |
| | 9 | 11 |
| | 10 | 12 |
| | 11 | 13 |
| | 12 | 14 |
| | 13 | 15 |
| | 14 | 16 |
| | 15 | 17 |
| | 16 | 18 |
| | 17 | 19 |
| | 18 | 20 |
| | 19 | 21 |
| | 20 | 22 |

附 則（昭和六一年条例第六号）

この条例は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則（昭和六一年条例第四〇号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和六一年条例第六八号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第十六条の二第一項の改正規定及び附則第八項の規定は、昭和六十二年一月一日から、第四条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（昭和六一年規則第九一号で昭和六一年一二月二四日から施行）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の変更等）

- 3 昭和六十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号

給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 8 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和五十年福島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（昭和六二年条例第六四号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日以後において規則で定める日から施行する。ただし、第十六条の二第一項の改正規定は、昭和六十三年一月一日から施行する。

(昭和六二年規則第八二号で昭和六二年一月二四日から施行)

- 2 この条例（第十六条の二第一項の改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による

改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和六十二年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準じる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（住居手当に関する経過措置）

- 6 切替期間において、改正前の条例第九条の五の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の五の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和六十三年三月三十一日（同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日）ま

での間の住居手当についても同様とする。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則 (昭和六三年条例第五号)

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、附則第十一項の改正規定及び附則に一項を加える改正規定は、職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十三年福島県条例第七号)の規定中附則第五項を附則第六項とする改正規定及び附則第二項の規定の施行の日から施行する。

(施行の日=昭和六三年四月一七日)

附 則 (昭和六三年条例第五六号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第八条第二項第二号及び第四号の改正規定は、昭和六十四年四月一日から施行する。

(昭和六三年規則第六六号で昭和六三年一二月二六日から施行)

- 2 この条例(第八条第二項第二号及び第四号の改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和六十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者等の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人

事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準じる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則 (平成元年条例第九号)

この条例中第十八条の改正規定は平成元年四月一日から、その他の改正規定は同年五月一日から施行する。

附 則 (平成元年条例第八二号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の二第一項の改正規定は平成二年一月一日から、第二条第一項の改正規定、第九条の四に一項を加える改正規定、第十条の次に一条を加える改正規定及び第十六条の三第二項の改正規定は同年四月一日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成元年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者等の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の職員

の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者等の号給等の調整）

- 5 切替日前の職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

- 7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（平成二年条例第四八号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、第十六条の二第一項並びに第十九条第一項及び第六項の改正規定並びに附則第八項の規定は平成三年一月一日から、第十八条の二第一項及び第三項の改正規定は同年四月一日から施行する。

（平成二年規則第六六号で平成二年一二月二六日から施行）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第五項において同じ。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二年四月一日から適用する。

（特定の号給の切替え等）

- 3 平成二年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給が附則別表に掲げる職務の級の一号給である職員の切替日における号給は、二号給とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（最高号給等の切替え等）

4 切替日の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者等の号給等)

5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち人事委員会の定めるものの、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(休職者の給与に関する経過措置)

8 改正後の職員の給与に関する条例第十九条第一項又は第六項の規定は、第十九条第一項及び第六項の改正規定の施行の際、通勤による負傷若しくは疾病のため地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされている職員又は通勤による災害のため職員の分限に関する条例（昭和二十六年福島県条例第七十号）第二条第五号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

(人事委員会への委任)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表

| | |
|-----|------|
| 給料表 | 職務の級 |
|-----|------|

| | |
|------------|----------|
| 行政職給料表 | 1級 2級 |
| 公安職給料表 | 1級 2級 3級 |
| 教育職給料表 (一) | 1級 |
| 教育職給料表 (二) | 1級 2級 |
| 研究職給料表 | 1級 2級 |
| 医療職給料表 (一) | 1級 |
| 医療職給料表 (二) | 1級 2級 |
| 医療職給料表 (三) | 1級 2級 |

附 則 (平成三年条例第七一号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成三年規則第七九号で平成三年一二月二五日から施行)

- 一 第二条の改正規定、第八条第四項を削る改正規定、第十四条第三項及び第十六条の二第一項の改正規定、第十六条の四を第十六条の五とする改正規定、第十六条の三の改正規定、同条を第十六条の四とする改正規定、第十六条の二の次に一条を加える改正規定並びに第十八条第三項及び第五項の改正規定 平成四年一月一日

- 二 第二十条を第二十一条とし、第十九条の三の次に一条を加える改正規定 平成四年四月一日

- 2 この条例 (前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。) による改正後の職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定は、平成三年四月一日から適用する。

(特定の職務の級の切替え)

- 3 平成三年四月一日 (以下「切替日」という。) の前日においてその者が属していた職務の級が医療職給料表 (三) の六級であった職員の切替日における職務の級は、人事委員会の定めるところにより、同表の七級又は六級とする。

(特定の号給の切替え等)

- 4 前項の規定により切替日における職務の級が医療職給料表 (三) の七級となる職員 (附則第六項に規定する職員を除く。) の切替日における号給 (以下「新号給」という。) は、切替日の前日においてその者が受けていた号給 (以下「旧号給」という。) に対応する附則別表の新号給欄に定める号給とし、前項の規定により切替日における職務の級が医療職

給料表（三）の六級となる職員（附則第六項に規定する職員を除く。）の新号給は、旧号給と同じ号数の号給とする。

- 5 前項の規定により新号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第四条第四項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間）を新号給を受ける期間に通算する。

（最高号給等の切替え等）

- 6 切替日の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者等の号給等）

- 7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者等の号給等の調整）

- 8 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

- 10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表

| 旧号給 | 新号給 |
|--------|-----|
| 1から4まで | 1 |

| | |
|----|----|
| 5 | 2 |
| 6 | 3 |
| 7 | 4 |
| 8 | 5 |
| 9 | 6 |
| 10 | 7 |
| 11 | 8 |
| 12 | 9 |
| 13 | 10 |
| 14 | 11 |
| 15 | 12 |
| 16 | 12 |
| 17 | 13 |
| 18 | 14 |
| 19 | 15 |
| 20 | 15 |
| 21 | 16 |

附 則（平成四年条例第八号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年条例第七一号）

この条例は、平成四年八月一日から施行する。

附 則（平成四年条例第九一号）

（施行期日等）

- この条例は、公布の日以降において規則で定める日から施行する。ただし、附則第十三項の規定は公布の日から、第十六条の二第一項の改正規定は平成五年一月一日から、第九条の二第二項第一号、第九条の三及び第九条の四の改正規定、別表第一から別表第五までの改正規定（別表第二に係る部分のうち職務の級十級に係るものに限る。）並びに附則第九項の規定は同年四月一日から施行する。

（平成四年規則第一〇〇号で平成四年一二月二五日から施行）

- この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項及び第十項において同

じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成四年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成四年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者等の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(扶養手当に関する経過措置)

- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、速やかにその旨(第一号に該当する者にあつてはその者が職員となつた日において、第二号に該当する者にあつては切替日において、第三号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となつた日において、これらの者に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がなく、かつ、改正前の条例第八条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

一 切替期間において新たに職員となつた者であつて、その者が職員となつた日に、昭和四十九年四月一日以前に生まれた者で改正後の条例第八条第二項第二号又は第四号の扶養親族たる要件を具備するもの(以下「新規扶養親族たる子等」という。)を有していたもの

二 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた

者

- 三 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者
- 四 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある職員であった者
- 五 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があった職員であって、切替期間において配偶者がいない職員となり、かつ、その配偶者がいない職員となった日に改正前の条例第八条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかったもの
- 六 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第八条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかったもの
- 7 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成四年福島県条例第九十一号。以下「改正条例」という。）附則第六項の規定による届出に」と、「同項第二号」とあるのは「前項第二号」と、「届出が、これにかかる事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたとき、又は改正条例附則第六項の規定による届出が改正条例の施行の日から三十日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第三項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第六項」と、「同項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「（扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「（扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第六項」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第一項又は改正条例附則第六項」とする。
- 8 職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第九条第二項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項ただし書中「これにかかる事実の生じた日から十五日」とあるのは、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成四年福島県条例第九十一号）の施行の日から三十日」とする。
 - 一 施行日から十五日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
 - 二 施行日から十五日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
 - 三 施行日から十五日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員とな

り、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第八条第二項第二号から第五号までの扶養親族がない場合

(調整手当に関する暫定措置)

- 9 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間においては、改正後の職員の給与に関する条例第九条の二第二項第一号中「百分の十二」とあるのは、「百分の十一」とする。

(住居手当に関する経過措置)

- 10 切替期間において、改正前の条例第九条の五の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の五の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第九条の五の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の五の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成五年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 11 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 13 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和二十八年福島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成五年条例第四号)

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年条例第五八号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の二第一項の改正規定は平成六年一月一日から、第十三条、第十四条第二項及び第十五条の二第二項の改正規定は同年四月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成五年四月一日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成五年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者等の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者等の号給等の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（期末手当の額の特例）

6 平成五年十二月に改正前の条例第十七条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第十七条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

7 前項の規定の適用を受けた職員の平成六年三月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第十七条第二項の規定にかかわらず、前項に規定する差額に相当する額を同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から減じた額とする。

(給与の内払)

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則 (平成六年条例第八二号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の二第一項の改正規定は平成七年一月一日から、第二条第一項、第十二条、第十六条及び第十六条の五の改正規定、別表第一から別表第五までの改正規定中別表第三イの備考に係る部分並びに附則第十項の規定は同年四月一日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(第三条第九項、第十八条第五項及び第十八条の五第一項を除く。以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成六年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者等の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職

員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(期末手当の額の特例)

6 平成六年十二月に改正前の条例第十七条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第十七条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

7 前項の規定の適用を受けた職員の平成七年三月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第十七条第二項の規定にかかわらず、前項に規定する差額に相当する額を同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から減じた額とする。

(給与の内払)

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

10 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年福島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（平成七年条例第二号）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年条例第五〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年条例第六九号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条の五、第十条第二項及び第十六条の二第一項の改正規定は、平成八年一月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成七年四月一日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（切替日からこの条例の施行の日の前日までの間における異動者等の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者等の号給等の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から平成八年三月三十一日までの間における異動者等の号給等の調整）

6 施行日から平成八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則 (平成八年条例第三六号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第十六条の二第一項の改正規定は、平成九年一月一日から施行する。

(平成八年規則第七九号で平成八年一二月二六日から施行)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成八年四月一日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

- 3 平成八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)が附則別表のアからエまでの表(以下「切替表」という。)の旧号給欄に掲げられている号給である職員(附則第六項に規定する職員を除く。以下「特定号給職員」という。)のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。次項及び附則第五項において同じ。)が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。

- 4 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、平成八年七月一日、同年十月一日又は平成九年一月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。

- 5 附則第三項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第四条第四項の規定の適用については、その者が切替日において旧号給を受けていた期間(その者の旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である場合にあっては、切替日において旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する

同欄に定める期間を減じた期間) を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等の切替え等)

- 6 切替日の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者等の号給等)

- 7 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日(以下「異動日等」という。)における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。この場合において、その給料月額が切替表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなった日における号給は、人事委員会が定める。

- 8 前項の規定により異動日等における号給を決定される職員のうち、同項の規定による号給の額が改正前の条例の規定により異動日等において受けていた給料月額(改正前の条例別表第三イの備考の規定の適用を受けていた職員にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額)に達しない職員の当該号給を受ける間の給料月額(改正後の条例別表第三イの備考の規定の適用を受ける職員にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額)は、改正後の条例別表第三、別表第四及び別表第五アの給料表の額にかかわらず、当該異動日等において受けていた給料月額とする。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

- 9 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。この場合においては、附則第七項後段の規定を準用する。

(施行日から平成九年三月三十一日までの間における異動者等の号給等の調整)

- 10 施行日から平成九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受ける

こととなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(改正後の条例第四条等の規定の適用の経過措置)

11 改正後の条例第四条第一項及び第二項、第十八条の二第二項並びに別表第三イの備考の規定の切替日から平成八年十二月三十一日までの間における適用については、改正後の条例第四条第一項中「号給」とあるのは「号給又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成八年福島県条例第三十六号）附則別表のアからエまでの表の暫定給料月額欄に定める給料月額（以下「暫定給料月額」という。）」と、同条第二項及び改正後の条例第十八条の二第二項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」と、改正後の条例別表第三イの備考の規定中「この表の額」とあるのは「この表の額又は暫定給料月額」とする。

12 切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に対する改正後の条例第四条第五項の規定の切替日から平成八年十二月三十一日までの間における適用については、人事委員会規則で定める。

(給与の内払)

13 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表

特定号給職員の号給の切替表

ア 教育職給料表（一）の適用を受ける者

| 旧号 給 | 職務の級 | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|----|------------|---------|----|------------|---------|----|------------|---------|----|------------|
| | 1級 | | | 2級 | | | 3級 | | | 4級 | | |
| | 新号 給 | 期間 | 暫定給料 月額 | 新号 給 | 期間 | 暫定給料 月額 | 新号 給 | 期間 | 暫定給料 月額 | 新号 給 | 期間 | 暫定給料 月額 |
| 1 | | 月 | 円 | 1 | 3 | 250,200 | 1 | | | 1 | 6 | 359,000 |

| | | | | | | | | | | | | |
|----|----|---|---------|----|---|---------|----|---|---------|----|---|---------|
| 2 | 2 | | | 2 | 6 | 259,600 | 2 | 3 | 297,200 | 2 | 9 | 371,300 |
| 3 | 3 | | | 3 | 9 | 269,100 | 3 | 6 | 308,400 | 2 | | |
| 4 | 4 | | | 3 | | | 4 | 9 | 319,700 | 3 | | |
| 5 | 5 | | | 4 | 3 | 288,700 | 4 | | | 4 | | |
| 6 | 6 | | | 5 | 6 | 298,800 | 5 | 3 | 342,500 | 5 | | |
| 7 | 7 | 3 | 248,800 | 6 | 9 | 309,300 | 6 | 6 | 353,900 | 6 | | |
| 8 | 8 | 6 | 258,200 | 6 | | | 7 | 9 | 365,200 | 7 | | |
| 9 | 9 | 9 | 267,400 | 7 | 3 | 330,000 | 7 | | | 8 | | |
| 10 | 9 | | | 8 | 6 | 340,000 | 8 | | | 9 | | |
| 11 | 10 | 3 | 286,000 | 9 | 9 | 350,000 | 9 | | | 10 | | |
| 12 | 11 | 6 | 295,200 | 9 | | | 10 | | | 11 | | |
| 13 | 12 | 9 | 304,300 | 10 | | | 11 | | | 12 | | |
| 14 | 12 | | | 11 | | | 12 | | | 13 | | |
| 15 | 13 | | | 12 | | | 13 | | | 14 | | |
| 16 | 14 | | | 13 | | | 14 | | | 15 | | |
| 17 | 15 | | | 14 | | | 15 | | | 16 | | |
| 18 | 16 | | | 15 | | | 16 | | | 17 | | |
| 19 | 17 | | | 16 | | | 17 | | | 18 | | |
| 20 | 18 | | | 17 | | | 18 | | | 19 | | |
| 21 | 19 | | | 18 | | | 19 | | | 20 | | |
| 22 | 20 | | | 19 | | | 20 | | | 21 | | |
| 23 | 21 | | | 20 | | | 21 | | | 22 | | |
| 24 | 22 | | | 21 | | | 22 | | | | | |
| 25 | 23 | | | 22 | | | 23 | | | | | |
| 26 | 24 | | | 23 | | | 24 | | | | | |
| 27 | 25 | | | 24 | | | 25 | | | | | |
| 28 | 26 | | | 25 | | | | | | | | |
| 29 | 27 | | | 26 | | | | | | | | |
| 30 | 28 | | | | | | | | | | | |
| 31 | 29 | | | | | | | | | | | |
| 32 | 30 | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 33 | 31 | | | | | | | | | | | |
| 34 | 32 | | | | | | | | | | | |
| 35 | 33 | | | | | | | | | | | |

イ 教育職給料表（二）の適用を受ける者

| 旧号給 | 職務の級 | | | | | |
|-----|------|----|---------|-----|----|---------|
| | 2級 | | | 3級 | | |
| | 新号給 | 期間 | 暫定給料月額 | 新号給 | 期間 | 暫定給料月額 |
| | | 月 | 円 | | 月 | 円 |
| 1 | | | | 1 | 3 | 308,000 |
| 2 | 2 | | | 2 | 6 | 318,100 |
| 3 | 3 | | | 3 | 9 | 328,300 |
| 4 | 4 | | | 3 | | |
| 5 | 5 | | | 4 | | |
| 6 | 6 | | | 5 | | |
| 7 | 7 | 3 | 228,800 | 6 | | |
| 8 | 8 | 6 | 237,200 | 7 | | |
| 9 | 9 | 9 | 245,800 | 8 | | |
| 10 | 9 | | | 9 | | |
| 11 | 10 | 3 | 263,200 | 10 | | |
| 12 | 11 | 6 | 273,100 | 11 | | |
| 13 | 12 | 9 | 283,000 | 12 | | |
| 14 | 12 | | | 13 | | |
| 15 | 13 | 3 | 302,800 | 14 | | |
| 16 | 14 | 6 | 312,700 | 15 | | |
| 17 | 15 | 9 | 322,800 | 16 | | |
| 18 | 15 | | | 17 | | |
| 19 | 16 | | | 18 | | |
| 20 | 17 | | | 19 | | |
| 21 | 18 | | | 20 | | |
| 22 | 19 | | | 21 | | |
| 23 | 20 | | | 22 | | |

| | | | | | | |
|----|----|--|--|--|--|--|
| 24 | 21 | | | | | |
| 25 | 22 | | | | | |
| 26 | 23 | | | | | |
| 27 | 24 | | | | | |
| 28 | 25 | | | | | |
| 29 | 26 | | | | | |
| 30 | 27 | | | | | |
| 31 | 28 | | | | | |
| 32 | 29 | | | | | |
| 33 | 30 | | | | | |
| 34 | 31 | | | | | |
| 35 | 32 | | | | | |

ウ 研究職給料表の適用を受ける者

| 旧 号 給 | 職務の級 | | | | | | | | |
|-------------|------|----|------------|-----|----|------------|-----|----|------------|
| | 2級 | | | 3級 | | | 4級 | | |
| | 新号給 | 期間 | 暫定給料月 額 | 新号給 | 期間 | 暫定給料月 額 | 新号給 | 期間 | 暫定給料月 額 |
| | | 月 | 円 | | 月 | 円 | | 月 | 円 |
| 1 | | | | 1 | | | 1 | | |
| 2 | 2 | | | 2 | 3 | 265,300 | 2 | 3 | 306,300 |
| 3 | 3 | | | 3 | 6 | 275,300 | 3 | 6 | 316,700 |
| 4 | 4 | | | 4 | 9 | 285,300 | 4 | 9 | 327,300 |
| 5 | 5 | | | 4 | | | 4 | | |
| 6 | 6 | | | 5 | 3 | 305,300 | 5 | | |
| 7 | 7 | 3 | 229,400 | 6 | 6 | 315,500 | 6 | | |
| 8 | 8 | 6 | 238,100 | 7 | 9 | 325,800 | 7 | | |
| 9 | 9 | 9 | 246,800 | 7 | | | 8 | | |
| 10 | 9 | | | 8 | | | 9 | | |
| 11 | 10 | 3 | 263,300 | 9 | | | 10 | | |
| 12 | 11 | 6 | 270,900 | 10 | | | 11 | | |
| 13 | 12 | 9 | 278,400 | 11 | | | 12 | | |

| | | | | | | | | | |
|----|----|--|--|----|--|--|----|--|--|
| 14 | 12 | | | 12 | | | 13 | | |
| 15 | 13 | | | 13 | | | 14 | | |
| 16 | 14 | | | 14 | | | 15 | | |
| 17 | 15 | | | 15 | | | 16 | | |
| 18 | 16 | | | 16 | | | 17 | | |
| 19 | 17 | | | 17 | | | 18 | | |
| 20 | 18 | | | 18 | | | 19 | | |
| 21 | 19 | | | 19 | | | 20 | | |
| 22 | 20 | | | 20 | | | 21 | | |
| 23 | 21 | | | 21 | | | 22 | | |
| 24 | 22 | | | 22 | | | | | |
| 25 | 23 | | | 23 | | | | | |
| 26 | 24 | | | 24 | | | | | |
| 27 | 25 | | | | | | | | |
| 28 | 26 | | | | | | | | |
| 29 | 27 | | | | | | | | |
| 30 | 28 | | | | | | | | |

エ 医療職給料表（一）の適用を受ける者

| 旧 号 給 | 職務の級 | | | | | | | | |
|-------------|------|----|------------|-----|----|------------|-----|----|------------|
| | 1級 | | | 2級 | | | 3級 | | |
| | 新号給 | 期間 | 暫定給料月 額 | 新号給 | 期間 | 暫定給料月 額 | 新号給 | 期間 | 暫定給料月 額 |
| | | 月 | 円 | | 月 | 円 | | 月 | 円 |
| 1 | | | | 1 | | | 1 | 9 | 334,900 |
| 2 | 2 | | | 2 | 3 | 308,300 | 1 | | |
| 3 | 3 | | | 3 | 6 | 320,400 | 2 | 3 | 360,000 |
| 4 | 4 | 3 | 257,000 | 4 | 9 | 332,700 | 3 | 6 | 372,600 |
| 5 | 5 | 6 | 268,500 | 4 | | | 4 | 9 | 385,200 |
| 6 | 6 | 9 | 280,500 | 5 | 3 | 357,500 | 4 | | |
| 7 | 6 | | | 6 | 6 | 369,900 | 5 | | |
| 8 | 7 | 3 | 304,600 | 7 | 9 | 382,400 | 6 | | |

| | | | | | | | |
|----|----|---|---------|----|--|----|--|
| 9 | 8 | 6 | 316,600 | 7 | | 7 | |
| 10 | 9 | 9 | 328,300 | 8 | | 8 | |
| 11 | 9 | | | 9 | | 9 | |
| 12 | 10 | 3 | 348,000 | 10 | | 10 | |
| 13 | 11 | 6 | 357,600 | 11 | | 11 | |
| 14 | 12 | 9 | 367,100 | 12 | | 12 | |
| 15 | 12 | | | 13 | | 13 | |
| 16 | 13 | | | 14 | | 14 | |
| 17 | 14 | | | 15 | | 15 | |
| 18 | 15 | | | 16 | | 16 | |
| 19 | 16 | | | 17 | | 17 | |
| 20 | 17 | | | 18 | | 18 | |
| 21 | 18 | | | 19 | | 19 | |
| 22 | | | | 20 | | 20 | |
| 23 | | | | 21 | | 21 | |
| 24 | | | | 22 | | 22 | |
| 25 | | | | 23 | | 23 | |

附 則（平成九年条例第三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（寒冷地手当の基準額に関する経過措置）

- 2 平成九年二月二十八日以前から引き続き第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第十八条第一項に規定する寒冷地に在勤する職員の寒冷地手当（その支給すべき事由の生じた日が平成十二年度の第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十八条第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に対応する同項後段の人事委員会規則で定める日（以下「指定日」という。）以前であるものに限る。）について、同条第五項の規定によるものとした場合の基準額（以下「改正後の基準額」という。）が、みなし基準額（平成八年八月九日（同日の翌日から平成九年二月二十八日までの間に新たに職員となった者にあつては、職員となった日。以下「平成八年度基準日」という。）における改正後の条

例の規定による当該職員の給料の月額と平成八年度基準日におけるその者の扶養親族の数に応じて改正後の条例第八条第三項及び第四項の規定の例により算出した額との合計額（同条の規定が適用されない職員にあっては、改正後の条例の規定による平成八年度基準日における給料の月額）又は五十八万三千円のいずれか低い額に平成九年二月二十八日において当該職員の在勤していた地域に応じて改正前の条例第十八条第三項の表に定める支給割合を乗じて得た額と同日において当該職員の在勤していた地域及び同日における当該職員の世帯等の区分に応じて同表に定める額を合算した額（同日の翌日から平成十二年度の基準日に対応する指定日までの間に当該職員が改正後の基準額の異なる地域に異動した場合その他の人事委員会規則で定める場合にあっては、その定める額）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる場合において、みなし基準額から改正後の基準額を減じた額が次の表の上欄に掲げる寒冷地手当を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める額を超えるときは、改正後の条例第十八条第五項の規定にかかわらず、みなし基準額から同表の上欄に掲げる当該期間の区分に応じ同表の下欄に定める額を減じた額をもって当該職員に係る同項の基準額とする。

| | |
|-----------------------------|-----|
| 平成九年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで | 二万円 |
| 平成十年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで | 四万円 |
| 平成十一年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで | 六万円 |
| 平成十二年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで | 八万円 |

（福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正）

- 3 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年福島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成九年条例第六二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第一百号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正）

- 3 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年福

島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成九年条例第七三号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第九条の五第二項第二号、第十条第二項第一号及び第三号並びに第十六条の二第一項の改正規定は平成十年一月一日から、第九条の五第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号の改正規定は同年四月一日から施行する。

(平成九年規則第九三号で平成九年一二月二四日から施行)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成九年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受け取る期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者等の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成十年三月三十一日までの間における異動者等の号給等の調整)

- 6 施行日から平成十年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新た

に給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則 (平成一〇年条例第五九号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項、第十六条の二第一項、第十六条の四第二項、第十七条第二項及び第十七条の四第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第十八条の七及び第十九条の改正規定は平成十一年一月一日から、第九条の四の改正規定、第九条の五第一項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同項に一号を加える改正規定、第十八条の二第三項の改正規定並びに附則第七項から第九項まで及び第十二項の規定は同年四月一日から、第十八条第一項の改正規定は平成十二年一月一日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成十年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者等の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規

定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成十一年三月三十一日までの間における異動者等の号給等の調整)

- 6 施行日から平成十一年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(調整手当に係る経過措置)

- 7 平成十一年四月一日の前日において改正前の職員の給与に関する条例第九条の四の規定に基づき調整手当の支給を受けていた職員については、改正後の職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、平成十二年三月三十一日までの間に限り、改正前の職員の給与に関する条例第九条の四の規定は、なおその効力を有する。
- 8 平成十一年四月一日の前日において改正前の職員の給与に関する条例第九条の二の規定に基づき調整手当の支給を受けていた職員については、その在勤する地域を異にして異動した場合（同日以後の最初の異動の場合に限る。）に限り、改正後の職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、改正前の職員の給与に関する条例第九条の四第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「三年」とあるのは、「一年」とする。
- 9 平成十一年四月一日以後において国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）の職員から引き続いて新たに職員となった者（当該国等の職員となる際に、職員から引き続いて当該国等の職員となった者に限る。）については、前項の規定による調整手当を支給

される職員との権衡上必要があると認められる範囲内で、人事委員会規則で定めるところにより、改正前の職員の給与に関する条例第九条の四の規定の例により、調整手当を支給する。

(給与の内払)

- 10 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

- 12 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年福島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成一一年条例第五一号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の二第一項の改正規定は平成十二年一月一日から、第十一条の三第一項、第十七条第二項及び第十七条の五第二項の改正規定は同年四月一日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者等の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれら

を受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者等の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成十二年三月三十一日までの間における異動者等の号給等の調整)

- 6 施行日から平成十二年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成十二年三月に支給する期末手当及び期末特別手当の割合等の特例)

- 7 平成十二年三月に支給する期末手当に関する改正後の条例第十七条第二項及び期末特別手当の支給に関する改正後の条例第十七条の五第二項の規定の適用については、改正後の条例第十七条第二項及び第十七条の五第二項中「百分の五十五」とあるのは、「百分の二十五」とする。

- 8 改正後の条例第十七条及び前項の規定により平成十二年三月に支給されることとなる期末手当の額が第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より低い額となる職員の同月に支給されるべき期末手当の額は、同条及び同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

一 前項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき改正後の条例第十七条の規定により平成十二年三月に支給されることとなる期末手当の額

二 平成十二年三月に支給されることとなる期末手当に関し、改正後の条例第十七条第二項の期末手当基礎額について、同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、扶養手当の月額以外の額にあってはこの条例の公布の日における額、扶養手当の月額にあってはその基準日における額とし、前項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条第二項中「百分の五十五」とあるのは、「百分の三十」と読み替えて同条の規定を適

用して得た額

- 9 平成十一年十二月二日以後に新たに改正後の条例第十七条の規定の適用を受けることとなった職員の平成十二年三月に支給される期末手当については、前項の規定は適用しない。

(給与の内払)

- 10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則 (平成一二年条例第一九二号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第四項及び第七項、第十条第二項、第十七条第二項、第十七条の四第二項並びに第十七条の五第二項の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第八項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

(昇給停止に関する経過措置)

- 3 平成十三年四月一日(以下この項及び次項において「基準日」という。)前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において五十五歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、五十七歳。以下「昇給停止年齢」という。)に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員(基準日においてこの条例による改正前の職員の給与に関する条例第四条第七項の人事委員会規則で定める年齢を超えていない職員に限る。以下「昇給停止年齢超過職員」という。)の昇給については、なお従前の例による。
- 4 基準日前から引き続き給料表の適用を受け、基準日後に昇給停止年齢に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるもののうち、基準日において五十一歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、五十三歳)に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員(以下「五十

一歳等超過職員」という。)については、平成十八年三月三十一日までの間、この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第四条第七項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日以後の最初の三月三十一日後も、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができるものとし、五十一歳等超過職員以外の職員及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員で基準日における年齢が五十一歳を超え、五十二歳を超えていないものについては、新条例第四条第七項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日以後の最初の三月三十一日後も、平成十八年四月一日までの間において人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又は五十一歳等超過職員との権衡上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定める職員についても、同様とする。

(平成十三年三月に支給する期末手当及び期末特別手当の割合等の特例)

- 5 平成十三年三月に支給する期末手当に関する改正後の条例第十七条第二項及び期末特別手当の支給に関する改正後の条例第十七条の五第二項の規定の適用については、改正後の条例第十七条第二項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十五」と、改正後の条例第十七条の五第二項中「百分の五十五」とあるのは「百分の四十」とする。
- 6 改正後の条例第十七条及び前項の規定により平成十三年三月に支給されることとなる期末手当の額が第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より低い額となる職員の同月に支給されるべき期末手当の額は、同条及び同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。
 - 一 前項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき改正後の条例第十七条の規定により平成十三年三月に支給されることとなる期末手当の額
 - 二 平成十三年三月に支給されることとなる期末手当に関し、改正後の条例第十七条第二項の期末手当基礎額について、同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、扶養手当の月額以外の額にあってはこの条例の公布の日において受けるべき額、扶養手当の月額にあってはその基準日において受けるべき額とし、前項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条第二項中「百分の五十五」とあるのは、「百分の十五」と読み替えて同条の規定を適用して得た額及び改正後の条例第十七条の四第二項の勤勉手当基礎額について、この条例の公布の日における額に百分の五を乗じて得た額の合計額
- 7 平成十二年十二月二日以後に新たに改正後の条例第十七条の規定の適用を受けることとなった職員の平成十三年三月に支給される期末手当については、前項の規定は適用しな

い。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則 (平成一三年条例第一号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年条例第七三号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第五項、第十七条第二項及び第三項並びに第十七条の五第二項の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成十三年四月一日から適用する。
(平成十四年三月に支給する期末手当及び期末特別手当の割合等の特例)
- 3 平成十四年三月に支給する期末手当に関する改正後の条例第十七条第二項及び期末特別手当の支給に関する改正後の条例第十七条の五第二項の規定の適用については、改正後の条例第十七条第二項及び第十七条の五第二項中「百分の五十五」とあるのは「百分の五十」とする。
- 4 改正後の条例第十七条及び前項の規定により平成十四年三月に支給されることとなる期末手当の額が第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より低い額となる職員の同月に支給されるべき期末手当の額は、同条及び同項の規定にかかわらず第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。
- 一 前項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき改正後の条例第十七条の規定により平成十四年三月に支給されることとなる期末手当の額
- 二 平成十四年三月に支給されることとなる期末手当に関し、改正後の条例第十七条第二項の期末手当基礎額について、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、扶養手当の月額以外の額にあってはこの条例の公布の日において受けるべき額、扶養手当の月額にあってはその基準日において受けるべき額とし、前項の規定の適用がないものとした場

合に適用されるべき同条第二項中「百分の五十五」とあるのは、「百分の五」と読み替えて同条の規定を適用して得た額

- 5 平成十三年十二月二日以後に新たに改正後の条例第十七条の規定の適用を受けることとなった職員の平成十四年三月に支給される期末手当については、前項の規定は適用しない。

(人事委員会への委任)

- 6 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則 (平成一四年条例第二号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第三条第九項の改正規定(「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護師、准看護婦及び准看護師」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年条例第八五号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年条例第一〇二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第十七条、第十七条の四及び第十七条の五の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者等の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成十五年三月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 4 平成十五年三月に支給する期末手当に関するこの条例(附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「改正後の条例」という。)第十七条第二項及び第三項並びに期末特別手当に関する改正後の条例第十七条の五第二項の規定の適用については、改正後の条例第十七条第二項中「百分の五十五」とあるのは「百分の五十」と、同条第三項中「百分の三十」とあるのは「百分の二十五」と、改正後の条例第十七条の五第二項中「百分の五十五」とあるのは「百分の五十」とする。
- 5 平成十五年三月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、改正後の条例第十七条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで、第十七条の五第二項から第五項まで又は第十九条第一項から第三項まで、第五項、第六項若しくは第八項並びに前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。
 - 一 平成十五年三月一日(期末手当等について改正後の条例第十七条第一項後段、第十七条の五第一項後段又は第十九条第八項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成十四年四月一日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額
 - 二 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額(継続在職期間において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事委員会規則で定める給料月額)、初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額
- 6 平成十四年四月一日から基準日までの間において福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)の適用を受ける者その他の人事委員会

規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、前項各号に掲げる額に、それぞれ人事委員会規則で定める額を加えるものとする。

(平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置)

- 7 平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関するこの条例による改正後の職員の給与に関する条例第十七条第二項及び第十七条の五第二項の規定の適用については、これらの規定中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同条例第十七条第二項第一号及び第十七条の五第二項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同条例第十七条第二項第二号及び第十七条の五第二項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同条例第十七条第二項第三号及び第十七条の五第二項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同条例第十七条第二項第四号及び第十七条の五第二項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

(人事委員会への委任)

- 8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附 則 (平成一五年条例第八二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第十七条及び第十七条の五の改正規定並びに附則第八項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者等の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 4 平成十五年十二月に支給する期末手当に関するこの条例(附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「改正後の条例」という。)第十七条第二項及び第三項並びに期末特別手当に関する改正後の条例第十七条の五第二項の規定の適用については、改正後の条例第十七条第二項中「百分の百七十」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百二十五」と、同条第三項中「百分の九十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の八十」とあるのは「百分の六十五」と、改正後の条例第十七条の五第二項中「百分の百八十」とあるのは「百分の百六十」とする。
- 5 平成十五年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、改正後の条例第十七条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで、第十七条の五第二項から第五項まで又は第十九条第一項から第三項まで、第五項、第六項若しくは第八項並びに前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(人事委員会規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。
- 一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者(同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)において職員が受けるべき給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(職員の給与に関する条例第十条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)及び特地勤務手当(同条例第十一条の三の規定による手当を含む。)並びに福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和四十六年福島県条例第七十号)第三条第一項に規定する教職調整額の月額合計額に百分の一・一二を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- 二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の一・一二を乗じて得た額

6 平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間において福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該人事委員会規則で定める額の合計額」とする。

（人事委員会への委任）

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

8 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和二十八年福島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成一五年条例第九八号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

10 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の福島県立病院事業の設置等に関する条例、福島県個人情報保護条例、福島県情報公開条例及び福島県立病院医師修学資金貸与条例（以下「改正前の条例」と総称する。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、施行日以後においては改正後の福島県立病院事業の設置等に関する条例、福島県個人情報保護条例、福島県情報公開条例及び福島県立病院医師修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」と総称する。）の相当規定により病院事業管理者が行うこととなる事務に係るものは、改正後の条例の規定により病院事業管理者がした処分その他の行為とみなす。

11 施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で施行日以後においては病院事業管理者が処理することとなる事務に係るものは、改正後の条例の相当規定により病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則（平成一六年条例第七号）

